

防災センター評価制度の手引き

令和 2 年 9 月

一般社団法人 東京防災設備保守協会

は じ め に

当協会では、「防災センターの評価規程」を定め、平成5年から学識経験者、関係業界等の委員で構成する「防災センター評価委員会」を設置し、「防災センターに関する技術上の指針」（平成21年5月「防災センター等の技術上の基準」に改定）を基に防災センターの構造、機能及び防災センターを中心とした自衛消防体制等の有効性について審議を行い、これまで1000を超える評価をしてまいりました。

近年における防火対象物は、より大規模・高層・深層化が進み、同時に用途の複合化、管理形態の複雑化により、日常の維持管理や火災等の災害時に、防災センターが果たす役割が極めて重要となってきております。また、消防・防災設備等は高機能化が進み、防災センターで監視、操作等の項目が増加する傾向にあり、処理しなければならない情報量も多くなっております。

このような状況下にあつて、防火対象物の在館者の安全を確保するための対策は、ますます重要となってきており、特に、消防・防災設備等のシステムが集約されている防災センターは、防火対象物の利用形態、管理形態等も含め、一定の性能を確保することが求められます。

このたび、近年の関係法令改正および防災センター等の技術上の基準の改正に伴い「防災センター評価制度の手引き」を更新いたしましたので、参考にしていただくとともに、当評価制度が、適正な防災センターの構築に活用され、防火対象物の安全・安心に寄与することを願っております。

令和2年9月

一般社団法人 東京防災設備保守協会

目 次

第1 関係条文

1	火災予防条例（昭和37年3月31日東京都条例第65号）（抜粋）-----	1
	「火災予防条例第55条の2の2」	
	「火災予防条例第55条の2の3」	
	「火災予防条例第55条の5」	
2	火災予防条例施行規則（昭和37年6月26日東京都規則第100号）（抜粋）-----	4
	「火災予防条例施行規則第11条の3の2」	
	「火災予防条例施行規則第11条の3の3」	
	「火災予防条例施行規則第11条の5」	
	「火災予防条例施行規則第11条の6」	
3	火災予防施行規程（昭和37年7月3日東京消防庁告示第17号）（抜粋）-----	7
	「火災予防施行規程第6条の3の2」	
	「火災予防施行規程第8条の4」	
	「火災予防施行規程第8条の5」	
	「火災予防施行規程第8条の6」	
4	消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）（抜粋）-----	9
	「消防法施行規則第12条第1項第8号」	
5	消防庁告示 第7号（平成16年5月31日）-----	10
	「総合操作盤の基準」	
6	消防庁告示 第8号（平成16年5月31日）-----	20
	「総合操作盤の設置方法」	

第2 関係基準・通知

1	予防事務審査・検査基準（防災センター抜粋）-----	23
2	総合操作盤の基準及び設置方法に係る運用について-----	65
	（平成16年5月31日消防予第93号消防庁予防課長通知）	

第3 防災センター評価に係る手続き・規程

1	防災センター評価の流れ-----	70
2	防災センターの評価規程-----	71
	（平成5年3月11日保守協会規程第1号）	
3	防災センターの評価規程事務処理要綱-----	79
	（平成5年3月11日保守協会要綱第1号）	
4	防災センター評価に係る添付図書-----	91

第 1 関係条文

1 火災予防条例（抜粋）

〔火災予防条例第55条の2の2〕（消防用設備等又は特殊消防用設備等の管理）

次に掲げる防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等は、防災センターにおいて集中して管理しなければならない。

一 令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）のうち、地階を除く階数が11以上で延べ面積が10,000㎡以上のもの又は地階を除く階数が5以上で延べ面積が20,000㎡以上のもの

二 令別表第一(16)の2項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のもの

三 令別表第一(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。）のうち、地階を除く階数が15以上で延べ面積が30,000㎡以上のもの

四 前3号に掲げる防火対象物以外の令別表第一に掲げる防火対象物で、延べ面積が50,000㎡以上のもの

2 前項に規定する防災センターにおいて消防用設備等又は特殊消防用設備等を集中して管理しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、監視、操作等を行うための装置の機能、方法その他当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の集中管理に関する計画を消防総監に届け出なければならない。

一部改正 平成17年10月13日 条例127号

一部改正 平成18年10月12日 条例142号

一部改正 平成27年12月24日 条例156号

〔火災予防条例第55条の2の3〕（防災センター要員）

前条第1項各号に掲げる防火対象物の管理について権原を有する者は、消防総監が定める防災センター技術講習又は次項に規定する防災センター実務講習を修了し、消防総監が定める修了証（以下「防災センター要員講習修了証」という。）の交付を受け、かつ、第62条の4第1項に規定する自衛消防技術認定証を有している者のうちから、防災センターにおいて監視、操作等の業務に従事し、及び災害等が発生した場合に自衛消防の活動を行う者（以下「防災センター要員」という。）を規則で定めるところにより、前条第1項に規定する防災センターに置かなければならない。

2 防災センター要員講習修了証の交付を受けている者は、当該修了証の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に消防総監が定める防災センター実務講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても、同様とする。

追加 平成18年10月12日 条例142号

一部改正 平成27年10月15日 条例125号

〔火災予防条例第55条の5〕（自衛消防活動中核要員）

次に掲げる防火対象物（第9号から第11号までにあつては、令別表第一(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。）の管理について権原を有する者は、第62条の4第1項に規定する自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（以下「自衛消防活動中核要員」という。）を規則で定めるところにより、当該防火対象物に置かなければならない。

一 令別表第一(16)の2項に掲げる防火対象物で、床面積の合計が3,000㎡以上

のもの

- 二 令別表第一(5)項イに掲げる防火対象物(同一敷地内に管理について権原を有する者が同一の者である防火対象物が二以上ある場合は、一の防火対象物とみなす。以下次号、第4号及び第7号において同じ。)で、延べ面積が3,000㎡以上のもの
 - 三 令別表第一(2)項又は(3)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が3,000㎡以上あり、かつ、収容人員が300人以上のもの
 - 四 令別表第一(4)項又は(12)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が5,000㎡以上のもの
 - 五 令別表第一(1)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が10,000㎡以上のもの又は収容人員が2,000人以上のもの
 - 六 令別表第一(13)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が10,000㎡以上のもの
 - 七 令別表第一(6)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が10,000㎡以上あり、かつ、収容人員が500人以上のもの
 - 八 令別表第一(15)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が30,000㎡以上のもの
 - 九 令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)で、前各号の一に該当する用途、規模及び収容人員が存するもの又はその延べ面積が10,000㎡(同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものは、当該部分を除く部分の床面積の合計が10,000㎡)以上のもの
 - 十 令別表第一(16)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。)で、第4号(同表(4)項に掲げるものを除く。)、第6号若しくは第8号の用途及び規模が存するもの又はその延べ面積が30,000㎡(同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものは、当該部分を除く部分の床面積の合計が30,000㎡)以上のもの
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、法第8条の2で定める高層建築物(令別表第一(5)項ロに掲げるものを除く。)で、延べ面積が20,000㎡(同表(16)項の防火対象物で同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものは、当該部分を除く部分の床面積の合計が20,000㎡)以上のもの
 - 十二 第55条の3第1項第1号又は第2号に掲げる防火対象物(前各号に掲げる防火対象物に存するものを除く。)
- 2 自衛消防活動中核要員の活動に必要な装備は、規則で定める。
 - 3 第1項に規定する防火対象物の管理について権原を有する者は、自衛消防活動中核要員に対して、火災、地震その他の災害の発生に伴う当該防火対象物における傷病者を応急に救護するために必要な知識及び技術に関する講習で消防総監が有効と認めるものを受講させ、自衛消防活動の技能を高めさせるよう努めなければならない。
 - 4 第1項各号に掲げる防火対象物のうち第55条の2の2第1項第1号若しくは第2号に掲げるもの又は次に掲げるもので防災センターが設置されているものにあつては、当該防火対象物の防災センター要員は自衛消防活動中核要員となるものとする。
 - 一 令別表第一(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。)で、地階を除く階数が11以上で延べ面積が10,000㎡以上のもの
 - 二 令別表第一に掲げる防火対象物(同表(16)の3)項及び(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。)で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 建築基準法施行令第20条の2第2号の規定による中央管理室(総合操作盤その他これに類する設備が設けられているものに限る。)が設けられているもの
 - ロ 延べ面積が50,000㎡以上のもの
 - 三 令別表第一(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、地階の床面積の合計が5,000㎡以上のもの

一部改正	平成18年10月12日	条例142号
一部改正	平成21年 3月31日	条例 57号
一部改正	平成27年12月24日	条例156号

2 火 災 予 防 条 例 施 行 規 則 (抜粋)

〔火災予防条例施行規則第 11 条の 3 の 2〕(防災センターの構造、機能等)

条例第 55 条の 2 の 2 第 1 項の規定による防災センターの構造、機能等は、次のとおりとする。

- 一 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。)又はその直上階若しくは直下階で外部から出入りが容易な位置にあること。
 - 二 壁、柱及び床を耐火構造とし、窓及び出入口には防火戸(出入口にあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。)が設けられており、かつ、室内に面する壁、柱及び天井の仕上げが不燃材料としたものであること。
 - 三 水が浸入し、又は浸透するおそれのない措置が講じられていること。
 - 四 換気、暖房又は冷房の設備の風道が設けられている場合には、当該風道の部分の給気口及び排気口等に火煙の流入を防止するため、有効に閉鎖することができる建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備が設けられていること。
 - 五 消防用設備等、特殊消防用設備等その他防災に関係する設備の監視、操作等及び災害時における防災活動に必要な広さであること。
 - 六 消防用設備等又は特殊消防用設備等の作動と連動し、又はこれに附属する装置(以下「連動装置等」という。)は、火災の警戒、発見、通報、消火若しくは拡大防止又は避難の誘導等に有効に活用することができるものであり、かつ、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能に障害を与えないものであること。
 - 七 入口の見やすい箇所に、防災センターである旨が表示されていること。
 - 八 災害時における防災活動に消防総監が必要と認める機能が確保されているものであること。
 - 九 防災センター内の機器等は、有効な耐震措置が講じられ、震災等に伴う火災時においても前号の機能に障害が生じないものであること。
 - 十 総合操作盤及び制御装置等からの集中管理を補完するための図書として消防総監が必要と認めるものが災害時に有効に活用できるよう備え付けられているものであること。
- 2 条例第 55 条の 2 の 2 第 2 項の規定による届出は、次に掲げる図書を添えて別記第 2 号様式の 2 の届出書により行わなければならない。
- 一 総合操作盤及び制御装置等並びに連動装置等の配置図、立面図、システム構成図、連動機能表、機器相互の接続図、仕様書及び取扱方法を記載した図書並びに防災センターの配置図、平面図、構造図、室内仕上表その他前項各号の規定に適合することが分かる図書
 - 二 連動装置等が消防用設備等又は特殊消防用設備等に与える影響及び当該連動装置等の有効性について記載した図書
 - 三 消防総監が定める事項を記載した防災センター管理計画

一部改正 平成 17 年 10 月 13 日 規則 197 号

一部改正 平成 21 年 3 月 31 日 規則 34 号

一部改正 令和 2 年 3 月 11 日 規則 12 号

〔火災予防条例施行規則第 11 条の 3 の 3〕(防災センター要員の配置)

条例第 55 条の 2 の 3 第 1 項の規定による防災センター要員は、条例第 55 条の 2 の 2 第 1 項の防災センターにおいて消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等の監視、操作等を常時行うことができるように配置するものとする。ただし、消防署長が防火対象物の位置、構造、設備、収容人員、従業者、使用形態、管理形態等から判断して、監視、操作等及び自衛消防の活動上支障ないと認める場合は、この限りでない。

追加 平成 18 年 10 月 12 日 規則 243 号

〔火災予防条例施行規則第 11 条の 5〕（自衛消防活動中核要員の人員等）

条例第 55 条の 5 第 1 項の規定による自衛消防活動中核要員の人員は、次の表の上欄（左欄）に掲げる防火対象物の区分に応じて、それぞれ同表の下欄（右欄）に掲げる数（1 未満の端数は切り上げるものとする。）以上とするものとする。

ただし、消防総監が別に定める使用実態等のある防火対象物にあつては、消防総監が定める数以上とするものとする。

防 火 対 象 物 の 区 分	算 出 基 準
条例第 55 条の 5 第 1 項第 1 号	床面積から 10,000 m ² を減じた数を 10,000 m ² で除して得た数に 5 を加えた数（床面積が 10,000 m ² 以下の防火対象物にあつては 5 とする。）
条例第 55 条の 5 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 7 号	延べ面積から 10,000 m ² を減じた数を 10,000 m ² で除して得た数に 5 を加えた数（延べ面積が 10,000 m ² 以下の防火対象物にあつては 5 とする。）
条例第 55 条の 5 第 1 項第 4 号	一 令別表第一(4)項に掲げる防火対象物 延べ面積から 10,000 m ² を減じた数を 10,000 m ² で除して得た数に 5 を加えた数（延べ面積が 10,000 m ² 以下の防火対象物にあつては 5 とする。） 二 令別表第一(12)項に掲げる防火対象物 延べ面積から 30,000 m ² を減じた数を 10,000 m ² で除して得た数に 5 を加えた数（延べ面積が 30,000 m ² 以下の防火対象物にあつては 5 とする。）
条例第 55 条の 5 第 1 項第 6 号及び第 8 号	延べ面積から 30,000 m ² を減じた数を 10,000 m ² で除して得た数に 5 を加えた数（延べ面積が 30,000 m ² 以下の防火対象物にあつては 5 とする。）
条例第 55 条の 5 第 1 項第 9 号	延べ面積（令別表第一(5)項口に掲げる用途に供される部分が存する防火対象物は、当該部分を除く部分の床面積の合計。以下この表において同じ。）から 10,000 m ² を減じた数を 10,000 m ² で除して得た数に 5 を加えた数（延べ面積が 10,000 m ² 以下の防火対象物にあつては 5 とする。）
条例第 55 条の 5 第 1 項第 10 号	延べ面積から 30,000 m ² を減じた数を 10,000 m ² で除して得た数に 5 を加えた数（延べ面積が 30,000 m ² 以下の防火対象物にあつては 5 とする。）
条例第 55 条の 5 第 1 項第 11 号	一 令別表第一(2)項、(3)項、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物 延べ面積から 20,000 m ² を減じた数を 10,000 m ² で除して得た数に 5 を加えた数 二 令別表第一(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項、(11)項、(13)項ロ、(14)項、(15)項、(16)項ロ及び(17)項に掲げる防火対象物 延べ面積から 30,000 m ² を減じた数を 10,000 m ² で除して得た数に 5 を加えた数（延べ面積が 30,000 m ² 以下の防火対象物にあつては 5 とする。）
条例第 55 条の 5 第 1 項第 12 号	一 条例第 55 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物 指定数量（法第 9 条の 4 の規定に基づき危険物政令で定める数量をいう。）の倍数から 1,000 を減じた数を 1,000 で除して得た数に 5 を加えた数 二 条例第 55 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる防火対象物 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分の床面積の合計から 10,000 m ² を減じた数を 10,000 m ² で除して得た数に 5 を加えた数（当該床面積の合計が 10,000 m ² 以下の防火対象物にあつては 5 とする。）

2 前項の自衛消防活動中核要員の配置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自衛消防活動中核要員は、防災センター又はこれに準ずる場所（以下「本部」という。）及び担当区域（防火対象物の棟、階、延べ面積、収容人員、従業者等の状況に応じて定める区域をいう。以下同じ。）に配置する。
- 二 担当区域の数は、前項の規定により算出して得た数から 5 を減じた数を 5 で除した数（1

未満の端数は切り捨てるものとする。)とする。ただし、従業者の数が次号に規定する担当区域に必要な自衛消防活動中核要員の数に担当区域の数を乗じて得た数を満たすことができない場合は、当該担当区域の数については、従業者の数から5名を減じた数を5で除した数(1未満の端数は切り捨てるものとする。)とすることができる。

三 本部に配置する自衛消防活動中核要員は5名以上とし、担当区域に配置する自衛消防活動中核要員は一つの担当区域当たり5名以上とする。

3 前2項の規定にかかわらず、消防署長が防火対象物の位置、構造、設備、収容人員、従業者、使用形態、管理形態等から判断して自衛消防活動上支障ないと認めるときは、この限りでない。

一部改正 平成18年10月12日 規則243号

一部改正 平成31年 3月12日 規則 22号

〔火災予防条例施行規則第11条の6〕(自衛消防活動中核要員の装備)

条例第55条の5第2項の規定による自衛消防活動中核要員の装備は、次に掲げるものとし、本部に備えるものとする。ただし、消防署長が自衛消防活動上支障ないと認めるときはこの限りでない。

一 個人用装備

- イ 防火衣又は作業衣
- ロ 消防用ヘルメット
- ハ 警笛
- ニ 携帯用照明器具
- ホ 携帯用無線機その他の情報伝達機器

二 隊用装備

- イ 消火器その他の消火資機材
- ロ とび口その他の破壊器具
- ハ ロープ
- ニ 携帯用拡声器
- ホ バールその他の救出用具
- ヘ 担架
- ト ガーゼ、包帯、三角巾その他の応急手当用具

2 前項に規定する装備は、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持し、及び管理しなければならない。

一部改正 平成18年10月12日 規則243号

3 火災予防施行規程（抜粋）

〔火災予防施行規程第6条の3の2〕（消防用設備等に係る総合操作盤を設ける防火対象物の指定）

規則第12条第1項第8号ハに該当するもので、消防総監又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、令別表第一(1)項から(16)項までに掲げるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物（規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）を除く。）で、次のいずれかを満たすもの
イ 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000㎡以上
ロ 地階を除く階数が5以上10以下であり、かつ、延べ面積が20,000㎡以上
- 二 令別表第一(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。）で、地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000㎡以上のもののうち、次のいずれかの設備が設置されているもの
イ 令第12条第1項又は条例第39条第1項に基づくスプリンクラー設備
ロ 令第13条第1項又は条例第40条第1項に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）
- 三 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物で、次のいずれかの設備が設置されているもの
イ 令第12条第1項又は条例第39条第1項に基づくスプリンクラー設備
ロ 令第13条第1項又は条例第40条第1項に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）

一部改正 平成14年 4月 1日 東京消防庁告示第 1号

一部改正 平成18年 1月20日 東京消防庁告示第 1号

一部改正 平成27年12月25日 東京消防庁告示第10号

〔火災予防施行規程第8条の4〕（防災センターの機能）

条規則第11条の3の2第1項第8号に規定する消防総監が定める防災センターの機能は、規則第12条第1項第8号の規定による総合操作盤の機能のほか、次のとおりとする。

- 一 総合操作盤の基準を定める件（平成16年5月消防庁告示第7号）第8に掲げるものを表示し、かつ、警報を行う機能
- 二 エレベーターの制御、運行状況等の表示に関する機能
- 三 エスカレーターの運行状況等の表示に関する機能
- 四 非常電源の状態監視並びに常用電源及び非常電源の切換状況の表示に関する機能
- 五 自動火災報知設備と連動する消防用設備等、特殊消防用設備等その他防災に係る設備等については、連動停止の状態が、災害時において復旧される機能
- 六 停電時等通常電力の供給が遮断された場合においても災害時の防災活動拠点として2時間以上稼働できる機能

追加 平成21年3月31日 東京消防庁告示第1号

〔火災予防施行規程第8条の5〕（防災センターに備え付ける図書）

条規則第11条の3の2第1項第10号に規定する消防総監が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 防火対象物の概要を示す図書
- 二 防火対象物の立面図及び各階平面図

- 三 消防用設備等、特殊消防用設備等その他防災に係る設備に関する図書
- 四 建築設備等に関する図書
- 五 集中管理体制の組織図
- 六 主要な関係者等の連絡先

追加 平成21年3月31日 東京消防庁告示第1号

〔火災予防施行規程第8条の6〕（防災センター管理計画）

条規則第11条の3の2第2項第3号に規定する消防総監が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 災害発生時の対応行動に関すること。
- 二 自衛消防活動の限界時間及び行動予測に関すること。
- 三 防災センターを中心とした自衛消防の体制及び維持管理に関すること。
- 四 防火対象物全体の自衛消防組織に関すること。
- 五 消防計画作成時に防災センター管理計画を反映させる方法に関すること。
- 六 自衛消防活動の検証要領に関すること。

追加 平成21年3月31日 東京消防庁告示第1号

4 消防法施行規則

〔消防法施行規則第12条第1項第8号〕（屋内消火栓設備に関する基準の細目）

高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち、次のイからハまでに掲げるものに設置される屋内消火栓設備には、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、消防庁長官が定める基準に適合する総合操作盤（消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等を行うために必要な機能を有する設備をいう。以下同じ。）を、消防庁長官が定めるところにより、当該設備を設置している防火対象物の防災センター（総合操作盤その他これらに類する設備により、防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。以下同じ。）、中央管理室（建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室をいう。）、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。以下「防災センター等」という。）に設けること。

- イ 令別表第一(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 延べ面積が50,000平方メートル以上の防火対象物
 - (ロ) 地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が30,000平方メートル以上の防火対象物
- ロ 延べ面積が1,000平方メートル以上の地下街
- ハ 次に掲げる防火対象物（イ又はロに該当するものを除く。）のうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの
 - (イ) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上の防火対象物
 - (ロ) 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上の特定防火対象物
 - (ハ) 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上の防火対象物

※ 上記規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備について準用する。

一部改正 平成16年 5月31日 総務省令第 93号

一部改正 平成20年 9月24日 総務省令第105号

〔総合操作盤の基準〕

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号（第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、総合操作盤の基準を次のとおり定める。

第1 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条第1項第8号（第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）に規定する総合操作盤の基準を定めるものとする。

第2 構造及び機能

総合操作盤の構造及び機能は、次に定めるところによる。

- 1 総合操作盤は、表示部、操作部、制御部、記録部及び附属設備で構成されるものとし、防火対象物の規模、利用形態、火災における人命安全の確保、防火管理体制及び消火活動の状況に応じて、円滑に運用できる機能を有するものとする。
- 2 耐久性を有すること。
- 3 周囲温度が零下5度以上40度以下（24時間の平均温度が35度を超えないものに限る。）であって、次に掲げるいずれかの使用状態において電源の電圧が定格電圧の90パーセント以上110パーセント以下の範囲で変動した場合に機能に異常を生じないこと。
 - （1） 40度のときの相対湿度が50パーセント以下であって、20度のときの相対湿度が90パーセント以下
 - （2） 零下5度以上30度以下のときの相対湿度が95パーセント以下であって、40度のときの相対湿度が50パーセント以下（周囲温度が30度以上40度以下の周囲温度及び相対湿度の変化が直線的であるものに限る。）
- 4 主要部の外箱の材料は、不燃性又は難燃性のものとする。
- 5 接点、コネクタその他の腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分には、防食のための措置が講じられていること。
- 6 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。
- 7 外部から容易に人が触れるおそれのある受電部及び充電部は、安全上支障のないように保護され、かつ、金属製外箱との間は絶縁されていること。
- 8 予備電源又は非常電源が附置されていること。なお、予備電源又は非常電源への切替えは、自動的に行い、総合操作盤としての機能に影響が生じないように措置されていること。
- 9 緊急時に必要な表示部及び操作部は、円滑に取り扱えるように措置されていること。
- 10 表示部の表示は、明瞭で分かりやすいものとする。
- 11 表示部は、総合操作盤の見やすい位置に配置し、消防用設備等からの信号を受信した場合には、速やかに第5第9号に定める項目を表示すること。ただし、信号を受信した旨の表示をするものにあつては、この限りでない。
- 12 操作部は総合操作盤の操作しやすい位置に配置されているとともに、誤操作を防止するための措置が講じられていること。

- 13 保守点検時に使用する表示部及び操作部には、その旨を明確に表示し、誤認及び誤操作を防止するための措置が講じられていること。
- 14 ガス緊急遮断弁の制御回路に接続される端子は、危険防止用表示カバーが設けられていること。
- 15 電源部は、最大負荷に連続して耐えられる容量とすること。
- 16 電源に異常が発生した場合において、プログラム等の異常起動がないよう措置されていること。
- 17 入力信号及び制御内容に対応した十分な処理能力を有していること。
- 18 地震による震動等に耐える十分な強度を有し、かつ、機器の移動、転倒、信号ケーブルの切断等を防止するための措置が講じられていること。

第3 維持管理機能

総合操作盤の維持管理に係る機能は、次に定めるところによる。

- 1 信号を受信した場合の表示及び記録に関する機能の点検が容易に行えること。
- 2 総合操作盤の構成部品は、保守点検及び修理の際に容易に交換できるような措置が講じられていること。
- 3 主要な構成機器に対する電源供給の異常を監視する機能があること。
- 4 防火対象物の防災に係る固有情報に関するソフトウェアの入力及び変更を行う場合には、当該ソフトウェアの取り扱いに精通した技術者が管理すること。

第4 防災設備等又は一般設備に係る監視を行う設備との兼用

総合操作盤と防災設備等又は一般設備に係る監視を行う設備とを兼ねる場合は、次に定めるところによる。

- 1 防災設備等（排煙設備（消防用設備等以外のものに限る。）、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。以下同じ。）若しくは一般設備（電力設備、給排水設備、空気調和設備その他のビル管理設備をいう。以下同じ。）の点検若しくは修理を実施した場合又は電源遮断等が生じた場合に、消防用設備等に係る監視、制御及び操作に関する機能に影響を及ぼさないように措置されていること。
- 2 C R T等により表示機能と操作機能とを兼ねるものにあつては、緊急時には消防用設備等に係る動作を優先して処理するものであること。
- 3 消防用設備等及び防災設備等に係る記録は、一般設備に係る記録と区分されていること。
- 4 消防用設備等及び防災設備等に係る優先機能は、消防用設備等及び防災設備等の復旧処理が行われるまで継続するものであること。

第5 表示機能

総合操作盤の表示機能は、次に定めるところによる。

- 1 表示は、C R T表示、グラフィック表示、液晶表示等（以下「C R T表示等」という。）による明瞭で分かりやすい方法とすること。
- 2 消防用設備等又は防災設備等に係るシンボル等については、別表第1によるものとする。
- 3 表示は、消防用設備等又は防災設備等の設置状況及び防火対象物全体の状況を把握できる機能を有すること。
- 4 火災等の発生状況及び拡大状況を建築物の平面図、断面図等を用いて、警戒区域、放射区域、防護区画等を逐次表示し、平面的な広がり、上下階方向及び防火区画の状況が容易に確認できることとし、その他の表示については、一括して又は個別に表示するものとする。
- 5 定位置に自動的に復旧しないスイッチを設けるものにあつては、当該スイッチが定位置にないときは、その旨が表示されること。
- 6 自動火災報知設備と連動する消防用設備等又は防災設備等にあつては、連動又は連動停止の状態を表示できること。
- 7 日時を表示できる機能を有し、時刻確認と調整が容易にできること。

- 8 総合操作盤に対する電源の供給状況を表示できること。
- 9 消防用設備等ごとの表示項目は、別表第2の上欄に掲げる消防用設備等の種別に応じ、同表の中欄に掲げる項目とすること。ただし、警戒区域、放射区域、防護区画等が互いに重複する場合にあっては、自動火災報知設備に係る警戒区域図を優先して表示し、その他の区域図等にあっては、簡略表示とすることができる。

第6 警報機能

総合操作盤の警報機能は、次に定めるところによる。

- 1 警報は、警報音又は音声警報音により行うこと。
- 2 警報音は、他の音響又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。
- 3 音声警報音のメッセージは、簡潔明瞭であること。
- 4 火災信号を受信した場合には、当該信号ごとに警報を発するものであること。
- 5 警報音又は音声警報音は、火災警報と消防用設備等及び防災設備等の作動警報との区別及び異常警報等の識別ができるように、音声又は鳴動方法が適切に設定されていること。
- 6 消防用設備等ごとの警報項目は、別表第2の上欄に掲げる消防用設備等の種別に応じ、同表の下欄に掲げる項目とすること。

第7 操作機能

総合操作盤の操作機能は、次に定めるところによる。

- 1 操作方法は、使用目的、頻度及び消防用設備等の数に応じ、分かりやすく適切な方法となっていること。
- 2 緊急時に操作を行うスイッチは、操作しやすい位置に設けること。
- 3 遠隔操作スイッチには、誤操作を防止するための措置が講じられていること。
- 4 消防用設備等ごとの操作項目は、別表第3の上欄に掲げる消防用設備等の種別に応じ、同表下欄に掲げる項目とすること。

第8 防災設備等に係る表示及び警報

総合操作盤に防災設備等に関して表示し、及び警報する設備を設ける場合にあっては、次に掲げるものを表示し、かつ、警報を行うものとする。

- 1 避難施設等
 - (1) 排煙設備
 - イ 排煙口の作動
 - ロ 排煙機の起動
 - ハ 排煙設備の電源異常
 - (2) 非常用の照明装置（電源別置型のものに限る。）
 - イ 電源の非常電源への切替え
 - ロ 減液警報（減液警報装置を有する蓄電池に限る。）
- 2 建築設備等
 - (1) 機械換気設備及び空気調和設備
 - イ 火災信号等による機械換気設備及び空気調和設備の停止
 - ロ 火災信号等による機械換気設備及び空気調和設備が連動停止の状態にある旨
 - (2) 非常用エレベーター
 - イ 非常用エレベーターの運行状況
 - ロ 故障又は休止の状態
 - ハ 管制運転している旨
 - ニ エレベーターインターホン呼出し
- 3 防火区画及び防煙区画
 - (1) 防火区画の構成機器の作動状況
 - (2) 防煙区画の構成機器の作動状況
 - (3) 防火区画及び防煙区画の電源異常

4 その他

- (1) 非常錠設備
 - イ 非常錠の状態
 - ロ 非常錠の電源異常
- (2) I T V設備
 - イ 主要な居室、避難経路、出火危険の高い場所等の状況
 - ロ I T V設備の電源異常
- (3) ガス緊急遮断弁の作動状態

第9 情報伝達機能

総合操作盤の情報伝達機能は、次に定めるところによる。

- 1 現場確認の指示、火災状況の伝達、自衛消防隊等と防災監視場所の間の連絡及び消防機関への通報等の情報伝達手段は、防火対象物の用途、規模及び管理体制等に応じたものとなっていること。
- 2 情報伝達機器は、緊急時の使用に適した設置位置であり、かつ、緊急時の使用環境条件を想定したものであること。
- 3 館内の利用者及び自衛消防隊員に対する情報伝達能力が十分にあること。
- 4 防災センター等の防災要員と中央管理室の管理要員との連絡が十分に行えること。
- 5 内線電話及び消防機関との通話が可能な専用電話機を設置すること。

第10 制御機能

総合操作盤の制御機能は、次に定めるところによる。

- 1 制御方式は、消防用設備等の数及びシステム機能に応じた適切なシステム構成となっており、かつ、システムを構成する部分の異常又は故障が全体機能の障害につながらないものとなっていること。
- 2 監視制御の対象となる消防用設備等と総合操作盤の間の故障箇所が容易に確認できること。

第11 記録機能

総合操作盤の記録機能は、次に定めるところによる。

- 1 消防用設備等及び防災設備等のうち、総合操作盤で表示する火災の情報、防火区画及び防煙区画の構成に関する情報、排煙設備の情報並びに消火設備の情報に係る次の事項については、速やかに印字できること。
 - (1) 作動した消防用設備等又は防災設備等の種別、日時、場所及び内容
 - (2) 異常が発生した消防用設備等又は防災設備等の種別、日時、場所及び内容
- 2 記録装置は、記録の漏れ又は誤りを防ぐ措置が講じられていること。
- 3 印字内容は、火災情報と他の情報が容易に識別できること。

第12 消防活動支援機能

火災発生時に、到着した消防隊に的確かつ早急に情報提供するため、総合操作盤に次に掲げる消防活動支援機能を設けるものとする。

- 1 C R T表示等に感知器、発信機又はガス漏れ検知器が作動したすべての階の平面図及び当該階に係る次の事項を分かりやすく表示できること。
 - (1) 作動した感知器又は発信機の位置
 - (2) 作動したガス漏れ検知器の位置及びガス遮断弁の作動状況
 - (3) 防火区画を構成する壁の位置並びに防火戸、防火・防煙シャッター、ダンパー及び可動防煙垂れ壁の作動状況
 - (4) 排煙機及び排煙口の作動状況
 - (5) スプリンクラー設備等自動消火設備の作動範囲
- 2 C R T等には、次の各階の平面図が簡単な操作により分かりやすく表示されること。
 - (1) 出火階の平面図

- (2) 出火階以外の感知器、発信機又はガス漏れ検知器の作動した階の平面図
- (3) 出火階の直上階の平面図
- (4) 出火階の直下階の平面図

第13 運用管理支援機能

総合操作盤に次に掲げる運用管理支援機能を設ける場合にあつては、それぞれ次に掲げるところによるものとする。

1 シミュレーション機能

シミュレーション機能（総合操作盤の消防用設備等及び防災設備等に係る監視、操作等の機能等を習得するために監視、操作等を模擬的に行うことができる機能をいう。）については、次のとおりとすること。

- (1) 消防用設備等に係る表示、警報又は操作に係る機能（以下「主機能」という。）に影響を与えないように措置されていること。
- (2) 消防用設備等及び防災設備等に係る監視、操作等について、模擬的に情報交換や消防用設備等及び防災設備等の制御を行いながら、防災訓練を行うことができること。
- (3) シミュレーション機能の作動中に消防用設備等に係る表示及び警報項目に係る信号が入った場合は、通常の作動状態に優先的に切り替わること。

2 ガイダンス機能

ガイダンス機能（総合操作盤の監視、操作等の事項について、操作、措置等に必要な情報を画面又は音声により表示する機能をいう。）については、次のとおりとすること。

- (1) 主機能に影響を与えないように措置されていること。
- (2) 消防用設備等及び防災設備等の表示及び警報に係る情報、保守点検の手順に係る情報並びに総合操作盤の使用方法に関する情報を表示することができること。
- (3) 消防用設備等に係る表示及び警報に関する情報については、他の情報に優先して処理されるとともに、簡便な表示内容で、かつ、分かりやすく瞬時に判断できるものであること。

3 履歴機能

履歴機能（消防用設備等及び防災設備等並びに総合操作盤に係る作動、異常、操作、点検等の履歴情報を記憶し、随時表示又は記録することができる機能をいう。）については、主機能に影響を与えないように措置されていること。

4 自己診断機能

自己診断機能（総合操作盤の機能劣化又は異常の検出等を自動的に行う機能をいう。）については、次のとおりとする。

- (1) 主機能に影響を与えないように措置されていること。
- (2) 自己診断機能の作動中に消防用設備等に係る表示及び警報に係る信号が入った場合は、通常の作動状態に優先的に切り替わること。

第14 表示

総合操作盤には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

- 1 総合操作盤である旨の表示
 - 2 製造者の名称又は商標
 - 3 型式
 - 4 製造年
- 附 則

- 1 この告示は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件を定める件（平成9年消防庁告示第1号）、操作盤の基準を定める件（平成9年消防庁告示第2号）、操作盤の設置免除の要件を定める件（平成9年消防庁告示第3号）は、廃止する。

別表第1

表示方法		シンボル	平常時	作動時
火災表示			白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
警戒区域、散水区域、放射区域、防護区画等		線	白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
屋内消火栓設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
スプリンクラー設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
水噴霧消火設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
泡消火設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
不活性ガス消火設備(二酸化炭素)			白・シアン・青いずれか	赤点滅
ハロゲン化物消火設備(ハロン)			白・シアン・青いずれか	赤点滅
粉末消火設備			白・シアン・青いずれか	赤点滅
屋外消火栓設備		 屋外	白・シアン・青いずれか	赤点滅
自動火災報知設備	煙感知器		白・シアン・青・消灯いずれか	黄点滅(注意表示時)・赤点滅
	光電式分離型感知器		白・シアン・青・消灯いずれか	黄点滅(注意表示時)・赤点滅
	熱感知器		白・シアン・青・消灯いずれか	黄点滅(注意表示時)・赤点滅
	炎感知器		白・シアン・青・消灯いずれか	黄点滅(注意表示時)・赤点滅
	発信機		白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
ガス漏れ検知器			白・シアン・青いずれか	赤点滅
非常電話			白・シアン・青いずれか	赤点滅
放送設備			白・シアン・青・消灯いずれか	赤点滅
誘導灯			白・シアン・青いずれか	緑点灯
排煙口			白・シアン・青いずれか	緑点灯
加圧送水装置			白・シアン・青いずれか	緑点灯
排煙機			白・シアン・青いずれか	緑点灯
防火戸			白・シアン・青いずれか	緑点灯
防火シャッター			白・シアン・青いずれか	緑点灯
防煙垂れ壁			白・シアン・青いずれか	緑点灯
特別避難階段排煙口給気口			白・シアン・青いずれか	緑点灯
自然排煙窓			白・シアン・青いずれか	緑点灯
防火ダンパー			白・シアン・青いずれか	緑点灯
非常錠			白・シアン・青いずれか	緑点灯
非常用エレベーター			白・シアン・青いずれか(建物平面図の色と区別する)	—
連結送水口				—
非常コンセント設備				—
無線通信補助設備				—
防災センター(受信機位置)				—
高圧ガス容器貯蔵室				—

備考 警戒区域、散水区域、放射区域、防護区画等が重複する場合には、設備項目ごとのシンボルマーク等により表示することができる。

別表第2

消防用設備等の種別	表 示 項 目	警 報 項 目
屋 内 消 火 栓 設 備	イ 加圧送水装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 呼水槽の減水状態 ニ 水源水槽の減水状態 ホ 総合操作盤の電源の状態 ヘ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）	イ 加圧送水装置の電源断の状態 ロ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）
スプリンクラー設備	規則第14条第1項第4号ニの受信部の表示事項及び次に掲げる事項 イ 減圧状態（二次側に圧力設定を必要とするものに限る。） ロ 加圧送水装置の作動状態 ハ 加圧送水装置の電源断の状態 ニ 呼水槽の減水状態 ホ 水源水槽の減水状態 ヘ 総合操作盤の電源の状態 ト 手動状態（開放型スプリンクラー設備で自動式のものに限る。） チ 感知器の作動の状態（予作動式で専用の感知器を用いる場合に限る。） リ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）	イ 流水検知装置の作動状態 ロ 減圧状態（二次側に圧力設定を必要とするものに限る。） ハ 加圧送水装置の電源断の状態 ニ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）
水 噴 霧 消 火 設 備	イ 放射区域図 ロ 流水検知装置の作動した放射区域 ハ 加圧送水装置の作動状態 ニ 加圧送水装置の電源断の状態 ホ 呼水槽の減水状態 ヘ 水源水槽の減水状態 ト 総合操作盤の電源の状態 チ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）	イ 流水検知装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）
泡消火設備（移動式のものを除く。）	イ 放射区域図 ロ 流水検知装置の作動した放射区域 ハ 加圧送水装置の作動状態 ニ 加圧送水装置の電源断の状態 ホ 呼水槽の減水状態 ヘ 水源水槽の減水状態 ト 総合操作盤の電源の状態 チ 感知器の作動の状態（専用のものに限る。） リ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）	イ 流水検知装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）

消防用設備等の種別	表 示 項 目	警 報 項 目
不活性ガス消火設備 (移動式のものを除く。)	イ 防護区画図 ロ 音響警報装置又は感知器の作動 ハ 放出起動 ニ 消火剤放出 ホ 起動回路異常（地絡又は短絡） ヘ 閉止弁の閉止 ト 圧力異常（低圧式のものに限る。） チ 手動状態（自動式の起動装置を有するものに限る。） リ 総合操作盤の電源の状態 ヌ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）	イ 音響警報装置又は感知器の作動 ロ 起動回路異常（地絡又は短絡） ハ 閉止弁の閉止（表示が点灯の場合に限る。） ニ 圧力異常（低圧式のものに限る。）
ハロゲン化物消火設備 (移動式のものを除く。)	イ 防護区画図 ロ 音響警報装置又は感知器の作動 ハ 放出起動 ニ 消火剤放出 ホ 起動回路異常（地絡又は短絡） ヘ 手動状態（自動式の起動装置を有するものに限る。） ト 総合操作盤の電源の状態 チ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）	イ 音響警報装置又は感知器の作動 ロ 起動回路異常（地絡又は短絡）
粉末消火設備（移動式のものを除く。）	イ 防護区画図 ロ 音響警報装置又は感知器の作動 ハ 放出起動 ニ 消火剤放出 ホ 起動回路異常（地絡又は短絡） ヘ 手動状態（自動式の起動装置を有するものに限る。） ト 総合操作盤の電源の状態 チ 連動断の状態（自動火災報知設備等の作動と連動して起動するものに限る。）	イ 音響警報装置又は感知器の作動 ロ 起動回路異常（地絡又は短絡）
屋 外 消 火 栓 設 備	イ 加圧送水装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 呼水槽の減水状態 ニ 水源水槽の減水状態 ホ 総合操作盤の電源の状態	イ 加圧送水装置の電源断の状態 ロ 減水状態（呼水槽又は水源水槽）
自 動 火 災 報 知 設 備	規則第24条第2号の受信機の表示事項及び次に掲げる事項 イ 警戒区域図（随時表示） ロ 警戒区域図上の火災警報 ハ 総合操作盤の電源の状態	規則第24条第2号の受信機の警報項目

消防用設備等の種別	表 示 項 目	警 報 項 目
ガス漏れ火災警報設備	規則第24条の2の3第1項第3号の受信機の表示事項及び次に掲げる事項 イ 警戒区域図（随時表示） ロ 警戒区域図上のガス漏れ警報 ハ 総合操作盤の電源の状態	規則第24条の2の3第1項第3号の受信機の警報項目
非常警報設備（放送設備に限る。）	規則第25条の2第2項第3号ホの放送設備の操作部の表示事項及び次に掲げる事項 イ 連動断の状態（非常電話、自動火災報知設備等の作動と連動するものに限る。） ロ 総合操作盤の電源の状態	
誘導灯（自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするものに限る。）	イ 作動状態 ロ 連動断の状態 ハ 総合操作盤の電源の状態	
排 煙 設 備	イ 排煙口の作動位置 ロ 排煙機の作動状態 ハ 機械換気設備又は空気調和設備の停止 ニ 自動閉鎖装置の作動位置 ホ 総合操作盤の電源の状態	排煙機の作動状態
連結散水設備（選択弁を設ける場合に限る。）	イ 散水区域図 ロ 総合操作盤の電源の状態	
連結送水管（加圧送水装置を設ける場合に限る。）	イ 加圧送水装置の作動状態 ロ 加圧送水装置の電源断の状態 ハ 中間水槽の減水状態 ニ 総合操作盤の電源の状態	イ 加圧送水装置の電源断の状態 ロ 減水状態（中間水槽）
非常コンセント設備	イ 非常コンセントの位置 ロ 電源断の状態	
無線通信補助設備（増幅器を設ける場合に限る。）	イ 端子の位置 ロ 電源断の状態	

別表第3

消防用設備等の種別	操 作 項 目
屋 内 消 火 栓 設 備	警報停止
スプリンクラー設備	警報停止
水 噴 霧 消 火 設 備	警報停止
泡 消 火 設 備	警報停止
不活性ガス消火設備	警報停止
ハロゲン化物消火設備	警報停止
粉 末 消 火 設 備	警報停止
屋 外 消 火 栓 設 備	警報停止
自 動 火 災 報 知 設 備	規則第24条第2号の受信機の操作事項及び次に掲げる事項 イ 復旧 ロ 連動移報切替え ハ 表示切替え
ガス漏れ火災警報設備	規則第24条の2の3第1項第3号の受信機の操作事項及び次に掲げる事項 イ 復旧 ロ 連動移報切替え ハ 表示切替え
非常警報設備（放送設備に限る。）	規則第25条の2第2項第3号の放送設備の操作部の操作事項
誘導灯（自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするものに限る。）	イ 一括点灯 ロ 手動消灯 ハ 点検切替え
排煙設備	イ 遠隔起動 ロ 警報停止
連結送水管（加圧送水装置を設ける場合に限る。）	イ 加圧送水装置の遠隔起動 ロ 警報停止

【総合操作盤の設置方法】

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号（第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、総合操作盤の設置方法を次のとおり定める。

第1 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条第1項第8号（第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）に規定する総合操作盤の設置方法を定めるものとする。

第2 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 防災監視場所 防火対象物内の防災センター（規則第3条第8項に規定するものをいう。）、中央管理室（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の2第2号に規定する中央管理室をいう。以下同じ。）、守衛室及びこれらに類する場所であって総合操作盤が設置されているものをいう。
- 2 副防災監視場所 防火対象物内の防災監視場所のうち、当該防火対象物の部分（防火対象物の部分のうち、用途、管理区分等が同一である一団の部分をいう。以下同じ。）に設置されている消防用設備等に係る総合操作盤が設置されている場所（防災管理を行うために一定の時間帯のみ人が常駐するものを含む。）をいう。
- 3 監視場所 防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物と同一敷地内にある場所をいう。
- 4 遠隔監視場所 防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物の敷地外にある場所（警備会社その他の場所を含む。）をいう。
- 5 防災設備等 排煙設備（消防用設備等以外のものに限る。）、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。
- 6 一般設備 電力設備、給排水設備、空気調和設備その他のビル管理設備をいう。
- 7 防災要員 防災監視場所において、総合操作盤により、消防用設備等の監視、操作等に従事する者（警備業者その他の委託を受けた者を含む。）をいう。

第3 消防用設備等に係る監視、操作等を行う場所

消防用設備等に係る監視、操作等は、当該消防用設備等を設置している防火対象物の常時人がいる防災監視場所に総合操作盤を設置して行うものとする。ただし、第4から第6までに掲げる場合にあっては、この限りでない。

第4 副防災監視場所で監視、操作等を行う場合の要件

副防災監視場所において、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該部分の火災発生時に必要な措置が次の各号に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物の部分に設置されている消防用設備等に係る監視、操作等を副防災監視場所において行うことができる。

- 1 副防災監視場所に、当該場所において監視、操作等を行う消防用設備等の総合操作盤が設けられていること。
- 2 防火対象物の防災監視場所（常時人がいるものに限る。以下第4において同じ。）に、総合操作盤が設置されていること。ただし、副防災監視場所に、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の総合操作盤が第1号により設けられている場合にあっては、防災監視場所に設置される総合操作盤に、当該防火対象物の部分における火災の発生等を表示及び警報することで足りるものとするができる。
- 3 防災監視場所と副防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。
- 4 防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。
- 5 防災監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。
 - （1）火災発生時において、所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。
 - （2）防災監視場所に設置されている総合操作盤により副防災監視場所が監視、操作等を行っている消防用設備等の監視、操作等を行うことができない場合には、速やかに、当該防火対象物の防災監視場所の防災要員が、副防災監視場所に到着できること。
- 6 前各号に掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、副防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況に応じ、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

第5 監視場所において監視等を行う場合の要件

監視場所において、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が次の各号に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を監視場所において行うことができる。

- 1 監視場所において監視等を行う防火対象物（以下「監視対象物」という。）の防災監視場所には、総合操作盤が設置されていること。
- 2 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。ただし、当該監視対象物の位置、構造、設備等の状況から、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合にあっては、この限りでない。
- 3 監視場所が備えるべき要件は、次によること。
 - （1）監視場所は、敷地内の監視対象物に対し円滑な対応ができ、かつ、消防隊が容易に接近できる位置とすること。
 - （2）監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うための監視盤（以下この号において「監視盤」という。）が設置されていること。
 - （3）監視盤は、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うために、消防用設備等ごとに総合操作盤の基準（平成16年消防庁告示第7号）第5及び第6に規定する表示及び警報ができる機能を有すること。ただし、当該監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合にあっては、当該事項に係る表示及び警報で足りるものとすることができる。
- 4 監視場所と監視対象物の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

- 5 監視対象物において火災が発生した場合における必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画が作成されていること。
- 6 監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。
 - (1) 監視対象物の火災発生時において、所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。
 - (2) 監視場所の要員が、速やかに監視対象物の防災監視場所に到着できること。
- 7 前各号に掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況から判断し、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

第6 遠隔監視場所において監視等を行う場合の要件

遠隔監視場所において、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を遠隔監視場所において行うことができる。

- 1 監視対象物の防災監視場所には、総合操作盤が設置されていること。
- 2 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。
- 3 遠隔監視場所が備えるべき要件は、次によること。
 - (1) 遠隔監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うための監視盤（以下この号において「遠隔監視盤」という。）が設置されていること。
 - (2) 遠隔監視盤は、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うために、消防用設備等ごとに総合操作盤の基準を定める件第5及び第6に規定する表示及び警報ができる機能を有すること。ただし、当該監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合にあっては、当該事項に係る表示及び警報で足りるものとすることができる。
- 4 遠隔監視場所と監視対象物の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。
- 5 監視対象物において火災が発生した場合における必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。
- 6 遠隔監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。
 - (1) 監視対象物の火災発生時において、所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。
 - (2) 遠隔監視場所の要員が、速やかに監視対象物の防災監視場所に到着できること。
- 7 前各号に掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況から判断し、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

附 則

この告示は、平成16年6月1日から施行する。

第 2 関係基準・通知

1 予防事務審査・検査基準（防災センター抜粋）

1 用語の定義

- (1) 防災センターとは、総合操作盤及び制御装置等により、防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等の機能を集約し、消防活動（消防隊及び自衛消防隊の活動をいう。以下同じ。）の拠点となる場所をいう。
- (2) 副防災センターとは、防災センターのもとに機能するもので、防火対象物の部分に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等の機能を集約し、消防活動の拠点となる場所をいう。
- (3) 中央管理室とは、建基政令第20条の2第2号に規定するものをいう。
- (4) 監視場所とは、防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る監視、操作等を行うことができる当該防火対象物と同一敷地内にある場所（政令第2条が適用されるものに限る。）をいう。
- (5) 監視対象物とは、監視場所において監視等を行う防火対象物をいう。
- (6) 防災センター等とは、防災センター、副防災センター及び監視場所をいう。
- (7) 総合操作盤とは、複数の消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る監視、操作等を行うために必要な機能を有する設備で、「総合操作盤の基準を定める件」（平成16年5月消防庁告示第7号。以下「消防庁告示第7号」という。）に定める基準に適合するものをいう。
- (8) 監視盤とは、総合操作盤の設置方法を定める件（平成16年5月消防庁告示第8号。以下「消防庁告示第8号」という。）第5、3、(3)に定める基準に適合するものをいう。
- (9) 防災要員とは、防災センター等において、総合操作盤及び制御装置等又は監視盤により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等に従事する者をいう。
- (10) 防災センター要員とは、防災要員のうち条例第62条の4第1項に規定する自衛消防技術認定証を有し、かつ、火災予防規程第9条第1項に規定する防災センター要員講習を修了した者をいう。
- (11) 防災センター管理計画とは、防災センター等の機能を活用した適正な自衛消防活動（自衛消防隊の活動をいう。以下同じ。）が行えるよう防火対象物の関係者が所要な事項について予め定めた計画をいう。
- (12) 限界時間とは、出火場所の消防用設備等又は特殊消防用設備等の作動による火災報から出火場所にいる者にとって発生した火災が危険なレベルに達するまでの時間をいう。
- (13) フリーアクセスとは、床下に電気配線、空調設備等を敷設することができる空間をいう。
- (14) HFDとは、排煙設備の風道用として、火災により急激に温度が上昇し風道内が280℃に達した場合に、自動的に閉鎖又は作動するものをいう。
- (15) グレーチングとは、金属製の格子状の蓋をいう。
- (16) 防災設備等とは、消防庁告示第7号第4第1号に定める設備をいう。

2 防災センター等の審査、検査要領

- (1) 防災センター等に係る審査要領は、別記資料1に定めるところによるものとする。
- (2) 防災センター等に係る検査要領は、別記資料2（省略）に定めるところによるものとする。

3 事前相談時の対応

条例第55条の2の2に基づく防災センターの設置に係る事前相談を受けた場合は、消防同意前に時機を失することなく、法令事項又は行政指導事項にかかわらず、次の事項を特に重点的に確認すること。

(1) 集中管理の範囲

管理区分、建基法上の敷地及び建築物、消防用設備等の設置単位等を考慮し、別記資料 1、1 適用対象物に基づき、集中管理の範囲が適正であること。

(2) 防災センターの位置、構造

別記資料 1、4 防災センターの位置、構造に示す内容に適合していること。

4 防災センターの評価

(1) 防災センターの評価は、一般社団法人東京防災設備保守協会（以下「保守協会」という。）と一般財団法人日本消防設備安全センターにおいて行われているが、当庁管内の申請窓口は保守協会となっているので、保守協会に申請するよう関係者指導を行うこと。

(2) 防災センターの基準の確認は、消防機関が行うものであるが、消防事務の効率化、関係者の時間的負担の軽減、対象物の安全性の確保から、評価制度を活用するよう指導していくものであること。

(3) 事前相談時における防災センターに係る懸案事項については、最終的には消防機関が判断する必要があることから、防火対象物の関係者等が保守協会へ相談する前に管轄消防署としての意見を取りまとめておくこと。

(4) 防災センター評価は、別記資料 1 に示す「防災センター等の技術上の基準」に基づき評価されるものであり、最終的には消防機関が評価結果を判断し、防火対象物の安全確保等を関係者に指導していくものであること。

5 集中管理計画届出

(1) 届出の対象となる防火対象物の範囲

ア 条例第55条の2の2第1項各号の規定に該当するもの

イ 増築、用途変更等により、条例第55条の2の2第1項各号の規定に該当するに至ったもの

ウ 条例第55条の2の2第1項各号の規定に該当するもので、新たに総合操作盤を設置して消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等を行うもの及び総合操作盤等の主要部分に係る改修等により消防防災システム装置の機能上に重要な変更を及ぼすもの

(2) 届出単位

条例第55条の2の2に該当する防火対象物ごとに行うものとする。

(3) 届出義務者

防火対象物の建築主等で、防災センターの設置について、権原を有している者であること。

権原を有している者が複数いるときは、連名で届け出るものとし、設置に関して統括できる者がいるときは、代表者をもって届出できること。

(4) 届出時期

集中管理計画届出は、消防同意後、速やかに届出させること。

なお、防災センターの評価制度を活用する場合は、当該防火対象物に設置される工事整備対象設備等着工届出書が届け出される直前であっても支障ないものであること。

(5) 添付図書

条例第11条の3の2第2項に規定する集中管理計画届出に添付する図書は、別表によるものとする。

(6) 審査

条例第55条の2の2第1項の規定に基づき防災センターの位置、構造、機能及び防災センター管理計画の有効性について、別記資料 1 に基づき審査すること。

(7) 検査

届出内容の履行（施工）状況について、防火対象物及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査等の機会に、別記資料 2（省略）に基づき確認すること。

(8) その他

ア 集中管理計画届出書が届け出されている場合は、工事整備対象設備等着工届出書及び消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書に添付する図書のうち、総合操作盤に関する図書は省略することができるものであること。

イ 条例第55条の2の2の規制対象外で省令第12条第1項第8号の規制を受ける防火対象物のうち、遠隔監視場所で監視等を行う防火対象物については、消防庁告示第8号第6に定める要件に適合させること。

別記資料 1

防災センター等の技術上の基準

1 適用対象物

適用対象物は、条例第55条の2の2第1項が適用される防火対象物とする。自主的に設置される防災センター等についても、建築形態、用途及び規模等を考慮して、努めて本基準により指導すること。

なお、条例第55条の2の2は、法に基づき、省令第12条第1項第8号に規定する総合操作盤が設置される防火対象物に適用するものとする。

2 集中管理の形態

(1) 集中管理の形態は次のとおりであること。

ア 一の防災センターで監視、操作等を行うもの

イ 8の要件に適合する副防災センターで監視、操作等を行うもの

ウ 9の要件に適合する監視場所で監視、操作等を行うもの

(2) 前1に掲げる防火対象物に設置される消防用設備等又は特殊消防用設備等は、公開時間又は従業時間にかかわらず常時人のいる防災センターで集中管理されていること。ただし、前(1)ウに掲げる場合にあっては、この限りでない。

3 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する集中管理計画

条例第55条の2の2第2項に定める消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する集中管理に関する計画は、次の項目について定められていること。

(1) 防災センターの位置及び構造

(2) 防災センターの機能等

(3) 維持管理

(4) 防災センター等に備え付けるべき図書

(5) 防災センター管理計画

4 防災センターの位置、構造

(1) 防災センターの位置は、条則第11条の3の2第1項第1号の規定によるほか、次によること。

ア 条則第11条の3の2第1項第1号で定める避難階とは、直接地上に通ずる出入口のある階で、消防隊の車両が容易に寄り付きできる階であること。

イ 非常用エレベーターの乗降ロビー、特別避難階段等の付近に位置し、災害時に消防隊及び防災要員が、上下階に容易に到達できる位置であること。

ウ 集中豪雨による浸水等の被害を受けない位置であること。

エ 防災要員のための仮眠、休憩所等を設ける場合は、防災センターの同一階、かつ、直近に設けられていること。

(2) 防災センター等の構造は、条則第11条の3の2第1項第2号から第5号までの規定によるほか、次によること。

ア 専用の室であり、事務室等他の用途と兼用していないこと。ただし、中央管理室と兼用することができる。

なお、仮眠、休憩室等の防災センターに関連した用途の室であっても、防災センターとは防火区画されていること。

イ 条則第11条の3の2第1項第2号に規定される防火戸は、建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備とすること。

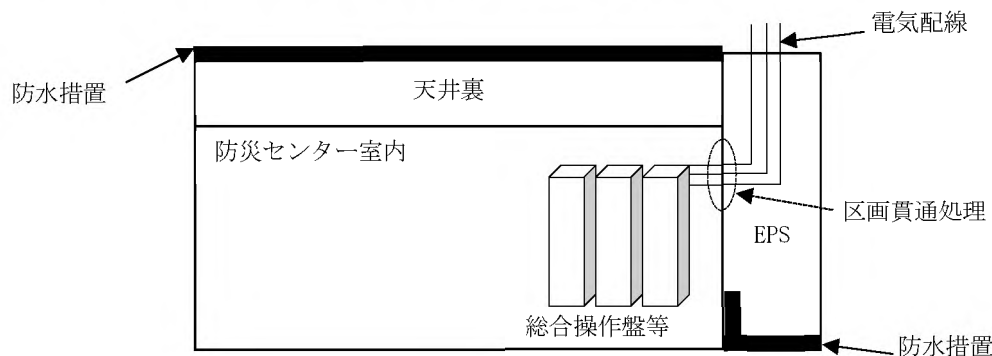
ただし、屋外に面する窓等の開口部については、次のいずれかの場合を除き防火戸としないことができる。

(イ) 開口部に面して可燃物等が存置されている場合

(ロ) 建基法第2条6号に規定する延焼のおそれのある部分に該当する場合

ウ 条則第11条の3の2第1項第3号に規定される浸水及び浸透防止措置は、次によること。

- (7) 浸水防止措置は、次のいずれかによること。
- a 防災センターの床を隣接する室等より高くする又は出入口を立ち上げる等の措置（50mm以上）が講じられていること。ただし、消防隊の進入経路となる出入口については、進入障害となるため、扉下での立ち上げは行わないこと。
 - b 防災センターの出入口付近において、グレーチング等により排水する措置が講じられていること。
- (イ) 上階からの漏水を防止するため、防災センターの天井裏、上階の床下スラブ等について、防災センターの天井部分よりも広い範囲で防水措置が講じられていること。
- なお、防災センターのための電気配線等であっても、防水措置された上階の床下スラブ等を貫通しないよう第3-1図の例を参考とすること。
- エ 防災センターのための空調設備及び排煙設備の風道は専用とし、その他の風道等とは兼用しないこと。
- オ 防災センターの室内、天井裏等には、空調設備及び排煙設備の風道、水配管、オイル配管及びガス配管が設けられていないこと。ただし、防災センターのために設けられた空調設備及び排煙設備の風道、空調冷媒管及びドレン管は除く。
- カ 条則第11条の3の2第1項第4号に規定される特定防火設備を設置する場合は、次のとおりとする。
- なお、関係者及び防災要員が防災センター内から特定防火設備を容易に操作及び点検が行えるよう直近に点検口が設けられていること。
- (7) 空調設備の風道には、煙の流入を防止するため、SFDが設置されていること。ただし、SFDを設置することが物理的に困難な場合で、FDを設置し、火災発生時において、防災要員がFDを手動にて防災センター内から容易に閉鎖することができる場合はこの限りではない。
- (イ) 排煙設備の風道には、HFDが設置されていること。
- キ 条則第11条の3の2第1項第5号に規定される必要な広さは次によること（別添え「防災センターの活動スペースのあり方」参照）。
- (7) 防災センターの広さは、40㎡以上であること。ただし、消防用設備等、特殊消防用設備等その他防災に関係する設備の監視、操作等及び災害時における防災活動が有効に行える場合は、この限りでない。
- (イ) 防災センター内に消防隊活動スペース（空地）が確保されていること。
- なお、当該スペースは概ね12㎡以上であること。
- (ウ) 消防用設備等、特殊消防用設備等その他防災に関係する設備を監視、操作するため、有効な通路幅員が確保されていること。
- ク セキュリティ等を考慮し、必要最低限の出入口数であること。
- ケ フリーアクセス内に敷設された電気配線に接続部がないこと。



第3-1図

5 防災センターの機能等

(1) 防災センターの機能等は、条則第11条の3の2第1項第6号から第9号までに規定する機能のほか次によること。

ア 防火対象物の出入口等に、防災センターへ容易に到達できるための案内表示がされていること。

イ 建物への消防隊の主要な進入口所と防災センターにおいて通話ができる措置が講じられていること。

なお、停電時においても通話機能が確保されていること。

ウ 防災センターと防災要員の仮眠、休憩室等は、防災センターに直接出入りできる場合を除き、インターホン等により早期の連絡体制が確保されていること。

エ 防災センターの関係者以外の者が、容易に侵入できないように施錠管理等の措置が講じられていること。

オ 防災センターまでの進入経路において、施錠管理されている扉等がある場合は、防災センターからの遠隔操作等により解錠できる措置が講じられていること。

カ 総合操作盤を自立盤で構成する場合については、盤名称は次に定めるところによることとし、消防活動時に配置が容易に確認できるよう白地に赤文字（文字高さ20mm以上）の盤名称銘板を取り付けること。ただし、操作卓形式のものについてはこの限りでない。

なお、原則として、混在して1つの盤に収納する場合は、次に定める順に優先して表記すること。

- ① 総合操作盤のC R T等（C R T、液晶、プラズマ等のディスプレイ装置）を収納している盤 → 「防災表示盤」
- ② 火災受信機を収納している盤 → 「火災受信盤」
- ③ 非常電話操作部を収納している盤 → 「非常電話盤」
- ④ 非常放送操作部を収納している盤 → 「非常放送盤」

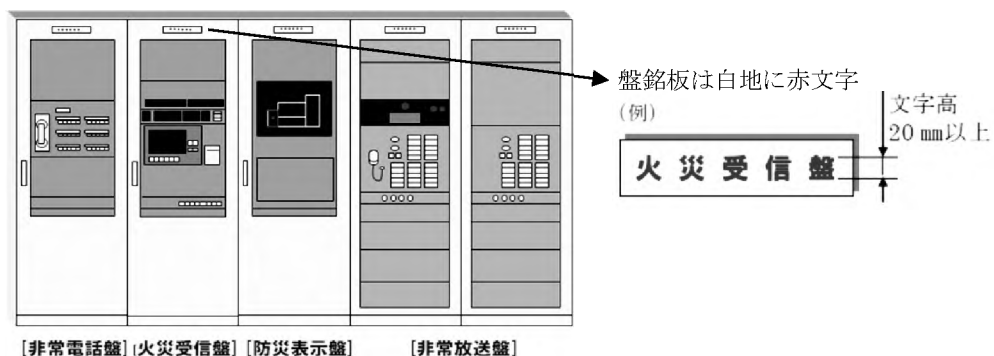
キ 総合操作盤及び制御装置等は、日常の監視業務等での使用を考慮するほか、災害時に消防隊による情報収集や防災要員からの情報提供等が有効に行えるよう配置されていること。

なお、総合操作盤を自立盤で構成する場合については、表示・操作性を考慮して、まとめて配置し、原則として次に定める盤を左から又は右から順に配置すること。

（設置例第3－2図）

- ①非常電話盤、②火災受信盤、③防災表示盤、④非常放送盤

上記以外に総合操作盤を構成する盤がある場合は、上記の近傍に配置するものとする。



第3－2図

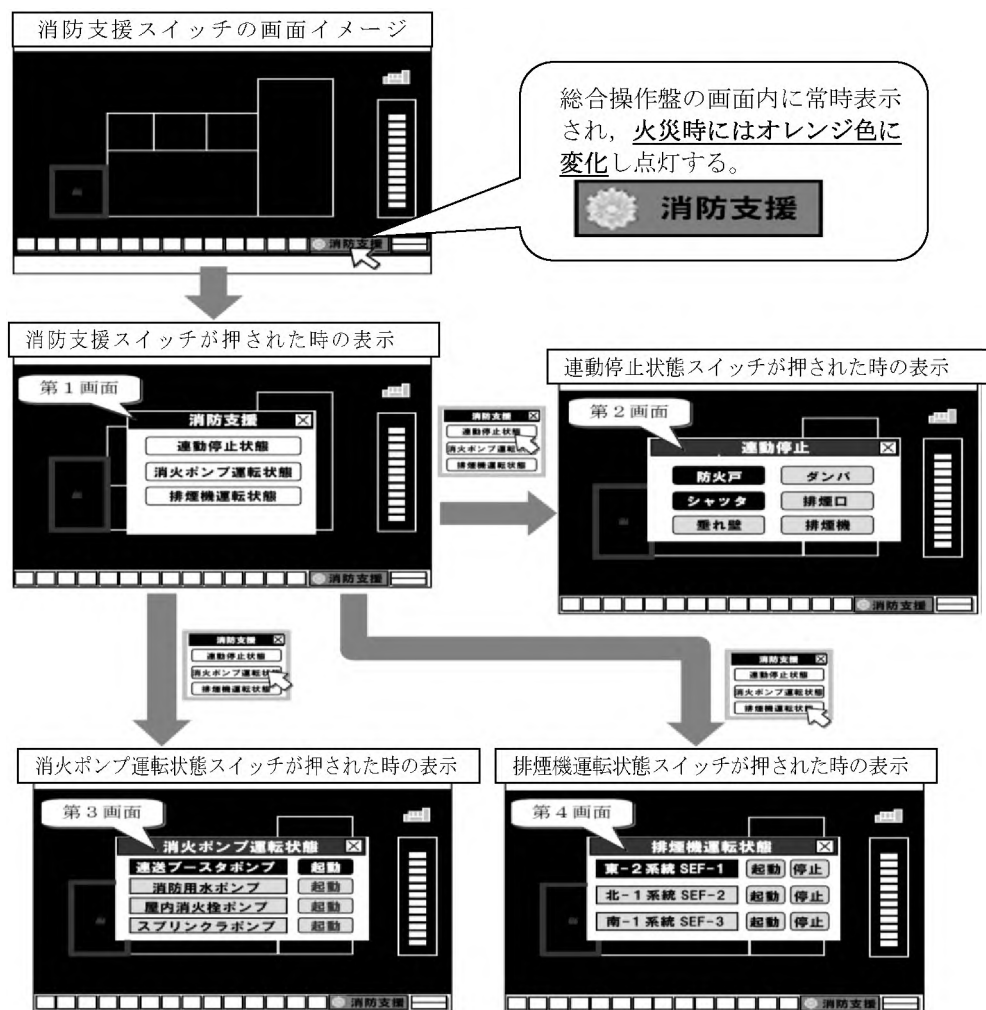
(2) 防災センターに努めて取り込む必要のある機能又は装置は、次のとおりであること。

ア 各階と防災センターとの連絡通報に関する装置（通報装置、電話機、インターホン等）

イ 電源設備に関する情報が確認できる機能

ウ 都市ガス供給停止の緊急遮断装置等の制御機能

- エ 変電設備及び自家発電設備の地絡警報装置（中央管理室等との相互機能を含む。）
- オ 蓄電池設備の減液警報装置（中央管理室等との相互機能を含む。）
- カ 避難口及び主要扉の施錠・解錠状態の表示及び施錠・解錠ができる機能
- キ 自家発電設備が別タンク（小出槽を除く。）からの燃料供給方式となっている場合の燃料供給ポンプの電源断、給油バルブの開閉状態表示等が確認できる機能
- ク 飲食店等で、フード等用簡易自動消火装置が設置されている場合に作動状況が確認できる機能
- ケ 次の機能を持つ消防支援スイッチ（消防隊の消防活動を支援するスイッチ）（第3-3図参照）



第3-3図

- (ア) 消防支援スイッチは、総合操作盤の画面内に常時表示され、容易に操作することができること。
- (イ) 消防支援スイッチには消防章マーク（黄色）を入れ、黒文字で「消防支援」とすること。
- (ウ) 火災表示時には、消防支援スイッチの地色がオレンジ色に変化し点灯するものとする。
- (エ) 消防支援スイッチが押された場合は、次のスイッチを a から順に表示すること。
 - a 「連動停止状態」又は「連動遮断状態」
 - b 「消火ポンプ運転状態」
 - c 「排煙機運転状態」
 - d （予備）
 当該設備が設置されていない場合は、当該スイッチ（予備含む。）を表示しないものとする。
- (オ) 「連動停止（遮断）状態」スイッチが押された場合は、各設備への連動状態が確認でき、連動停止（遮断）の解除操作ができること。
- (カ) 「消火ポンプ運転状態」スイッチが押された場合は、消火ポンプの運転状態表示ができること。
- (キ) 消防活動時に使用する自動で起動しない消火ポンプ（連結送水管ブースターポンプ、消防用水ポンプ等）については、遠隔起動の操作ができることとし、誤操作を防止するための措置が講じられていること。
- (ク) その他の消火ポンプについても遠隔起動スイッチを設ける場合は、誤操作を防止するための措置が講じられていること。
- (ケ) 「排煙機運転状態」スイッチが押された場合は、排煙機の運転状態が確認できること。

なお、遠隔起動・停止スイッチを設ける場合は、誤操作を防止するための措置が講じられていること。

6 維持管理

- (1) 防災センター等内の機器については、リニューアルを考慮した維持管理計画の作成や構成部品の寿命に応じた精密点検のほか、点検体制が確保されていること。
- (2) 総合操作盤及び監視盤の点検、整備は、総合操作盤及び監視盤に精通した消防設備士等が行うこととされていること。

7 防災センター等に備え付けるべき図書

条則第11条の3の2第1項第10号に規定する総合操作盤及び制御装置等からの集中管理を補完するための図書は次によること。

- (1) 防火対象物の概要を示す図書

防火対象物の構造や建築図面、規模、用途及び付近図等
- (2) 防火対象物の立面図及び各階平面図
- (3) 消防用設備等、特殊消防用設備等その他防災に関係する設備に関する図書
 - ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等の各種設備図
 - イ 次に示す消防隊の活動に必要とする設備図
 - (ア) 不活性ガス、ハロゲン化物、粉末消火設備の防護区画図及び排気設備の設置位置
 - (イ) 避難器具の設置位置
 - (ウ) 連結送水管の送水口、放水口、ブースターポンプの設置位置
 - (エ) 連結散水設備の送水口の位置及び送水区域
 - (オ) 消防用水の採水口の位置
 - (カ) 排煙設備の起動装置の設置位置、ダクト系統
 - (キ) 非常コンセント設備の設置位置
 - (ク) 非常電話、発信機（電話ジャック）の位置

- ウ 総合操作盤、監視盤等の取扱方法、取扱上の注意事項及び維持管理要領
- エ 自動火災報知設備と連動する設備の一覧及び連動遮断要領
- (4) 建築設備等に関する図書
 - ア 主電源の系統図（グラフィックパネル等に表示されるものを除く。）
 - イ エレベーター（非常用エレベーターを含む。）の運転系統図（グラフィックパネル等に表示されるものを除く。）
 - ウ 空気調和設備及び換気設備のダクト系統図
 - エ 出入口、階段、非常用エレベーターの位置図
 - オ 非常用進入口（代替開口部を含む。）の位置図
 - カ 避難に供する階段、非常口や避難経路図
 - キ 防火・防煙区画の状況図
 - ク 排煙設備の起動装置の設置位置図
 - ケ 排煙設備及び厨房設備等のダクト系統図
 - コ 危険施設（爆発物、有害ガス、危険物、R I（放射性物質）、変電所等）の位置図
- (5) 集中管理体制の組織図
 - 自衛消防隊組織図
- (6) 主要な関係者等の連絡先
 - ア 防火対象物の管理権原者の住所、電話番号等
 - イ 防火管理者の住所、電話番号等
 - ウ 点検に係る会社等の所在、電話番号等
 - エ 総合操作盤及び制御装置等の製造会社の所在、電話番号等
 - オ その他必要な連絡先の住所、電話番号等

8 副防災センターにおいて監視、操作等を行う場合の要件

副防災センターを設置して消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等を行う場合は、次によること。

- (1) 副防災センターの位置及び構造は、4、(1)、ウ及び4、(2)の例によるほか、非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段の付近である等、当該副防災センターが監視、操作等を担当する部分の消防活動が有効に行うことができ、かつ、防災センターからの駆付けが容易な位置であること。
- (2) 副防災センターには、5（(1)、ア及びイを除く。）の例による機能等が確保されていること。
- (3) 防災センターは、4及び5により設置されており、防火対象物に設置されたすべての消防用設備等及び特殊消防用設備等の監視、操作等、又はすべての消防用設備等及び特殊消防用設備等の監視が行えること。
- (4) 副防災センターで監視、操作等を担当する防火対象物の部分の公開時間又は従業員内は、副防災センターにおいて、防災要員により消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤による監視、操作等がされること。
- (5) 副防災センターで監視、操作等を担当する部分とその他の部分とは、管理権原者の管理区分が明確であり、かつ、防火区画等により防火上有効に区画されていること。また、防火シャッターによる場合は、努めてダブルシャッターとすること。

なお、当該防火区画等の部分に煙感知器等と連動して閉鎖する防火戸を設ける場合は、防災センター及び副防災センターの双方で監視、操作等ができるものであること。

- (6) 次の場合に応じ、消防庁告示第8号第4、4に規定される所要の計画として、10に定める防災センター管理計画が定められていること。
 - ア 防災センター及び総合操作盤について、5に定める防災センターの機能等が確保されており、すべての消防用設備等及び特殊消防用設備等の監視、操作等ができる場合
 - イ 防災センターにおいて、次に掲げる操作等が行えることができ、かつ、防災センターに設置される総合操作盤について、副防災センターが監視、操作等を担当する部分の火災の発生等を的確に把握できる表示、警報及び消防用設備等又は特殊消防

- 用設備等の作動状況が確認できる措置が講じられている場合
- (7) 放送設備（非常電話を含む。）による防火対象物の全区域への火災の報知
- (イ) 自動火災報知設備と連動する機器及び防火区画等の制御
- ウ 前イにおいて、(7)のみの操作等が行える場合
- (7) 副防災センターと防災センターの相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

9 監視場所において監視、操作等を行う場合の要件

防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る監視、操作等を監視場所で行う場合は、次によること。

- (1) 監視場所の位置及び構造は、4の例によるほか、監視対象物の防災センター及び副防災センターに駆け付けが容易な位置であること。
- (2) 監視場所には、5（監視盤を設ける場合は、条則第11条の3の2第1項第8号に規定する機能を除く。）の例による機能等が確保されていること。
- (3) 監視場所には、監視対象物の公開時間又は従業時間にかかわらず常時防災センター要員が確保されていること。
- (4) 監視対象物には、防災センターが4及び5により設置されていること。
- (5) 監視対象物の公開時間内又は従業時間内は、防災センターにおいて防災要員により総合操作盤による消防用設備等又は特殊消防用設備等の監視、操作等がされていること。
- (6) 監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等及び特殊消防用設備等に係る監視、操作等を行うための監視盤又は総合操作盤が設置されていること。
- (7) 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。ただし、次の全てに適合する場合はこの限りでない。

ア 主要構造部は、耐火構造であること。

イ 政令別表第1(5)項イ、(6)項及び(10)項イ（(5)項イ又は(6)項の用途に供する部分が存するものに限る。）以外の用途であること。

ウ 監視場所には、監視対象物に設置された消防用設備等及び特殊消防用設備等の監視、操作等を行うための総合操作盤が設置されていること。

- (8) 監視場所においては、監視対象物に設置されているすべての消防用設備等及び特殊消防用設備等の監視、操作等、又はすべての消防用設備等及び特殊消防用設備等の監視が行えるものであること。
- (9) 次の場合に応じ、消防庁告示第8号第5、5に規定される所要の計画として、10に定める防災センター管理計画が定められていること。

ア 監視場所において、5に定める防災センターの機能等が確保されており、監視対象物に設置されているすべての消防用設備等及び特殊消防用設備等の監視、操作等が行える場合

イ 監視場所において次に掲げる操作等が行えることができ、かつ、監視盤について、監視対象物の火災の発生等を的確に把握できる表示、警報及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の作動状況が確認できる措置が講じられている場合

(7) 放送設備（非常電話を含む。）による監視対象物の全区域への火災の報知

(イ) 自動火災報知設備と連動する機器及び防火区画等の制御

ウ 前イにおいて、(7)の操作等のみが行われる場合

- (10) 監視場所と監視対象物の防災センター及び副防災センターの相互間で同時に通話することができる設備を設けられていること。

10 防災センター管理計画

条則第11条の3の2第2項第3号に規定する防災センター管理計画は、次の事項について定められていること。

- (1) 火災発生時の対応行動に関すること。

ア 防災要員の自衛消防活動に必要な対応行動は、次の項目とし、個々の防火対象物の用途、実態等に応じたものとなるよう配意されていること。

(ア) 出火場所の確認

防災要員が、総合操作盤、監視盤その他これらに類する設備により出火場所を確認すること。

(イ) 現場の確認

防災要員が、出火場所に至って、現場の状況を確認すること。

(ウ) 消防機関への通報

電話又は火災通報装置により火災である旨を消防機関に通報すること。

(エ) 初期消火

消火器及び屋内消火栓設備等により初期消火を行うこと。

(オ) 区画の形成

防火戸及び防火シャッターを閉鎖して、出火場所の防火区画（出火場所を含む部分の防火区画をいう。）を形成すること。

(カ) 情報伝達及び避難等

a 火災信号を受信後、その旨を在館者等に知らせること。

b 火災を確認後、全館の在館者等に火災である旨及び避難すべき旨を伝えるとともに、自衛消防隊員に災害活動を指示すること。

c 火災による煙等の拡散を防ぐために、排煙設備の起動及び空調設備の停止をするとともに、エレベーター及びエスカレーターの停止等避難のために必要な措置を行うこと。

(キ) その他自衛消防活動に必要な行動

個々の防火対象物の特殊な要因のために対応を行う必要がある場合は、当該必要な措置を行うこと。

イ 防災要員の対応行動は、2の集中管理の形態別に次のとおりとし、(3)の自衛消防活動の行動予測に反映させること。

(ア) 2、(1)、アによる場合は、別表1によること。

(イ) 2、(1)、イによる場合は、別表2によること。

(ウ) 2、(1)、ウによる場合は、別表3によること。

(2) 自衛消防活動の限界時間に関すること。

限界時間は、スプリンクラー設備の有無及び防災センター等に設置される総合操作盤又は監視盤の機能により、別記1に示す限界時間の設定によること。

(3) 自衛消防活動の行動予測に関すること。

ア 予測方法

(ア) 自衛消防活動の対応行動の予測値は、実際に計測した値や別記2により設定すること。

(イ) 出火場所に至るまでの歩行による水平及び垂直の移動速度、エレベーターによる垂直移動速度の予測値は、標準値や物理的な速度を用いるなど適正なものを使用すること。

イ 予測結果

次の要素を含め、前(1)、アに掲げる火災発生時の対応行動が限界時間内に行われること。

(ア) 防災要員の人数

(イ) 防災要員等の組織体制

(ウ) 防火区画を形成する防火戸、防火シャッター等の不作動確立と閉鎖行動

(エ) 火災発生場所及び現場確認に係る行動

(オ) 火災拡大状況に合わせた初期消火に係る行動

(4) 防災センター等を中心とした自衛消防の体制及び維持管理に関すること。

次の事項が定められていること。

ア 防災センター等を中心とした自衛消防活動項目

予測結果を基にして当該建物で火災が発生した場合の自衛消防活動について具体

的な項目が掲げていること。

イ 防災センター等の防災要員数

防災センター等において、予測結果を基にして災害対応に必要な防災要員（防災センター等に設置される総合操作盤及び制御装置等又は監視盤を活用して災害対応を行うこととされている者）の数が明確にされていること。

ウ 防災要員の資格

予測結果を基に防災要員に求められる消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災設備の操作、監視等及び災害に対する状況判断、活動など、役割分担に応じて求められる資格について、明確にされていること。

エ 自衛消防活動の対応シーケンス（手順と行動を時系列にしたもの）

火災の発見及び通報、初期消火、避難誘導、防火区画の形成等の活動については、予測結果を基に次の事項に留意して、対応シーケンスが作成されていること。

(ア) 自衛消防活動の中で遅延が好ましくないと予測される行動等は、できる限り当該行動を優先させること。

(イ) 自衛消防活動で行う内容が不可能と考えられる操作、行動等は、対応シーケンスから除外することができること。

(ウ) 同一時期に2以上の行動を設定する場合には、時系列上の行動に必要な人数が、現存する人数を上回ることがないように定められていること。

(エ) 次の対応に移るための条件、想定、選択肢等について整理されていること。

オ 前アからエによる自衛消防体制の維持管理が明確にされていること。

(5) 防火対象物全体の自衛消防組織に関すること。

防火対象物全体の自衛消防組織は、関係者並びに防火管理業務の一部受託業者から編成するものとし、その組織が編成図等により明確にされていること。

(6) 防災センター管理計画を消防計画へ反映する方法に関すること。

法第8条（法第36条による読み替えを含む。）に基づく消防計画及び法第8条の2（法第36条による読み替えを含む。）に基づく全体についての消防計画へ反映する方法が明確にされていること。

(7) 自衛消防活動の検証要領に関すること。

防災センター等を中心とした自衛消防活動の実効性を確認するために次の事項を含んだ検証方法が明確にされていること。

ア 対応に係る行動の評価項目等

イ 対応時間の測定方法等

ウ 検証結果に対する改善方法等

エ その他検証に必要な事項

別表 1

一の防災センターで監視、操作等を行う場合

	防災センター勤務員	火災現場駆付け員
対応行動	- 総合操作盤等による出火場所の確認 - 役割分担の指示 - 放送設備（感知器発報放送）の起動確認 - 非常用エレベーターの呼戻し操作 119 番通報 - 消防用設備等、特殊消防用設備等、防火・排煙設備等の作動状況の確認 - 放送設備（火災放送）の起動確認 - 防火区画の形成確認 - 空調設備の停止確認 - エレベーターの火災管制確認 - 非常口等の解錠確認 - 消防用設備等、特殊消防用設備等、防災設備等の監視、制御、遠隔起動等 - 情報収集、情報提供等	- 出火場所の確認 - 携行品準備、装着 - 非常用エレベーターの消防運転 - 火災現場の確認 - 火災等の状況報告 - 初期消火（消火器、屋内消火栓等） - スプリンクラー設備等の作動状況の確認 - 避難状況の確認 - 防火区画の形成及び確認 - 空調設備の停止確認 - 排煙設備の起動及び確認 - 非常口等の解錠確認

別表 2

副防災センターで監視、操作等を行う場合

	防災センター勤務員	副防災センター勤務員	火災現場駆付け員
対応行動	- 副防災センターで監視、操作等を担当する防火対象物の部分の公開時間又は従業員時間外に火災が発生した場合は、総合操作盤等により出火場所の確認後、副防災センターに駆付け、別表 1 の対応行動を行う。 - ただし、防災センターで別表 1 の対応行動が行われる場合は、この限りでない。		別表 1 によること。

別表 3

監視場所で監視、操作等を行う場合

	監視場所勤務員	監視対象物	
		防災センター勤務員	火災現場駆付け員
対応行動	- 監視対象物の公開時間又は従業員時間外に火災が発生した場合は、総合操作盤等により出火場所の確認後、監視対象物の防災センターに駆付け、別表 1 の対応行動を行う。 - ただし、監視場所で別表 1 の対応行動が行える場合は、この限りでない。		別表 1 によること。

別記 1

限界時間の設定

限界時間の設定は、防火対象物のスプリンクラー設備の有無及び防災センター等に設置される総合操作盤又は監視盤の機能により階ごと表によること。

この場合に、防災センター等に設置される総合操作盤又は監視盤の機能は、次のように分類する。

- 1 一の防災センターで監視、操作等を行う場合はAとする。(別図の①)
- 2 副防災センターにおいて監視、操作等を行う場合(別図の②)
 - (1) 8、(6)、アに定める措置が講じられているものはAとする。
 - (2) 8、(6)、イに定める措置が講じられているものはBとする。
 - (3) 8、(6)、ウに定める措置が講じられているものはCとする。
- 3 監視場所において監視、操作等を行う場合(別図の③)
 - (1) 9、(9)、アに定める措置が講じられているものはAとする。
 - (2) 9、(9)、イに定める措置が講じられているものはBとする。
 - (3) 9、(9)、ウに定める措置が講じられているものはCとする。

表

防災センター又は監視場所等に設置される総合操作盤等の機能	スプリンクラー設備 設置防火対象物	スプリンクラー設備 未設置防火対象物
A	9分+排煙効果+ α	6分+排煙効果+ α
B	9分+ α	6分+ α
C	9分	6分

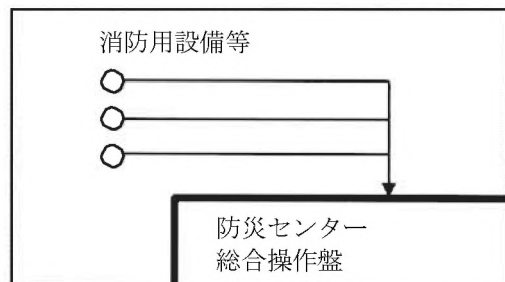
(α : その他の遅延効果)

- 注) 1 スプリンクラー設備に代えて自動的に作動する政令第13条に規定される水噴霧消火設備等を設けている場合は、スプリンクラー設備設置防火対象物として扱うものとする。ただし、防災要員により、早期に手動起動できる場合は自動的に作動することを要しないものとする。
- 2 想定出火階の階全体に自動火災報知設備のアナログ式又は多信号感知器を設置し、感知器作動表示が可能としているものの場合は、1分を加算できるものとする。
- 3 用途、建物構造及び収容可燃物の量等により、火煙により危険となる時間が、本表により算出した時間とは異なると想定される場合は、当該時間を限界時間として扱うことができるものとする。
- 4 省令第13条に掲げる防火対象物又はその部分及び政令第32条又は条例第47条を適用し、スプリンクラー設備が設置されない防火対象物又はその部分における限界時間の設定にあつては、スプリンクラー設備が設置されたものとみなし、限界時間については9分とする。
- 5 共同住宅用自動火災報知設備が設置されている場合は、遅延時間(2分以上5分以下の範囲で任意に設定した時間)を減じること。ただし、別紙の感知器作動表示機能を有する住宅情報盤等の機能等による場合はこの限りでない。

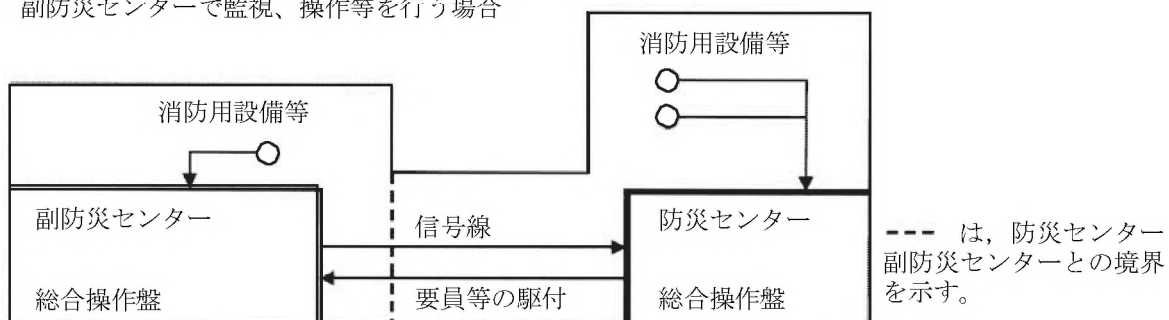
別図

消防用設備等の集中管理の形態（イメージ図）

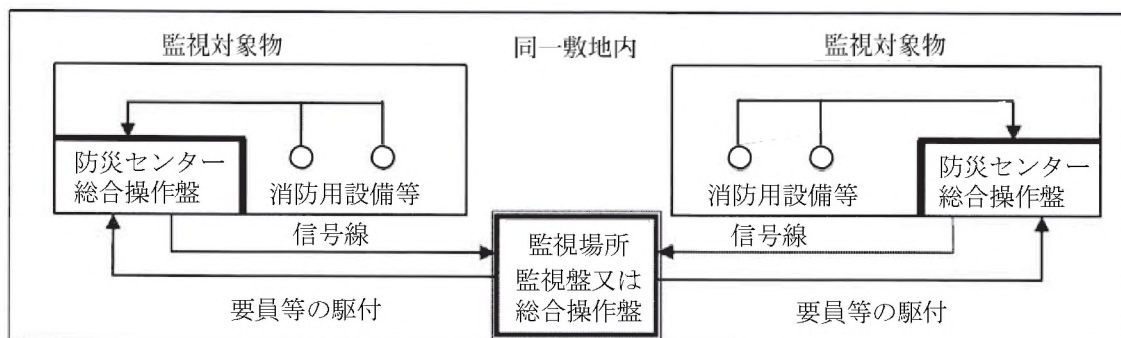
- ① 一の防災センターで監視、操作等を行う場合



- ② 副防災センターで監視、操作等を行う場合



- ③ 監視場所で監視、操作等を行う場合



別紙

感知器作動表示機能を有する住宅情報盤等の機能等

1 用語の定義

- (1) 住宅情報盤等とは、住宅情報盤、管理室親機等で構成されたシステムをいう。
- (2) 住宅情報盤とは、外部との通話による情報授受、セキュリティ及び生活環境制御などの機能を集中的に監視、管理するものをいう。
- (3) 管理室親機とは、住宅情報盤からの情報が授受できるものをいう。
- (4) 感知器作動表示とは、感知器が作動した旨の表示をいい、火災表示又は感知器作動警報以外の警報若しくは通報の表示を兼用するものを含む。
- (5) 感知器作動表示機能とは、住戸等（住戸、共用室、管理人室等をいう。以下同じ）の感知器が作動した場合に、自動的に感知器作動表示を行い、警報を発する機能をいい、火災警報又は感知器作動警報以外の警報若しくは通報の警報音を兼用するものも含む。

2 住宅情報盤等の取り扱い

- (1) 住宅情報盤等は、共同住宅用自動火災報知設備を補完する設備であり、自動火災報知設備として取り扱わないこと。
- (2) 住宅情報盤等は、防災センターの技術上の基準10、(1)、ア、(ア)による「その他これらに類する設備」として取り扱うこと。

3 住宅情報盤等の設置

- (1) 住宅情報盤は、共同住宅用自動火災報知設備を設置する住戸等に設置すること。
- (2) 管理室親機は、条例第 55 条の 2 の 2 に規定される防災センターに設置すること。

4 住宅情報盤等の機能

- (1) 住宅情報盤等は、一般社団法人インターホン工業会の自主認定制度により付加機能として「感知器作動表示機能」が認定されている住宅情報盤等又は次のすべてに該当する住宅情報盤等であること。

なお、住宅情報盤等の自主認定は、集中管理計画届出書に認定通知書の写しを添付させる等して確認すること。

ア 住宅情報盤等は、感知器作動表示機能を有すること。

イ 管理室親機は、感知器作動表示が容易に確認できるものであり、同時に感知器が作動した住戸等の場所が確認できること。

なお、管理室親機が感知器作動警報以外の警報又は通話状態の場合にあつては、感知器作動警報の受信を何らかの表示又は警報音等で報知し、操作等により感知器作動表示及び住戸等の場所が確認できるものを含む。

ウ 感知器作動表示は、感知器が作動の間、表示状態を保持すること。

エ 住宅情報盤は、感知器からの作動信号を受信後、5 秒以内に管理室親機へ感知器作動信号を発信すること。

なお、5 秒以内とは、住宅情報盤が待機状態での所要時間をいう。

オ 管理室親機は、住宅情報盤からの感知器作動信号を受信後、5 秒以内に感知器作動表示を行い、警報音を発すること。

なお、5 秒以内とは、管理室親機が待機状態での所要時間をいい、複数の感知器作動警報、感知器作動警報以外の警報又は通話状態にあつては、何らかの表示又は警報音等で報知し、操作等により感知器作動表示及び住戸等の場所が確認でき、警報音を発するものを含む。

カ 住宅情報盤等は、共同住宅用自動火災報知設備の機能に影響を及ぼさないこと。

- (2) 管理室親機には、5 分間以上の感知器作動表示機能を維持するための非常電源を確保すること。

なお、非常電源の容量は遅延時間分の電源容量を確保することで足りることとする。

5 住宅情報盤等の維持管理等

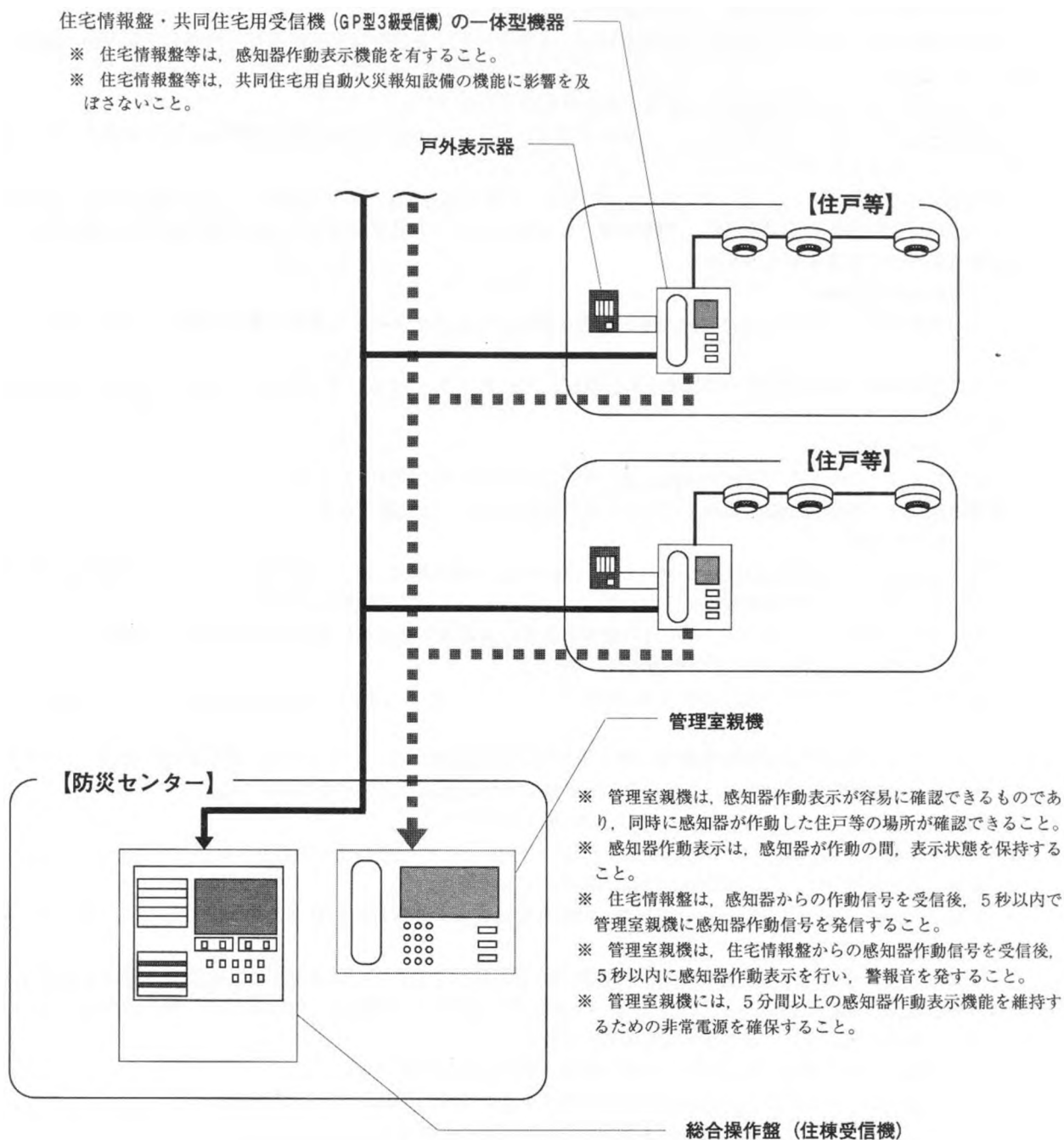
- (1) 住宅情報盤等は、法第17条の3の3に規定する共同住宅用自動火災報知設備の点検時期にあわせて自主点検を実施し、共同住宅用自動火災報知設備と共に点検実施結果記録を保存すること。

なお、自主点検の実施結果記録の様式については、特段の定めはない。

- (2) 自主点検では、任意の住宅情報盤を住戸等の感知器の作動又は遠隔試験装置により作動させ、管理室親機の感知器作動表示機能を確認すること。
 - (3) 住宅情報盤等の図書（設備図、機器仕様書、取扱い説明書等）は、防災センター管理計画に添付すること。
- 6 その他
- 感知器作動表示機能を有する住宅情報盤等は、参考図「感知器作動表示機能を有する住宅情報盤等のシステム図」を参照のこと。

参考図

感知器作動表示機能を有する住宅情報盤等のシステム図



- 〔凡例〕
- ← 共同住宅用受信機（GP型3級受信機）からの火災信号
 - ←..... 住宅情報盤からの感知器作動信号

別記 2

現場駆付け時の基本的固定値及び算出方法

No. ※ 1	対 応 行 動 項 目 等	時 間
移 動 時 間		
1 実	水平移動速度 (現場駆付け時に水平移動する速度) 2 m/秒	秒 ※ 2
2 実	階段昇降時間 上り : $H / 0.32$ (m/秒) 下り : $H / 0.40$ (m/秒) (H : 垂直移動距離 (m))	秒 ※ 3
3 実	非常用エレベーター昇降速度 (設置される非常用エレベーターが目的階に到着するまでに要する時間は、下式で算出する。) $\frac{(1 \text{ 階層の高さ}) \times (\text{階数} - 1)}{\text{エレベーターの速度 (m/分)} / 60 \text{ 秒 (秒速を求めるため)}}$	秒
対 応 行 動 項 目 等		時 間
1 固	総合操作盤等の発報表示箇所の確認時間 (CRT画面等により発報箇所を確認するのに要する時間)	20 秒 ※ 2
2 固	役割分担の指示、携行品の準備等に要する時間 (消火器、マスターキー、非常用エレベーター消防運転専用キー)	20 秒 ※ 2
3 固	非常用エレベーターに乗り込んでから動き出すまでの時間 (専用キーを差し込んでONにし、エレベーターの扉が閉まって動き出すまでの時間)	10 秒
4 固	非常用エレベーターが目的階に到着し、扉が開いて降りるまでの時間 (消防運転を解除、防災センターへ連絡等する。)	10 秒
5 固	火点を探す時間 (警戒区域内の鳴動箇所を確認する。)	20 秒
6 固	非常電話等で現場の状況を防災センターへ連絡するのに要する時間	20 秒 ※ 2
7 固	消火器による消火時間	15 秒 ※ 4
8 固	屋内消火栓設備等を延長するための準備に要する時間 (起動ボタンを押し、扉を開け、ホースを脇に抱えるまで) 易操作性 1 号消火栓、2 号消火栓、補助散水栓及び移動式消火設備は 10 秒とする。	20 秒
9 固	屋内消火栓設備 (補助散水栓、移動式消火設備) による消火時間	30 秒 ※ 4
10 実	防火区画の形成及び避難状況の確認に要する時間 (出火場所を含む防火区画を 1 周する歩行距離を Y m とすると防火区画を形成している防火戸、防火シャッター等が煙感知器等で自動的に作動しているかどうかの確認又は作動していない場合、手動で閉鎖したり、あるいは障害物等により閉鎖できない場合の除去等を行うのに要する時間) は、下式で求める。 $Y \text{ m} / \text{歩行速度 (0.5 m/秒)}$ また、この時に合わせて避難状況の確認 (逃げ遅れの有無) も行う。	秒 ※ 2 複数人の場合は分担して行える。
11 固	排煙設備の起動に要する時間 (起動装置までの移動時間も含む。)	20 秒 ※ 2

12 固	共同住宅の場合の出火室の逃げ遅れの確認及び出火室の防火戸の閉鎖（ドアの部分で室内に呼びかける）に要する時間	10秒
13 固	共同住宅で、出火室の両隣の室へ避難の呼びかけをするのに要する時間（開放廊下の場合、防火区画の形成及び避難の確認は、出火室と両隣の室を実施することとする。）	10秒
14 固	その他（防災センター勤務員が、仮眠室で仮眠中の勤務員を起こすような場合） ア 防災センターからインターホン等で仮眠室への連絡 イ 仮眠状態から行動開始	ア 20秒 ※ 2 イ 15秒 ※ 4

※ 1 : No.欄の「固」については、固定値としてあるのでこれを変更する場合は、引用した文献を明記すること。

また、「実」は、図面上実測した値をそれぞれの係数で計算し求めたものである。

※ 2 : 第12期火災予防審議会答申「建築物の管理形態等の多様化に伴う防火安全対策のあり方」東京消防庁発行

※ 3 : 「防災センターの評価手法（防火管理面）に関する調査研究報告書」平成11年9月(株)大崎総合研究所（(社)東京消防設備保守協会委託）

※ 4 : 「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制の指導について」（昭和62年8月1日消防予第131号予防課長通知）

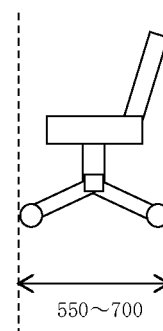
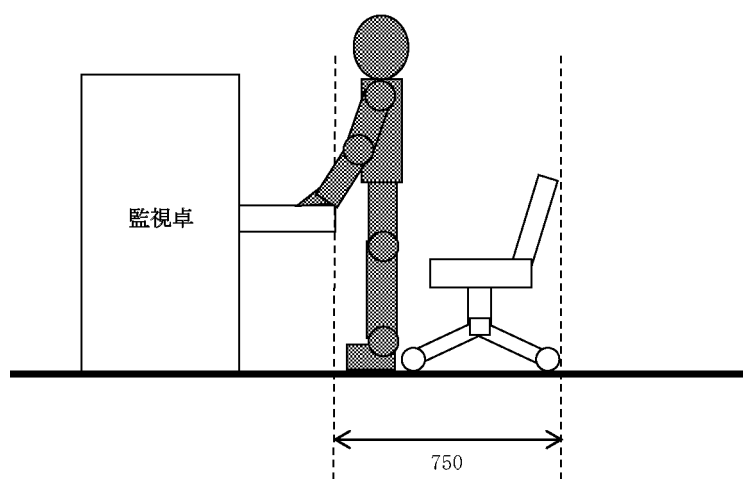
注：これらの数値及び算出方法にとらわれず、公に認められた数値等があればそれらの出典を明らかにし引用できる。

防災センターの活動スペースのあり方

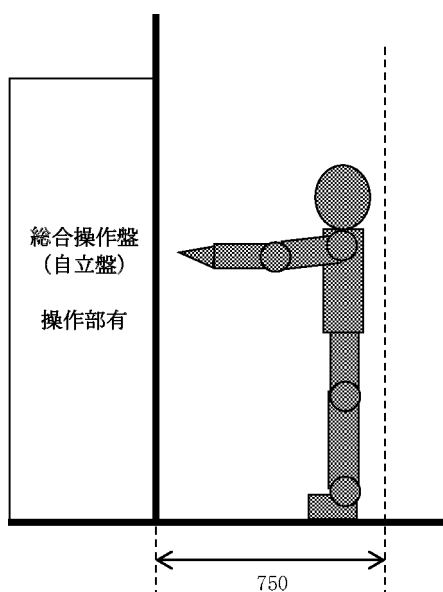
防災要員の基本監視サイズ

【用語例】

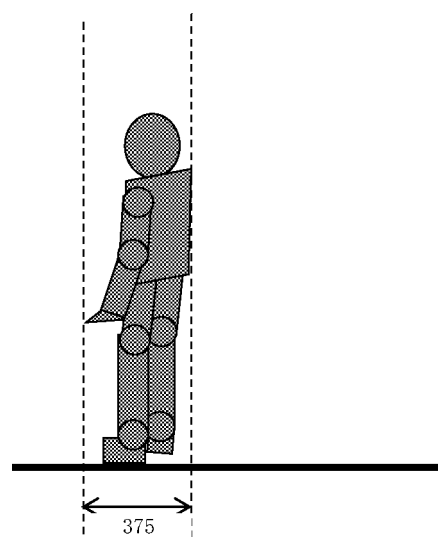
- ・ 監視卓とは、防火対象物の空調設備、機械設備、電気設備、消防用設備等、その他防災設備等を監視・制御するものをいう。
- ・ 操作部とは、総合操作盤のうち、消防用設備等、特殊消防用設備等を操作するものをいう。



防災センターで使用される一般的な椅子の奥行は550~700mmとなっているが、700mmは背もたれが後方に伸びた状態のサイズなため、通常の監視状態の椅子のサイズは550mmとなる。

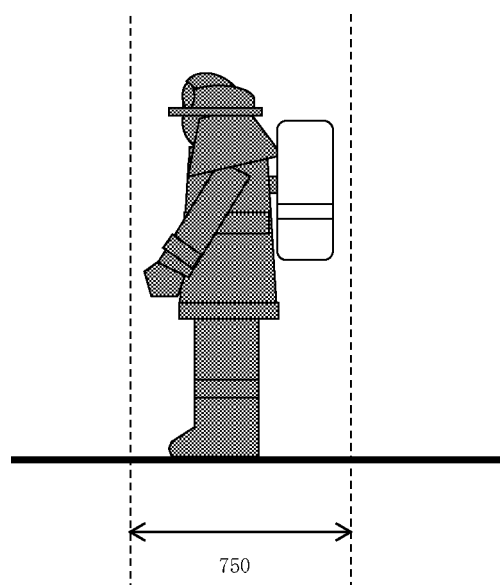
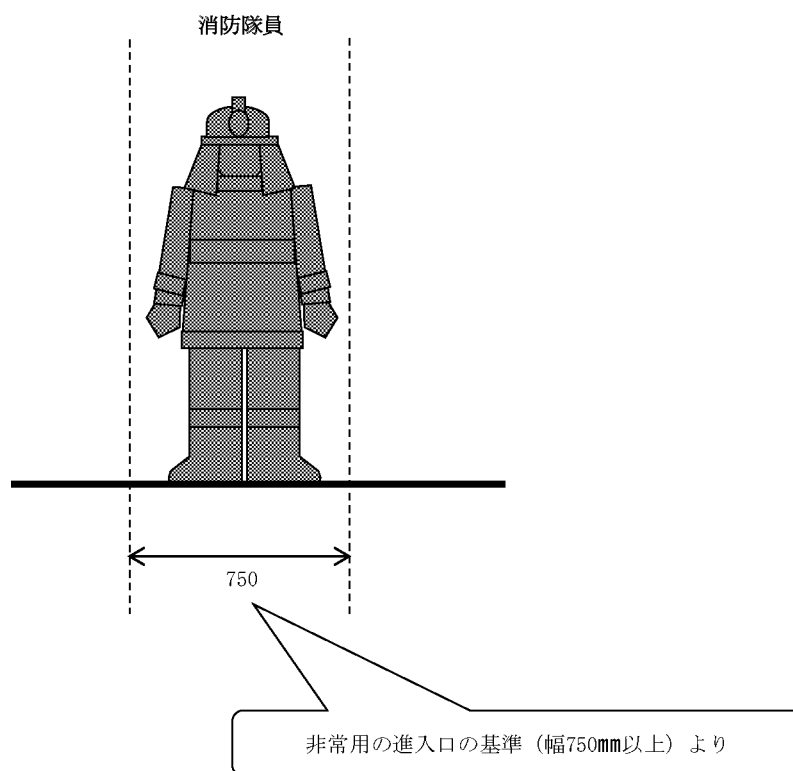


余裕を持たせた幅

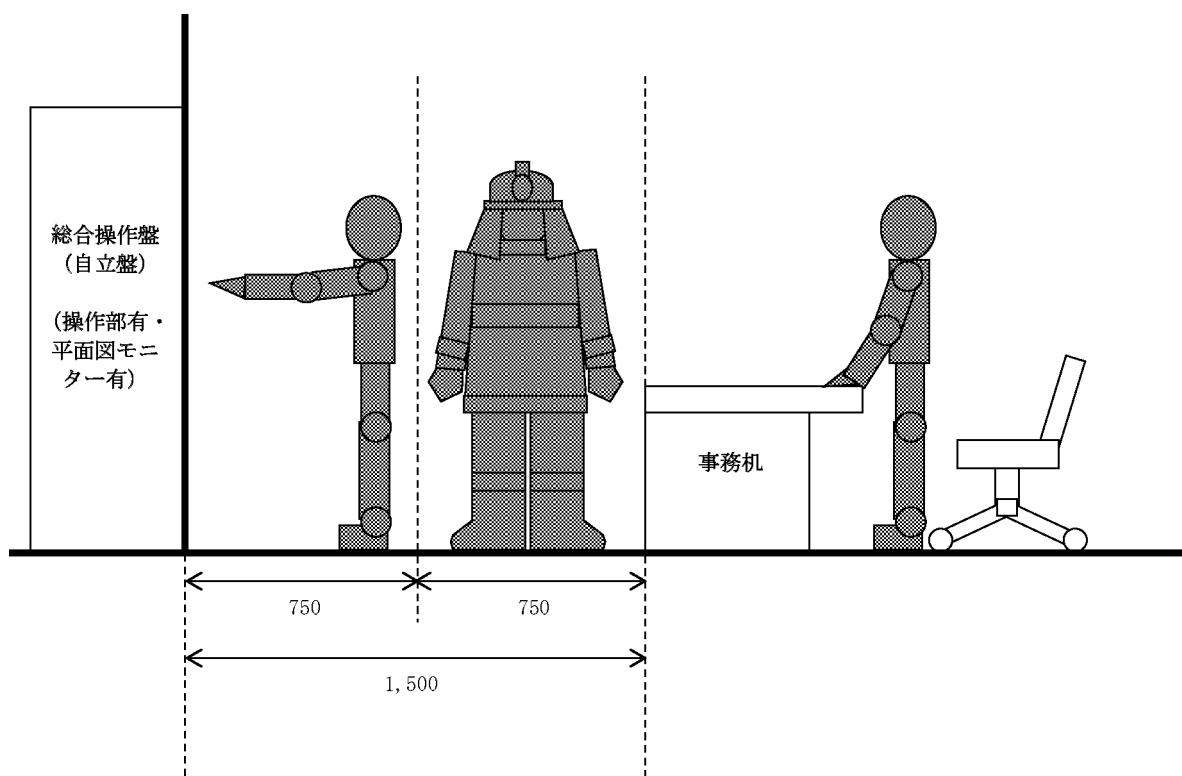


体をひねることにより
通行可能な幅

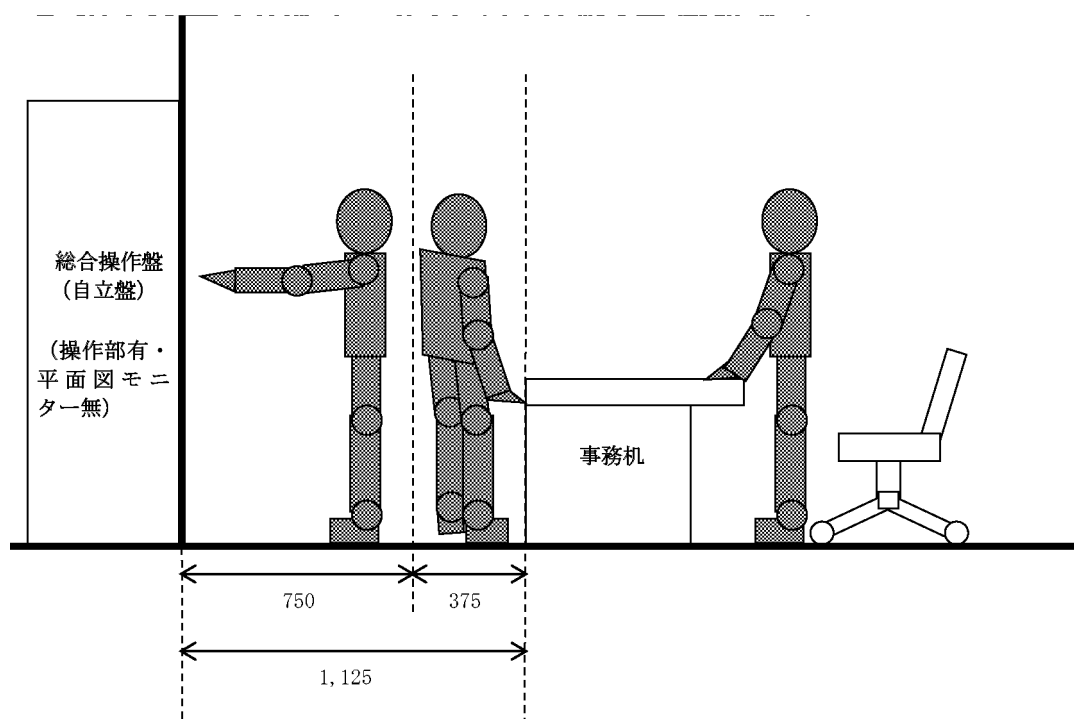
消防隊員の基本サイズ



監視・操作スペースの幅について（自立盤のみの場合）

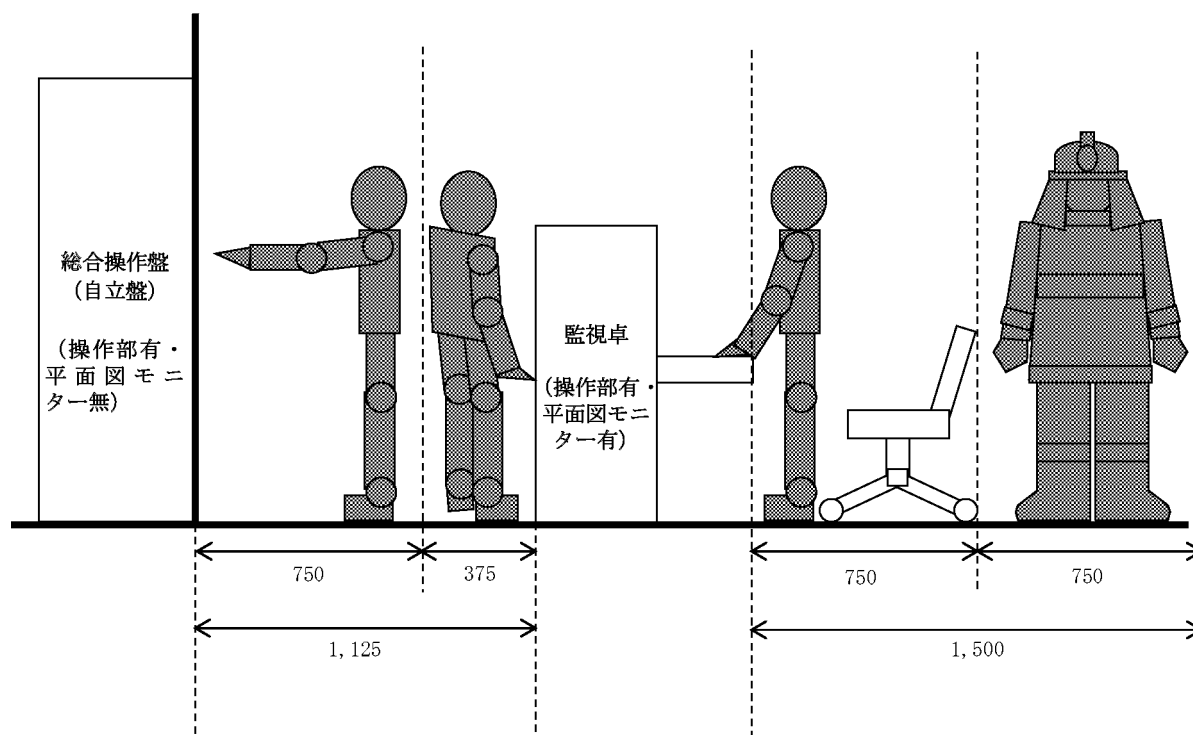


自立盤に平面図モニターが設置されている場合の監視・操作スペースの幅
1,500 mm 以上

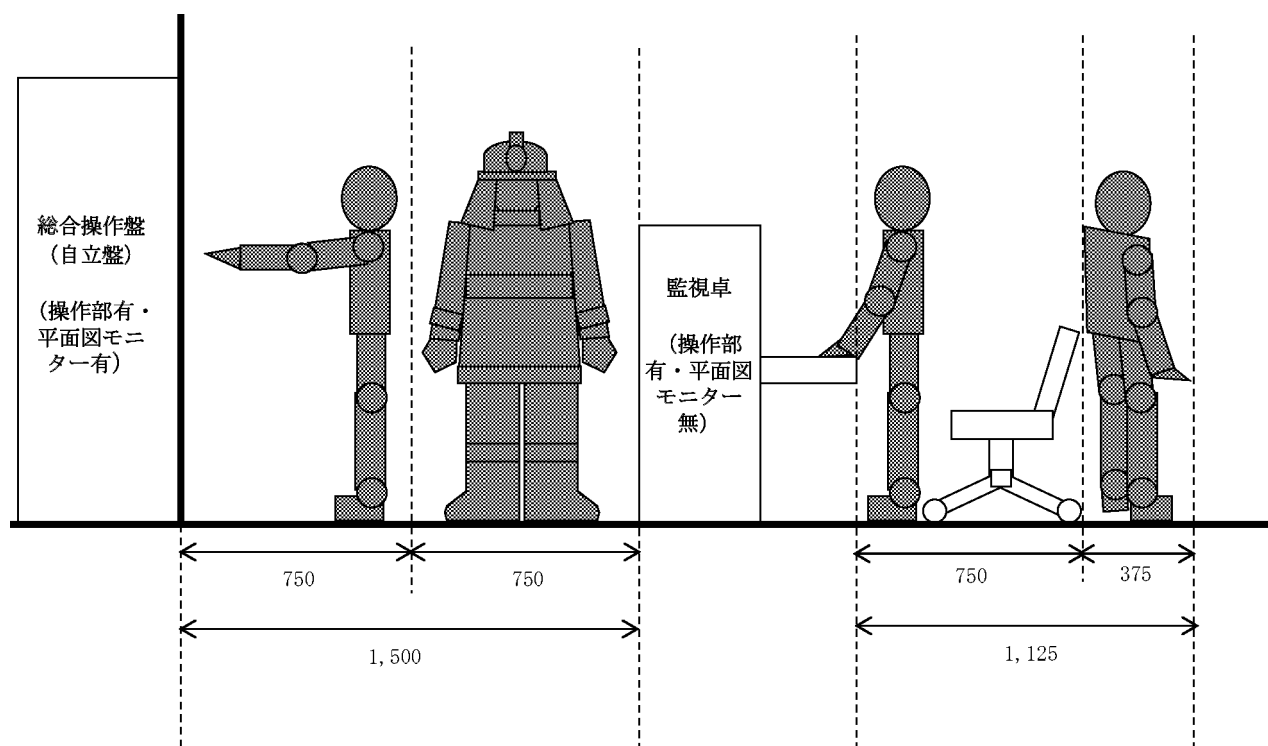


自立盤に平面図モニターが設置されていない場合の監視・操作スペースの幅
1,000 mm 以上

監視・操作スペースの幅について（自立盤・監視卓 併用の場合）

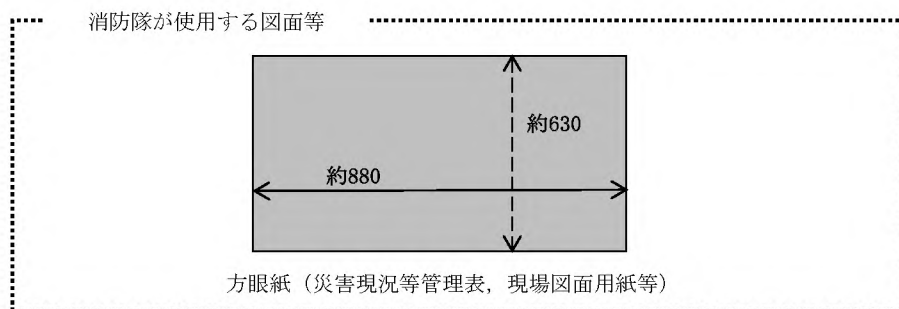


自立盤に平面図モニターが設置されていない場合の監視・操作スペースの幅
1,000 mm 以上
監視卓に平面図モニターが設置されている場合の監視・操作スペースの幅
1,500 mm 以上

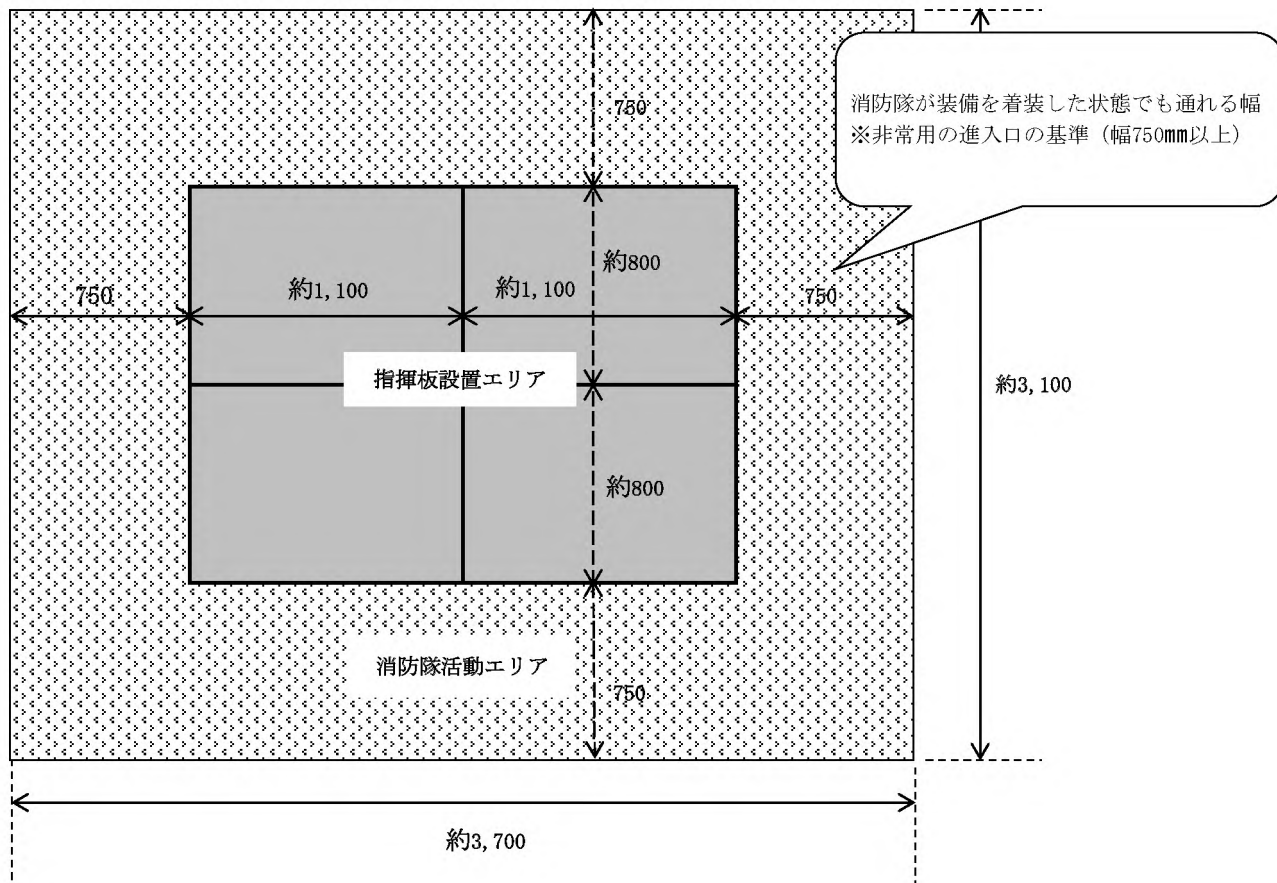


自立盤に平面図モニターが設置されている場合の監視・操作スペースの幅
1,500 mm 以上
監視卓に平面図モニターが設置されていない場合の監視・操作スペースの幅
1,000 mm 以上

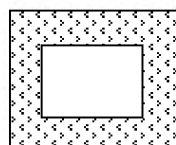
消防隊活動スペースについて（面積）



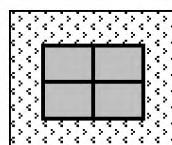
複数の方眼紙等を使用することを考慮



指揮板設置エリア
3.52 m²



消防隊活動エリア
7.95 m²

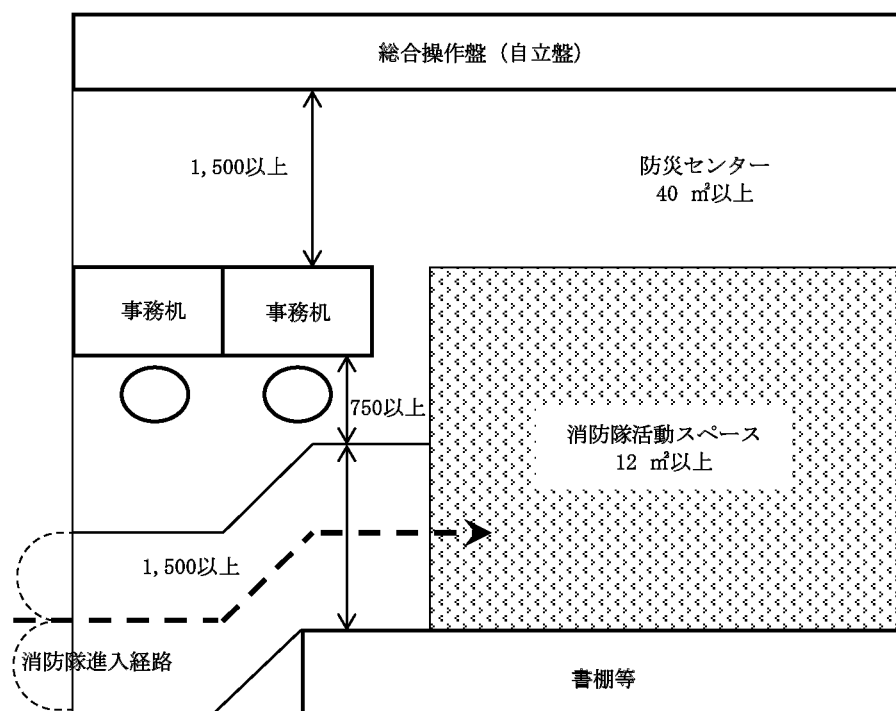
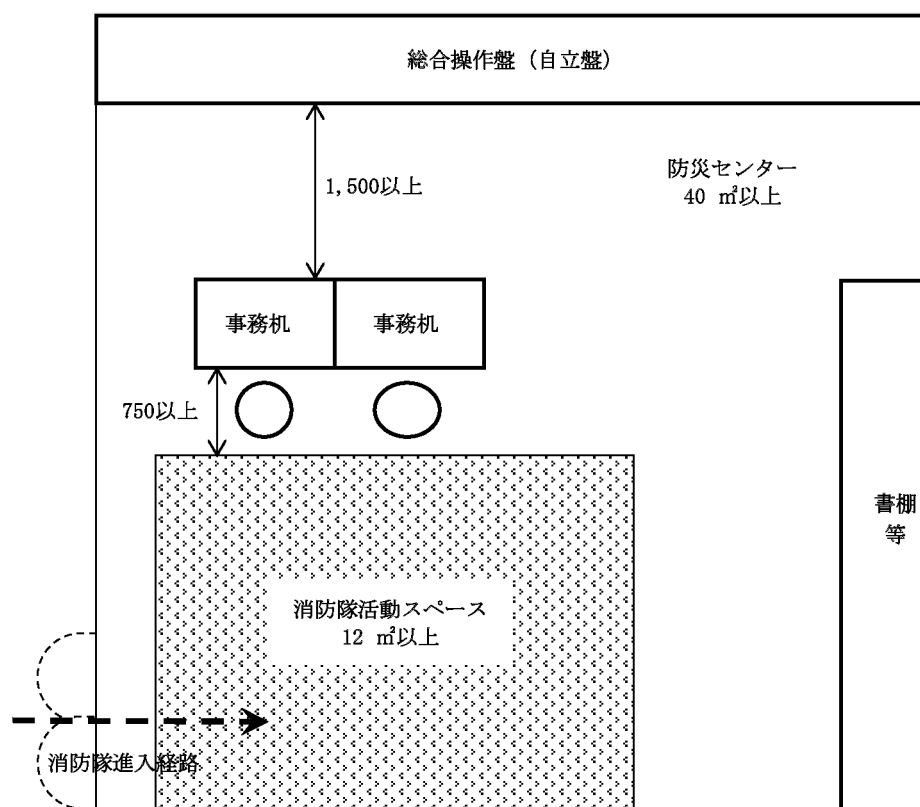


全体
11.47 m²

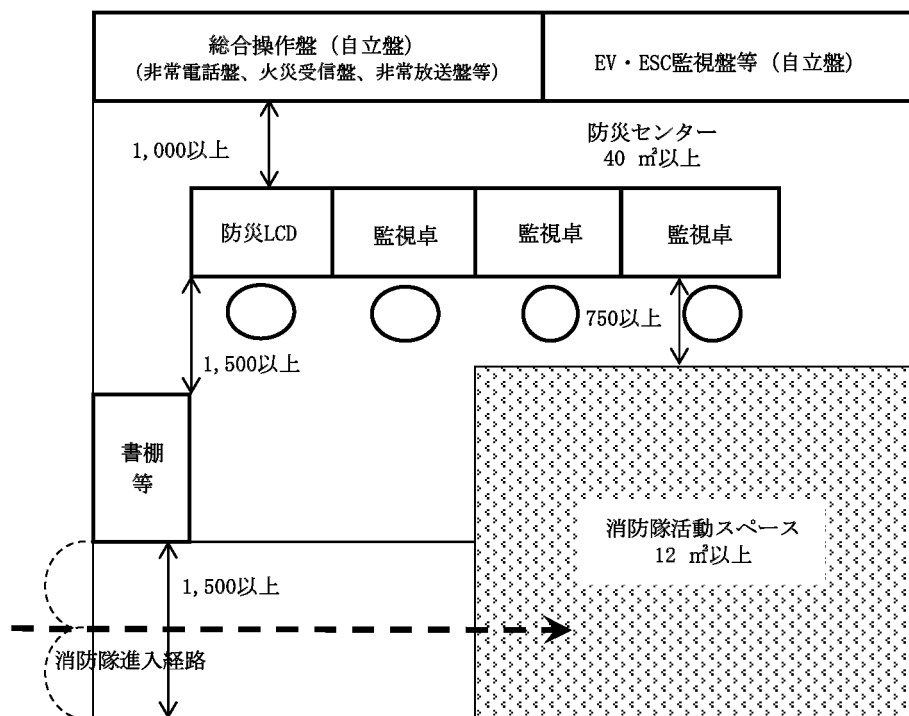
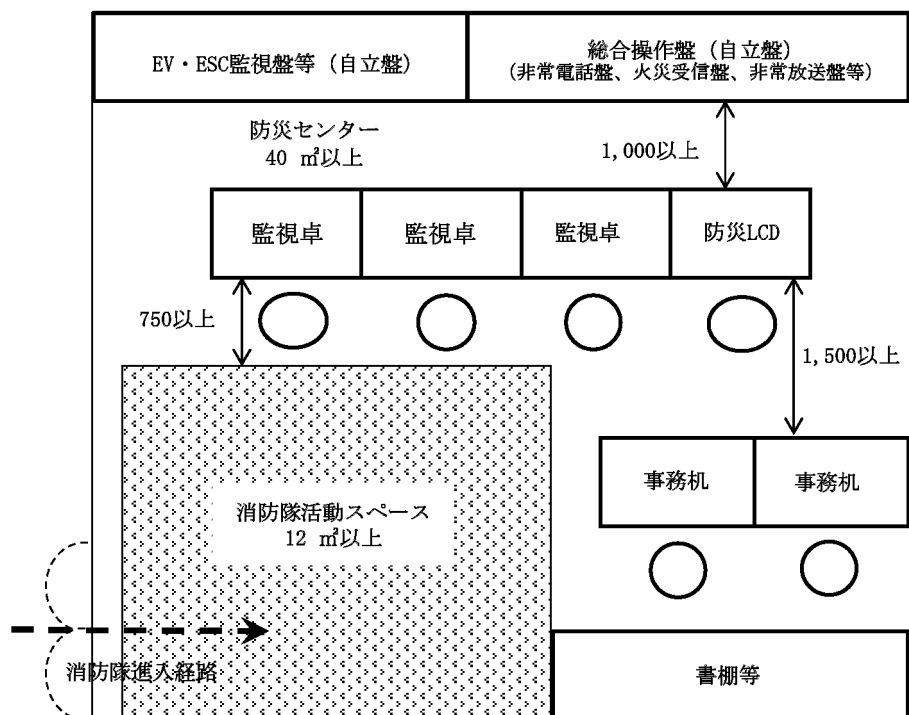
消防隊活動スペースとして必要な面積
12 m² 以上

防災センターの配置例

① 総合操作盤が自立盤のみの場合



② 総合操作盤が自立盤と監視卓併用の場合



別表

集中管理計画届出書に添付する図書

図 書	記 載 内 容 等
防火対象物概要表 (様式1号)	① 建物の名称、管理権原者氏名、建築場所、着工年月日等を記載した一覧表 ② 複数棟の場合は、棟ごとに表を作成する。
防災センター概要表 (様式2号)	① 防災センターの概要を記載した一覧表 ② 複数の防災センター等を設置する場合は、防災センター等ごとに作成する。
防火対象物概要図	① 防火対象物の案内図、配置図、立面図及び断面図 ② 各階の平面図（各階の主な用途等を記載）
防災センター配置図 (平面図に必要事項を 記載した場合は省略 可)	① 防災センターの設置階の平面図（防災センターの設置位置を明らかにしたもの） ② 複数の防災センター等を設置する場合は、それぞれの設置位置が記載されている図書 ③ 副防災センターが設置される場合は、防災センター及び副防災センターそれぞれの受け 持ち区域が記載されている図書
構 造 図 等	① 防災センター等室内の平面図及び仕上表 ② 防災センター等の構造図（防火区画、防水措置等を記載したものを含む。） ③ 排煙、換気、冷暖房設備の風道を設ける場合は、火煙等の流入防止装置等の位置及び構 造を記載したダクト図面 ④ 電気配線等の貫通部を記載した図面
設備機器の配置図等	① 防災センター等に設置される設備機器の配置図、外観図、詳細図等 ② 設備機器を固定する部分の詳細図書
機能等に関する図書	① 防火対象物に設置する消防用設備等及び防災設備等の設置概要、階ごとの用途及び防災 センターで表示、制御、操作並びに記録される項目について記載した消防・防災設備等設 備一覧表及び表示等項目（様式3号） ② 前①の各設備等の種類ごとに防災センター等での表示、警報、操作、記録方法等を記載 した総合操作盤等の機能表（様式4号） ③ 複数の防災センター等が設置される場合は、総合操作盤及び制御装置等相互間の系統 図、関連する機能、優先機能等を記載した図書 ④ 各設備相互間で連動する機能を記載した総合操作盤等の機能部表（様式5号） ⑤ システム構成図 ・ 防災センター等に設置される消防用設備等、防災設備の表示装置、制御装置等及び連 動装置等に関連する範囲の系統図（システム構成の概要がわかるもの） ・ 各設備名称、配線種別名称（耐火、耐熱電線等の別を明記したもの） ⑥ 設備機器相互間の接続図等 ・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等と連動装置等が接続する部分の結線図と消防用設 備等又は特殊消防用設備等に影響を与えない装置（保護装置等）を記載した図書 ・ 設備機器相互間の接続配線図（防災センター等以外の場所に設置する当該センターの 機能に係る装置等を含む。） ・ 接続装置（インターフェイス）の入力記号及び出力信号の種別並びに信号線種別名称 （耐火、耐熱電線等の別）を記載した図書 ・ 設備機器相互間の動作内容を記載した図書 ⑦ 総合操作盤に関する図書 ・ 仕様書 ・ 概要図（表示装置、操作装置等の位置及び種別を記載したもの） ・ L C D等のモニターによる表示機能の場合は、その表示できる内容を記載した図書 ・ 消防用設備等ごとの表示、警報、操作内容及び取扱い説明を記載した消防用設備等別 機能一覧表及び取扱い説明（様式6号） ・ 付属機能がある場合は、その旨の内容を記載した図書

図 書	記 載 内 容 等
維持管理に関する図 書	総合操作盤及び監視盤の維持管理のあり方を記載した図書
防火管理体制概要表 (様式7号)	防火管理体制の概要を記載した一覧表
防 災 セ ン タ ー 管 理 計 画	次の項目について記載した図書 ① 火災発生時の対応行動 ② 自衛消防活動の限界時間及び行動予測 ③ 防災センター等を中心とした自衛消防体制及び維持管理 ④ 防火対象物全体の自衛消防組織 ⑤ 消防計画への反映方法 ⑥ 自衛消防活動の検証要領等
監視場所に関する図 書	監視場所の位置、構造、監視盤の機能等を記載した図書 ※ 監視場所の機能等に係る図書は、防災センターの「機能等に関する図書」に準じたものであること。

様式 1 号

防 火 対 象 物 概 要 表 (そ の 1)

記 載 事 項	記 載 内 容	
建 物 の 名 称		
管 理 権 原 者 氏 名		
建 築 場 所		
着 工 年 月 日	建物 年 月 日	防災設備 年 月 日
完 成 予 定 年 月 日	建物 年 月 日	防災設備 年 月 日
建築確認申請年月日	年 月 日	建築申請番号 第 号
消 防 同 意 年 月 日	年 月 日	同意番号 第 号
地 域 地 区		
主 要 用 途	〔消防法施行令別表第 1 () 項〕	
敷 地 面 積	m ²	
建 築 面 積	m ²	
延 べ 面 積	m ²	
階 数	地下 階 ・ 地上 階 ・ 塔屋 階	
構 造 種 別		
最 高 軒 高	m	
最 高 高 さ	m	
消防用設備等又は特殊消防用設備等の着工事由	1 建物の新築に伴う新設工事 2 建物の増改築・修繕・模様替えに伴う工事 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の改修に伴う工事 4 その他 ()	
そ の 他 事 項		

防 火 対 象 物 概 要 表 (そ の 2)

階区分	面 積	階別の主な用途
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
延べ面積	m ²	

様式 2 号

防 災 セ ン タ ー 概 要 表

項 目				
集中管理の形態		防災センター ・ 副防災センター ・ 監視場所		
設 置 場 所	防災センター			
	副防災センター	か所		
監視場所				
防 災 セ ン タ ー の 構 造 ・ 機 能 等	構 造	壁・柱・床の構造		
		窓・出入口の構造		
		室内（壁、柱、天井）の材料		
		水の浸入・浸透防止措置		
		給気口及び排気口等の火煙流入防止装置		
		監視、操作等及び防災活動に必要な広さ		
	機 能 等	総合操作盤の設置（卓式・自立式・併用式・その他）		有 ・ 無
		屋内・屋外消火栓設備の監視、操作等		有 ・ 無
		スプリンクラー設備の監視、操作等		有 ・ 無
		水噴霧消火設備の監視、操作等		有 ・ 無
		＊泡消火設備の監視、操作等		有 ・ 無
		＊不活性ガス消火設備（二酸化炭素・窒素・IG-55・IG-541）の監視、操作等		有 ・ 無
		＊ハロゲン化物消火設備（ハロン 1301・HFC-23・HFC-227ea）の監視、操作等		有 ・ 無
		＊粉末消火設備の監視、操作等		有 ・ 無
		移動式消火設備の起動表示装置（泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末）		有 ・ 無
		自動火災報知設備の監視、操作等（受信機、総合操作盤）		有 ・ 無
		ガス漏れ火災警報設備の監視、操作等（受信機、総合操作盤）		有 ・ 無
		消防機関へ通報する火災報知設備		有 ・ 無
		非常警報設備（放送設備）の監視、操作等（操作部、総合操作盤）		有 ・ 無
		誘導灯（自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするもの）の監視、操作等		有 ・ 無
連結散水設備（選択弁を設けたもの）の監視、操作等		有 ・ 無		
連結送水管（加圧送水装置を設けたもの）の監視、操作等		有 ・ 無		
排煙設備（消防用設備等に限る）の監視、操作等		有 ・ 無		
非常コンセント設備の監視、操作等		有 ・ 無		

項 目		
防 災 セ ン タ ー の 構 造 ・ 機 能 等	機 能 等	無線通信補助設備(増幅器を設けたもの)の監視、操作等及び無線接続端子
		有 ・ 無
		排煙設備(排煙口の作動表示・排煙機の起動表示・電源異常の表示)
		有 ・ 無
		電源別置型の非常用照明装置の非常電源への切替表示及び減液警報
		有 ・ 無
		機械換気設備又は空気調和設備の運転状況表示
		有 ・ 無
		防火・防煙区画の構成機器の作動状況表示及び電源異常表示
		有 ・ 無
		非常錠の状態表示及び電源異常表示
		有 ・ 無
		I T Vに関する情報
		有 ・ 無
		ガス緊急遮断弁の作動状態表示
		有 ・ 無
		非常用エレベーターの制御及び運行表示
		有 ・ 無
		非常用エレベーター以外のエレベーターの制御及び運行表示
		有 ・ 無
		エスカレーターの運行表示
		有 ・ 無
		非常電源の状態監視並びに常用電源及び非常電源の切替状況の表示
		有 ・ 無
		自動火災報知設備と連動する消防用設備等又は特殊消防用設備その他防災に関する設備の連動停止状態が災害時において復旧される機能
		有 ・ 無
		通常電力の供給遮断時に防災活動拠点として2時間以上稼働できる機能
		有 ・ 無
		防災センター等内の耐震措置
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
備 考		

備考

- ・ 集中管理の形態の欄は、該当するものに○印をすること。
- ・ 設置場所の欄は、当該箇所に○印をし、右の箇所に設置場所を記入すること。
- ・ 構造欄は、右の箇所に該当内容を記入すること。
- ・ 機能等の欄は、「有・無」の該当箇所に○印をし、記載されている機能等以外に付加機能等がある場合は、空白の行に記入すること。なお、不必要な項目は抹消することができる。
- ・ *の消防用設備等は、移動式のものを除く。
- ・ 監視、操作等の予定従事者数、委託の有無、その他記載事項がある場合は備考欄に記入すること。
- ・ 複数の防災センター等を設ける場合は、それぞれの防災センター等ごとに「防災センタ~~ー~~概要表」を作成すること。

消防・防災設備等設置一覽表及び表示等項目

設備項目 (○印：設置される設備) 監視項目 (◎印：表示・制御・操作・記録等される設備)

[illegible]

総合操作盤等の機能表

設 備 名 称			表 示					警 報		操 作		マウス	遠隔復帰	連 動 制 御		記 録		特 記 事 項
			デジ タル	L C D	個 別 表 示	グ ラ フ ィ ッ ク パ ネ ル	防 災 L C D	防 災 C R T	警 報 音	音 声 警 報 音	個 別 ス イ ッ チ	L C D タ ッ チ パ ネ ル		連 動	連動要因	印 字	記 憶	
自動火災 報知設備	感知器	アナログ式																
		自動試験機能対応型																
		その他																
	発信機																	
	共同住宅用	遠隔試験機能対応型感知器																
		管理室親機																
		音声警報装置																
放送設備	非常放送																	
連絡通報設備	非常電話																	
防 排 煙 設 備	防火戸・防火シャッター																	
	防火ダンパー																	
	防煙垂れ壁																	
	排煙口																	
	特避給気口																	
	排煙機																	
	加圧給気機																	
ガス漏れ火 災警報設備	排煙窓																	
	ガス漏れ検知器																	
	ガス緊急遮断弁																	
消 火 設 備	業務用ガス遮断弁																	
	屋内消火栓ポンプ〔起動〕																	
	屋内消火栓ポンプ 〔運転・故障・呼水槽減水・電源断〕																	
	スプリンクラー設備〔放出〕																	
	スプリンクラーポンプ〔起動〕																	
	スプリンクラーポンプ 〔運転・故障・呼水槽減水・電源断〕																	
	放水型スプリンクラー設備〔放出〕																	
	放水型スプリンクラーポンプ〔起動〕																	
	放水型スプリンクラーポンプ 〔運転・故障・呼水槽減水・電源断〕																	
	スプリンクラーブースターポンプ〔起動〕																	
	スプリンクラーブースターポンプ 〔運転・故障・呼水槽減水・電源断〕																	
	泡消火設備〔放出〕																	
	泡消火ポンプ〔起動〕																	
	泡消火ポンプ 〔運転・故障・呼水槽減水・電源断〕																	
	不活性ガス消火設備 〔感知器作動・自動/手動切替・ 警報・起動・放出・電源断〕																	
	ハロゲン化物消火設備 〔感知器作動・自動/手動切替・ 警報・起動・放出・電源断〕																	
	屋外消火栓ポンプ〔起動〕																	
	屋外消火栓ポンプ 〔運転・故障・呼水槽減水・電源断〕																	
	フード等簡易自動消火装置〔放出〕																	
	消火水槽〔減水・満水〕																	
消火活動上 必要な施設	排煙機（消防排煙）																	
	連結送水管																	
	連結送水管ブースターポンプ〔起動〕																	
	連結送水管ブースターポンプ 〔運転・故障・呼水槽減水・電源断〕																	
	非常コンセント設備〔電源断〕																	
付属機能	無線通信補助設備																	
	ガイダンス機能																	
	シミュレーション機能																	
その他	消防隊支援機能																	
	消防用水																	
	非常用エレベーター																	
	電気錠																	
	I T V																	
	誘導灯信号装置																	
	火災通報装置																	

総合操作盤等の機能部表

設 備 名	卓・盤等名称	機器設置位置	関 連 設 備 へ の 移 報 ・ 連 動					特記事項
			放送設備盤	中央監視盤	エレベーター監視盤	排煙機盤	誘導灯信号装置	
自動火災報知設備								
防火・防排煙設備								
ガス漏れ火災警報設備								
消火設備								
連結送水管								
放送設備								
非常電話								
エレベーター								
非常電源								

消防用設備等別機能一覧表及び取り扱い説明

消防用設備等の種別	表示・警報・操作項目	総合操作盤			取扱説明
		表 示	警 報	操 作	
屋内消火栓設備	・加圧送水装置の作動状態				
	・加圧送水装置の電源断の状態				
	・呼水槽の減水状態				
	・水源水槽の減水状態				
	・総合操作盤の電源の状態				
	・連動断の状態(自動火災報知設備等連動)				
	・警報停止				
スプリンクラー設備	・放水階又は放水区域図				*
	・流水検知装置の作動状態				
	・減圧状態(圧力設定必要なもの)				
	・加圧送水装置の作動状態				
	・加圧送水装置の電源断の状態				
	・呼水槽の減水状態				
	・水源水槽の減水状態				
	・総合操作盤の電源の状態				
	・手動状態(開放型自動式のもの)				
	・感知器の作動状態(予作動式)				
	・連動断の状態(自動火災報知設備等連動)				
水噴霧消火設備	・警報停止				
	・放射区域図				
	・流水検知装置の作動した放射区域				
	・加圧送水装置の作動状態				
	・加圧送水装置の電源断の状態				
	・呼水槽の減水状態				
	・水源水槽の減水状態				
	・総合操作盤の電源の状態				
	・連動断の状態(自動火災報知設備等連動)				
	・警報停止				
	・放射区域図				
泡消火設備 (移動式のを除く)	・流水検知装置の作動した放射区域				
	・加圧送水装置の作動状態				
	・加圧送水装置の電源断の状態				
	・呼水槽の減水状態				
	・水源水槽の減水状態				
	・総合操作盤の電源の状態				
	・感知器の作動状態(専用)				
	・連動断の状態(自動火災報知設備等連動)				
	・警報停止				

消防用設備等の種別	表示・警報・操作項目	総合操作盤			取扱説明
		表 示	警 報	操 作	
不活性ガス消火設備 (移動式ものを除く)	・防護区画図				
	・音響装置又は感知器の作動				
	・放出起動				
	・消火剤放出				
	・起動回路異常(地絡又は短絡)				
	・閉止弁の閉止				
	・圧力異常(低圧式)				
	・手動状態(自動式の起動装置)				
	・総合操作盤の電源の状態				
	・運動断の状態(自動火災報知設備等運動)				
ハロゲン化物消火設備 (移動式ものを除く)	・警報停止				
	・防護区画図				
	・音響装置又は感知器の作動				
	・放出起動				
	・消火剤放出				
	・起動回路異常(地絡又は短絡)				
	・手動状態(自動式の起動装置)				
	・総合操作盤の電源の状態				
	・運動断の状態(自動火災報知設備等運動)				
	・警報停止				
粉末消火設備 (移動式ものを除く)	・防護区画図				
	・音響装置又は感知器の作動				
	・放出起動				
	・消火剤放出				
	・起動回路異常(地絡又は短絡)				
	・手動状態(自動式の起動装置)				
	・総合操作盤の電源の状態				
	・運動断の状態(自動火災報知設備等運動)				
	・警報停止				
	・加圧送水装置の作動状態				
屋外消火栓設備	・加圧送水装置の電源断の状態				
	・吸水槽の減水状態				
	・水源水槽の減水状態				
	・総合操作盤の電源の状態				
	・警報停止				

消防用設備等の種別	表示・警報・操作項目	総合操作盤			取扱説明
		表 示	警 報	操 作	
自動火災報知設備	・警戒区域図(随時表示)				*
	・警戒区域図上の火災警報 (アラーム感知器)				
	・同				
	・同 (一般感知器)				
	・同 (発信機)				
	・回路断線等の異常				
	・連動移報切替				
	・総合操作盤の電源の状態				
	・復旧				
	・表示切替				
ガス漏れ火災警報設備	・警戒区域図(随時表示)				*
	・警戒区域図上のガス漏れ警報				
	・回路断線等の異常				
	・ガス緊急遮断弁作動				
	・連動移報切替				
	・総合操作盤の電源の状態				
	・復旧				
	・表示切替				
	・作動した階又は区域の表示				
	・スピーカー回路短絡				
放送設備	・回路断線等の異常				*
	・連動断の状態(自動火災報知設備等連動)				
	・総合操作盤の電源の状態				
	・非常電話の位置				
非常電話	・回路断線等の異常				*
	・連動断の状態				
	・作動状態				
	・連動断の状態				
(自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするものに限る)	・総合操作盤の電源の状態				
	・一括点灯				
	・手動消灯				
	・点検切替				

消防用設備等の種別	表示・警報・操作項目	総合操作盤			取扱説明
		表 示	警 報	操 作	
排煙設備	・排煙口の作動位置				
	・排煙機の作動状態				
	・機械換気設備又は空気調和設備の停止				
	・自動閉鎖装置の作動位置(排煙窓)				
	(給気口)				
	(切替ダンパー)				
連結散水設備 (選択弁を設ける場合 に限る)	・総合操作盤の電源の状態				
	・遠隔起動				
	・警報停止				
	・散水区域図				
	・総合操作盤の電源の状態				
連結送水管 連結送水装置を設ける 場合に限る)	・加圧送水装置の作動状態				
	・加圧送水装置の電源断の状態				
	・中間水槽の減水状態				
	・水源水槽の減水状態				
	・総合操作盤の電源の状態				
	・加圧送水装置の遠隔起動				
非常コンセント設備 無線通信補助設備 (増幅器を設ける場合 に限る)	・警報停止				
	・非常コンセントの位置				
	・電源断の状態				
	・端子の位置				
	・電源断の状態				

- ・表示、警報、操作の「総合操作盤」の項目に当てはまるものは○をいれる。
- ・取扱説明の項目には、各設備作動時等の表示・警報・操作内容について記載する。特に*印のついてる設備については出来る限り細かく記載する。
- ・自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備の取扱説明は、まとめて1つとしてよい。
- ・LCD等のモニターの取扱いについては、仕様書で足りるものとする。
- ・LCD等のモニター、受信機の付属機能については別紙にまとめるものとする。(付属機能一覧表を作成)

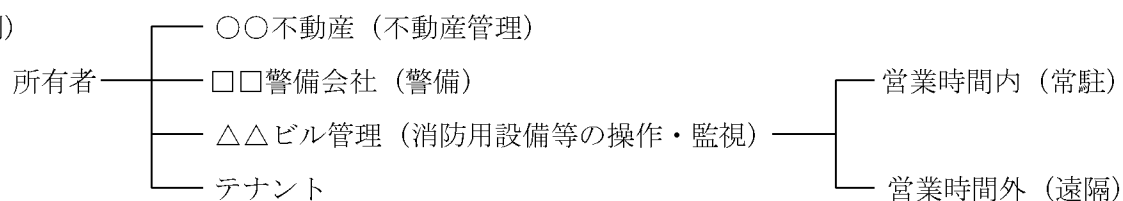
防 火 管 理 体 制 概 要 表

項		目
防 火 管 理 の 体 制 等	適 用 法 令	消防法第 8 条、消防法第 8 条の 2、消防法第 8 条の 2 の 5
		火災予防条例第 5 5 条の 2 の 2、火災予防条例第 5 5 条の 2 の 3、火災予防条例第 5 5 条の 5
	営業時間 及び 従業時間	
	管理体系	所有者
		防災要員数（平日昼 名 休日・平日夜間 名）
	限界時間	分
	予測結果	

項 目		
防 火 管 理 の 体 制 等	防災センターを中心 とした自衛消防体制	全項目記載 ・ 一部項目未記載 ・ 全項目未記載
		理由及び 修正時期
	防火対象物全体の 自衛消防組織	全項目記載 ・ 一部項目未記載 ・ 全項目未記載
		理由及び 修正時期
	防災センターを中心 とした自衛消防体制 の維持管理方法	全項目記載 ・ 一部項目未記載 ・ 全項目未記載
		理由及び 修正時期
	検証要領等	全項目記載 ・ 一部項目未記載 ・ 全項目未記載
		理由及び 修正時期
	備 考	

- ・ 適用法令の欄は、該当するものに○印をすること。
- ・ 営業時間及び従業時間の欄は、用途により異なる場合、それぞれ記入すること。
- ・ 管理体系の欄は、所有者を中心にした防火管理体制を体系図にして記入すること。

(例)



- ・ 限界時間の欄は、予測に用いた限界時間を記入すること。
- ・ 予測結果の欄は、予測に用いた人数、方法等による結果を記入すること。
- ・ 備考欄には、防災センター管理計画の改善責任者、防災要員の仮眠時間帯等を記入すること。

2 総合操作盤の基準及び設置方法に係る運用について

(平成16年5月31日消防予第93号消防庁消防課長通知)

総合操作盤の基準を定める告示(平成16年5月31日消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。)及び総合操作盤の設置方法を定める告示(平成16年5月31日消防庁告示第8号。以下「8号告示」という。)については、平成16年5月31日に公布され、「消防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成16年5月31日付け消防予第86号)により通知しているところです。

総合操作盤については、従来、操作盤の基準(平成9年消防庁告示第2号。以下「旧2号告示」という。)及び操作盤の設置免除の要件を定める件(平成9年消防庁告示第3号。以下「旧3号告示」という。)に基づき、操作盤に代えて設置されていたところですが、近年の操作盤及び総合操作盤の設置の状況を踏まえ、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)を改正し、一定の規模以上の防火対象物に設置される屋内消火栓設備等の消防用設備等に係る総合操作盤を当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けることとしたものです。

今後、総合操作盤については下記のとおり運用することとしたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されますようお願いします。

記

1 7号告示について

(1) 総合操作盤の構造及び機能に関する事項(第2関係)

総合操作盤は、複数の消防用設備等に係る監視、操作等により、防火対象物全体における火災の発生、火災の拡大等の状況を把握できる機能を有するもので、表示部、操作部、制御部、記録部及び附属設備で構成されるとともに、防火対象物の規模、利用形態、火災における人命安全の確保、防火管理体制及び消火活動の状況に応じて、円滑に運用できる機能を有するものであること。このことから、自動火災報知設備の受信機の機能が組み込まれていること又は受信機の機能を有していることが望ましいものであること。

(2) 予備電源又は非常電源に関する事項(第2、8関係)

総合操作盤に附置される予備電源又は非常電源の容量は、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間中、当該総合操作盤を有効に作動できるものであること。この場合、総合操作盤の設置の対象となる防火対象物の規模が大きく、消防活動の困難性が高いことにかんがみ、総合操作盤は停電時においても概ね2時間以上複数の消防用設備等の監視、制御等を行えることが望ましいこと。

なお、総合操作盤以外の部分(例えば、屋内消火栓設備のポンプ、自動火災報知設備の地区音響装置等)については、原則として、個々の消防用設備等の非常電源に係る規定において必要とされる容量以上の容量を有していれば足りるものであるが、火災の感知、避難誘導、消防用設備等の監視・制御等に係る部分については、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間有効に作動できるものとするのが望ましいこと。

(3) 表示機能に関する事項(第5関係)

本告示において規定されていない設備等のシンボルマーク等については、別表第一で規定されている設備項目ごとのシンボル等と紛らわしくないものであれば、使用して差し支えないが、シンボルの意味する内容が容易にわかるように措置すること。

なお、この場合において社団法人日本火災報知機工業会が「CRT等における防災設備等のシンボル運用基準」を定めているので、当該運用基準によるシンボルマーク等を用いることが望ましいこと。

(4) 警報機能に関する事項(第6、1関係)

警報音又は音声警報音は、システム異常を示す警報と各消防用設備等の作動等の警報との区分、消防用設備等ごとの区分が明確となるよう、音声、鳴動方法等を適切に設定すること。

(5) 操作機能に関する事項(第7関係)

操作スイッチについては、当該防火対象物に設置される消防用設備等の設置状況や使用頻度、操作パネルの構造等により、1対1対応の個別式、テンキーとスイッチの組合せ方式、CRTのライトペンやタッチパネル方式等の中から適切なものを選択すること。

(6) 制御機能(第10関係)

システムの大規模化及び情報通信技術の導入に伴い、システム構成要素の異常及び故障が全体機能の障害につながる可能性があるため、その対応策を講じる必要があること。この場合において、電源、CPU等の機能分散を図ったハード構成、フェイルセーフを考慮した機能設定、自己診断機能等による異常や故障の早期発見、システム判断、ユニット交換等の方法により設置されていること。

(7) 消防隊活動支援機能(第12関係)

消防隊への情報提供が円滑に行えらるとともに、CRT等の表示が容易に理解できるよう設計されていること。

なお、消防隊到着後においても原則として、総合操作盤に係る操作については、消防隊の指示により防災要員が行うこと。

2 8号告示について

(1) 消防用設備等に係る監視、操作等を行う場所に関する事項(第3から第6関係)

防災監視場所以外の場所である副防災監視場所、監視場所及び遠隔監視場所において、監視、操作等を行う場合の留意事項については、以下のとおりであること。

ア 副防災監視場所において監視、操作等を行う場合(第4関係)

(ア) 利用形態、管理区分、建築形態等から判断して、部分ごとに監視、操作等を行うことが適当と認められること。

(イ) 副防災監視場所に当該部分に設置されている消防用設備等の総合操作盤が設置されている場合にあつては、防災監視場所の総合操作盤には当該副防災監視場所において監視操作等がされている部分の火災が発生した旨及び発生場所に係る情報が的確に把握できる機能(火災発生に係る代表表示)があればよいとされていること。

(ウ) 防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていることが必要であること。

a 防災監視場所と副防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

b 副防災監視場所が無人となった場合における管理体制

c 副防災監視場所において監視している部分で火災が発生した場合の火災確認(駆けつけ方法)、初期対応(通報連絡、避難誘導等)

(エ) 防災監視場所の防災要員及び副防災監視場所の要員等は、防災監視場所及び各副防災監視場所に設置される総合操作盤の監視、操作等に習熟していることが不可欠であり、規則第3条第8項に規定する防災センター要員の講習を受けた者を従事させることが必要であること。

(オ) 副防災監視場所には、一定時間以内に防災監視場所にいる防災要員が到着できることが必要とされるが、この場合における防火管理体制等については、「高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアルについて」(平成3年5月14日付け消防予第98号)に準じた実効ある体制が確保されていることが必要であること。

- (カ) 消防用設備等の操作が防災監視場所及び副防災監視場所の双方において行うことができる場合については、当該操作時点における操作の優先権を有する場所が明確に表示されること。

イ 監視場所において監視、操作等を行う場合(第5関係)

- (ア) 監視対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第8条の規定による区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とすること。この場合において、一の監視対象物の監視等は、一の監視場所において行うこと。

- (イ) 監視対象物の位置、構造、設備等の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができる場合には、当該監視対象物にスプリンクラー設備が設置されていなくてもよいとされているが、これには監視対象物が10階以下の非特定用途防火対象物であって、火気の使用がなく、多量の可燃物が存置されていない場合等が該当すること。

なお、次の各号に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取り扱って差し支えないこと。

- a 規則第13条第3項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分(規則第13条第3項第11号及び同第12号に掲げる部分を除く。)
 - b 令第12条に定める技術上の基準により、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設置されている部分
 - c 令第12条に定める技術上の基準により、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置されている部分
 - d 令第13条から令第18条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分
- (ウ) 監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等ごとに総合操作盤の基準に定める表示及び警報ができる機能を有する監視盤を設置することとされているが、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信することのできる機能を有するものなど、監視対象物における火災の発生が的確に把握できる場合にあっては、当該機器等による表示及び警報で足りるものであること。
- (エ) 監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていることが必要であること。

- a 監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等
- b 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制
- c 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認(駆けつけ方法)、初期対応(通報連絡、避難誘導等)

- (オ) 監視場所の要員は、監視対象物に設置される総合操作盤における監視、操作等に習熟していることが必要であり、規則第3条第8項に規定する防災センター要員の講習を受けた者を従事させることが必要であること。

- (カ) 監視対象物の防災監視場所には、一定時間以内に監視場所にいる防災要員が到着できることが必要とされるが、この場合における防火管理体制等については、「高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアルについて」(平成3年5月14日付け消防予第98号)に準じた実効ある体制が確保されていることが必要であること。

ウ 遠隔監視場所において監視、操作等を行う場合(第6関係)

- (ア) 遠隔監視対象物は、令第8条の規定による区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とすること。この場合において、一の遠隔監視対象物の監視等は、一の遠隔監視場所において行うこと。

- (イ) 監視対象物にはスプリンクラー設備が設置されていることとしているが、次の各号に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取り扱って差し支えないこと。
- a 規則第13条第3項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分(規則第13条第3項第11号及び同第12号に掲げる部分を除く。)
 - b 令第12条に定める技術上の基準により、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設置されている部分
 - c 令第12条に定める技術上の基準により、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置されている部分
 - d 令第13条から令第18条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分
- (ウ) 遠隔監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等ごとに総合操作盤の基準に定める表示及び警報ができる機能を有する監視盤を設置することとされているが、例えば、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信することのできる機能を有するものなど、監視対象物における火災の発生が的確に把握できる場合にあつては、当該機器等による表示及び警報で足りるものであること。
- (エ) 監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていることが必要であること。
- a 遠隔監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等
 - b 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制
 - c 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認(駆けつけ方法)、初期対応(通報連絡、避難誘導等)
- (オ) 遠隔監視場所の要員は、監視対象物に設置される総合操作盤における監視、操作等に習熟していることが必要であり、規則第3条第8項に規定する防災センター要員の講習を受けた者を従事させることが必要であること。
- (カ) 監視対象物の防災監視場所には、一定時間以内に遠隔監視場所の要員が到着できることが必要とされるが、この場合における防火管理体制等については、「遠隔移報システム等による火災通報の取扱い」(昭和62年8月10日付け消防予第134号)に準じて実効性ある体制が確保されている必要があること。

3 総合操作盤に係る工事、点検等について

- (1) 総合操作盤及び監視盤は消防用設備等として消防法第17条の3の2及び第17条の3の3が適用されるものであること。
- (2) 総合操作盤に係る点検については、消防設備士又は消防設備点検資格者のうち当該消防用設備等に係る資格を有する者が行うものであること。
- なお、複数の消防用設備等に係る監視、操作等を行う総合操作盤にあつては、第四類の消防設備士又は第二種消防設備点検資格者が中心になって点検を行うことが望ましいこと。
- (3) 消防用設備等に係る総合操作盤は、当該消防用設備等に含まれることから、総合操作盤に係る工事及び整備は、消防設備士のうち当該消防用設備等に係る資格を有する者が行うものであり、着工届についても、消防設備士のうち当該消防用設備等に係る資格を有する者が行うものであること。
- なお、複数の消防用設備等に係る監視、操作等を行う総合操作盤にあつては、第四類の消防設備士が中心になって工事及び整備を行うことが望ましいこと。

4 既存防火対象物の取扱い

既存防火対象物のうち、旧 2 号告示及び旧 3 号告示の基準により既に設置されている総合操作盤等については、7 号告示及び 8 号告示の基準に適合しているものとして取り扱って差し支えないこと。

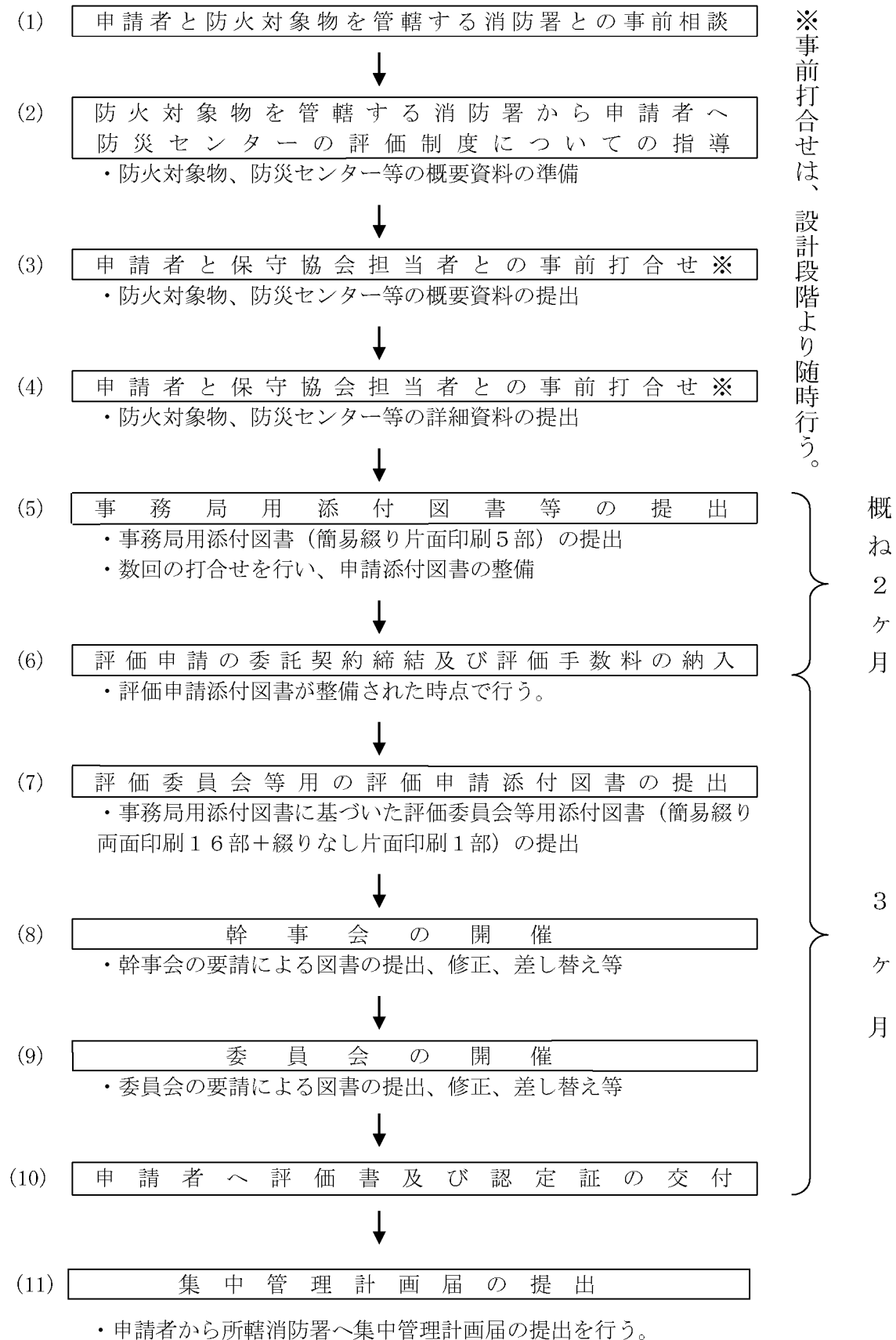
なお、旧 3 号告示の規定により総合操作盤が設置されている場合と同等以上の効力を有するものとして令第 32 条の規定を適用されているものについては、引き続き、総合操作盤と同等以上の効力を有するものとして取り扱って差し支えないこと。

5 その他

この通知の実施に伴い、「消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件、操作盤の基準及び操作盤の設置免除の要件を定める件を定める告示の制定について」(平成 9 年 3 月 21 日付け消防予第 50 号)は廃止するものであること。

第3 防災センター評価に係る手続き・規程

1 防災センター評価の流れ



2 防災センターの評価規程

平成5年3月11日保守協会規程第1号

改正平成8年4月1日保守協会規程第1号

平成9年8月26日保守協会規程第1号

平成11年4月1日保守協会規程第1号

平成13年3月15日保守協会規程第1号

平成15年3月1日保守協会規程第1号

平成18年8月16日保守協会規程第1号

平成21年6月1日保守協会規程第1号

平成24年4月1日保守協会規程第1号

令和2年9月1日保守協会規程第1号

(趣 旨)

第1条 この規程は、火災予防条例（昭和37年3月31日東京都条例第65号。以下「条例」という。）第55条の2の2第2項等に基づいて届け出される防災センター等における集中管理のあり方について、東京消防庁火災予防規程（昭和61年5月東京消防庁訓令第36号）第79条に規定される予防事務審査・検査基準第4章、第1節、第3に基づき一般社団法人東京防災設備保守協会（以下「保守協会」という。）が、防災センター等に設置される消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等の集中管理に係る評価を行うための必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象)

第2条 評価の対象は、条例第55条の2の2第1項各号に該当するもの、火災予防施行規程（昭和37年7月3日東京消防庁告示第17号）第6条の3の2に該当するもの並びにその他自主設置の防災センターを含む消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災設備等が総合操作盤等により集約化されている防災センター等とする。

(評価に係る手続き)

第3条 防災センターを設置しようとする防火対象物の建築主等で、防災センターの設置について権原を有する者（以下「関係者」という。）が、当該防災センターについて評価を受けようとするときは、防災センター評価申請書（別記様式1と所要の添付図書を含むものとし、以下「申請書等」という。）を保守協会に提出するものとする。

2 前項の申請書等の提出に当たっては、あらかじめ、当該防火対象物を管轄する消防署の指導を受けるものとする。

3 第1項の評価依頼をした当該関係者（以下「申請者」という。）は、保守協会理事長（以下「理事長」という。）が別に定める手数料を納入するものとする。

4 申請者は、別記様式2又はこれに準じた様式により、保守協会との間で委託契約を締結するものとし、理事長は、提出された申請書等が所要の様式その他の要件を具備し、かつ、評価に関し審査することが適当であると認められる場合には、申請者との間に契約を締結するものとする。

5 理事長は、申請に係る防災センターの評価に関し、第5条に規定する評価委員会に審査を委託し、専門技術的意見を聞くものとする。

(評価の内容)

第4条 理事長は、申請書等の内容が防災センターの申請に係る防災センターの位置、構造並びに消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等の機能面について、火災の警戒、発見、通報、消火若しくは拡大防止又は避難の誘導等、防災センターを中心とした自衛消防活動等に有効に活用することができ、また、防災センター管理計画が適正に樹立されているかどうかについて評価するものとする。

(評価委員会)

第5条 防災センターの評価に係る専門技術的な審査を行うために、保守協会に防災センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 評価委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、防災センターについて学識経験を有する者、関係業界の者及び行政機関の職員とし、理事長が委嘱する。
- 3 評価委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 評価委員会に、評価委員の互選による委員長を1名おき、委員長は評価委員会を統括する。
- 5 評価委員会に委員長が指名する副委員長1名をおき、委員長に事故あるときは、副委員長又は委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。
- 6 委員長は必要に応じ、評価委員会に幹事会委員を招集し、説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 評価委員会に、必要に応じて幹事会をおくことができる。

- 2 幹事会の委員は、防災センターについて学識経験を有する者、関係業界の者及び行政機関の職員とし、理事長が委嘱する。
- 3 幹事会に委員長が指名する座長1名をおき、座長は幹事会を統括する。
- 4 幹事会は、評価委員会から付議された事項について検討し、その結果を評価委員会に報告する。

(特別委員)

第7条 評価委員会及び幹事会に、特別委員をおくことができる。

- 2 特別委員は、評価に係る防災センターを設置することとなる防火対象物を管轄する消防署を代表する者及び当該代表する者を補佐する者に理事長が要請する。
- 3 特別委員の任期は、当該防火対象物の審査が終了するまでの間とする。

(評価委員会の運営)

第8条 評価委員会は、必要に応じて開催し、委員の3分の2以上の出席（あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した者については、出席とみなすものとする。）により成立するものとする。

- 2 評価委員会の審査は、書面によることを原則とし、必要に応じて申請者からの事情聴取を行うことができるものとする。
- 3 評価委員会における審査は、防災センターの評価申請書を受理してから3ヶ月以内に終了するものとする。
- 4 評価委員会は、理事長から付議された事案について審査し、その結果を理事長に報告するものとする。

(評価書及び認定証の交付)

第9条 理事長は、評価委員会の評価報告に基づき自ら評価を行い、その結果を評価書（防災センター評価結果書（別記様式3）に、評価報告書（別記様式4）を添付したもの）として、認定証（別記様式5）とともに申請者に交付するものとする。

- 2 申請者からの要請により、理事長は評価書及び認定証の再交付をすることができるものとする。

(関係資料等の開示の禁止等)

第10条 申請者の利益保護、評価業務の中立性保持その他の必要上、申請者の承諾のある事項、既に公知の事実である事項等開示しても差し支えないものを除き、当該評価の開示は行わないものとする。

- 2 評価委員会及び幹事会の会議は非公開とする。

(補 則)

第 11 条 防災センターの評価について必要な事項は、この規程に定めるもののほか理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。(改正)

附 則

1 この規程は、平成 9 年 9 月 1 日から実施する。(改正)

附 則

1 この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日から実施する。(改正)

附 則

1 この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から実施する。(改正)

附 則

1 この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から実施する。(改正)

附 則

1 この規程は、平成 1 8 年 9 月 1 日から実施する。(改正)

附 則

1 この規程は、平成 2 1 年 6 月 1 日から実施する。(改正)

附 則

1 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。(改正)

附 則

1 この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から実施する。(改正)

防 災 セ ン タ ー 評 価 申 請 書

年 月 日

一般社団法人 東京防災設備保守協会
理 事 長 殿

申請者 住 所

氏 名
(法人名及び代表者名)

印

下記の防災センターの評価を受けたいので、関係図書を添えて申請します。

記

防災センターを設置する防火対象物の名称及び位置

1 名 称

2 位 置

防災センター評価に関する委託契約書



受託者（甲）

一般社団法人 東京防災設備保守協会
理 事 長

委託者（乙）

第1条 甲は、乙に対し次に掲げる防災センターについて評価することを約し、乙はこれに対し手数料を支払うことを約す。

(1) 防災センターを設置する防火対象物の名称

(2) 防災センターを設置する防火対象物の位置

第2条 前条の評価は、評価申請書類に記載されている内容の範囲内について行う。

第3条 甲は、本契約成立の日から3ヶ月以内に防災センターの評価を完了し完了の日から1ヶ月以内に乙に対し、評価書をもって通知するものとする。

第4条 評価手数料の額を 円（消費税を含む。）と定め、乙は甲に対し本契約成立の日から1ヶ月以内に全額を支払うものとする。

第5条 乙は、甲の行う防災センター評価のための必要な資料の提出等につき積極的に協力するものとする。

第6条 甲は、本件の評価において知り得た秘密を厳守するものとする。

第7条 本契約の内容に疑義が生じたとき又は本契約の履行に関し必要な事項で本契約に規定されていない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

以上のとおり契約を締結したので、これを証するため本書2通を作成し甲乙各1通を保有する。

年 月 日

受託者（甲）

一般社団法人 東京防災設備保守協会
理 事 長

印

委託者（乙）

印

防 災 評 第 一 号
年 月 日

殿

一般社団法人 東京防災設備保守協会
理 事 長

防災センターの評価結果について

年 月 日付で申請があった上記防火対象物の防災センターについては、当協会に設置している防災センター評価委員会（委員長 ）において慎重に審査を行った結果、別添えの評価報告書のとおり防災センターとして必要な機能を有し、所要の計画が樹立されているものと認めます。

年 月 日

評 価 報 告 書

防災センター評価委員会
委員長

件 名

申請者

評価結果

本評価委員会は、提出資料に基づき、防災センターについて評価を行った結果、防災センターとして必要な機能を有し、所要の計画が樹立されているものと認めたので報告する。

評価内容（別記）

- 1 概要
- 2 審議・検討を行った事項
- 3 付帯事項

認 定 証

貴防火対象物の防災センターは
当協会の防災センター評価委員会
において審査を行った結果防災
センターとして必要な機能を有し
所要の計画が樹立されているもの
と認めます

年 月 日

一般社団法人 東京防災設備保守協会
理事長

防災センター評価委員会
委員長

3 防災センターの評価規程事務処理要綱

平成5年3月11日保守協会要綱第1号

改正平成8年4月1日保守協会要綱第1号

平成9年8月26日保守協会要綱第1号

平成13年3月15日保守協会要綱第1号

平成14年3月1日保守協会要綱第1号

平成21年6月1日保守協会要綱第1号

令和2年9月1日保守協会要綱第1号

防災センターの評価規程（平成5年3月11日保守協会規程第1号。以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、必要な事項を定める。

第1 評価の対象（規程第2条関係）

防災センターの評価の対象となる防災センター等は、次に掲げるものとする。

- 1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等が、新たに設置される防災センター等
- 2 防災センター等の構造変更並びに消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等の主要部分に係る改修等により、防災センター等における当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の集中管理に重大な影響を及ぼす既設の防災センター等

第2 手続き（規程第3条関係）

1 申請書等

(1) 申請書

ア 規程別記様式1の申請書中、「申請者」とは、防火対象物の所有者、管理者、占有者のうち、防災センターの設置について権原を有する者（以下「権原者」という。）をいう。

イ 「防火対象物の名称及び位置」の名称が、具体的に定まっていない場合は、（仮称）等を付け、位置は、当該防火対象物の所在地を記載する。

なお、当該防火対象物の名称を変更した場合は、速やかに別記1「防火対象物名称変更届」を理事長あてに提出するものとする。

ウ 建築物群において権原者が複数いる場合は、連名又は代表者を定めて申請するものとする。

(2) 添付図書

ア 添付図書は、申請時に提出したもの他、評価委員会開催日の前営業日までに16部を提出する。

イ 添付図書の体裁

(ア) 原則としてA4の大きさとする。

(イ) 表紙には、評価に関わる防災センターの防火対象物の名称及び申請者名を記載する。

(ウ) 目次を付ける。

ウ 添付図書の内容

必要な図書は、次のものとし、詳細は別に定める。

(ア) 防災センター概要表

別記様式第1号の「防災センター概要表」に必要事項を記載したもの

なお、複数の防災センター（副防災センター、監視場所を含む。以下同じ。）

が設置されている場合は、防災センターごとに防災センター概要表を作成すること。

- (イ) 防火対象物概要表
別記様式第2号の「防火対象物概要表」に必要事項を記載したもの
- (ウ) 防火対象物概要図
 - a 配置図及び立面図（建物全体のもの）
 - b 各階の平面図
- (エ) 防災センター配置図
 - a 複数の防災センターを設置する場合は、一つの図書に設置位置が記載されていること。
 - b 防災センター設置階の平面図（各室の用途を記載する。）
- (オ) 構造図等
 - a 防災センターの壁、柱及び床の構造並びに窓、出入口の種別を記載した平面図
 - b 防災センターの室内に面する壁、柱及び天井の仕上表
 - c 排煙、換気、空気調和設備等の風道を設ける場合は、火煙等の流入防止措置等を記載した図書
 - d 電気配線等の貫通部を記載した図書
 - e 防災センターの水の浸透及び浸水に関する措置を記載した図書
- (カ) 設備機器の配置図
 - a 防災センターに設置される設備機器の配置図（機器相互間の距離がわかるもの）、外観図、詳細図
 - b 設備機器を固定する部分の詳細図
- (キ) 機能等に関する図書
 - a 防火対象物に設置する消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災設備等の種別一覧表
 - b 前aの各設備で防災センターに取り込む表示、警報、操作、連動制御及び記録機能等を記載した一覧表
 - c 複数の防災センターを設置する場合は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等相互間の系統図、関連機能及び優先機能等を記載した図書
 - d 各設備相互間で連動する機能を記載した一覧表
 - e システム構成図
 - ・ 消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災設備等の表示装置、制御装置及び連動装置に関連する範囲の系統図（システム構成の概要がわかるもの）
 - ・ 図書には、各設備の名称、配線の種別名称が記載されていること。
 - f 設備相互間の接続図等
 - ・ 消防用設備等、特殊消防用設備等と連動装置等が接続する部分の結線図及び保護装置等を記載した図書
 - ・ 接続装置（インターフェイス）の入出力信号の種別、信号線の種別、名称（電線の種別を明記したもの）を記載した図書
 - ・ 設備機器相互間の動作に関する説明を記載した図書
 - g 総合操作盤に関する図書
 - ・ 仕様書（各種機能を記載したもの）
 - ・ 取扱説明書
 - ・ LCD等の画面表示方式による場合は、表示できる内容を示したもの
 - ・ 付属機能がある場合は、その内容を記載したもの
 - h 電源に関する図書
 - ・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等の電源方式及び信号線が周囲から影響を受けない措置を記載したもの
 - ・ 予備電源等が設けられている機器種別及び容量を記載したもの
 - ・ 電線の種別が記入された系統図

- i その他の図書
 - ・ 維持管理方法を記載したもの
 - ・ 予備機器一覧表
 - ・ 防災センターに備え付ける図書を記載したもの
 - (ク) 防火管理体制の概要表
別記様式第3号の「防火管理体制概要表」に必要事項を記載したもの
 - (ケ) 防災センター管理計画に関する図書
 - a 火災発生時の対応行動を記載したもの
 - b 限界時間及び自衛消防活動の行動予測内容、予測方法並びに予測結果等を記載したもの
 - c 防災センター等を中心とした自衛消防活動体制を記載したもの
 - d 防火対象物全体の自衛消防組織を記載したもの
 - e 防災センター等を中心とした自衛消防体制の維持方法等について記載したもの
 - f 消防計画、全体についての消防計画への反映方法を記載したもの
 - g 検証要領等について記載したもの
 - (コ) 監視場所に関する図書
監視場所の位置、構造、監視盤等の機能等を記載したもの
 - (サ) その他評価を行う上で必要となる図書、資料等
- 2 評価手数料
- (1) 評価手数料は、防災センター1件につき70万円とする。ただし、次の内容に係る評価が追加される場合は、その内容1件毎につき35万円を加算する。
なお、消費税は外税とする。
 - ア 副防災センター
 - イ 監視場所
 - ウ 防災センター（一防火対象物に2以上の防災センターが設置される場合）
 - (2) 申請内容等からみて、前(1)に定める手数料により難しい場合には、前(1)の手数料との均衡を考慮して、別に理事長が定める金額とする。

第3 委員会、幹事会の構成及び事務局（規程第5条、第6条、第7条関係）

- 1 委員会
委員会は、別添1（省略）に示す委員により構成する。
- 2 幹事会
幹事会は、別添2（省略）に示す委員により構成する。
- 3 事務局
委員会及び幹事会の事務局は、保守協会防火安全部防災センター評価室とする。

第4 委員会の運営（規程第8条関係）

- 1 申請者の説明
委員会の委員長及び幹事会の座長は、申請者に対し、申請内容の説明及び委員からの質問に対する回答のため、申請内容を説明できる者の出席を求めることができるものとする。
- 2 追加資料の提出
申請者は、委員会又は幹事会から申請資料の修正又は追加資料の提出を求められたときは、速やかに対応するものとする。

第5 評価書及び認定証（規程第9条関係）

- 1 理事長は、委員会において申請内容が評価されたとき、申請者に対して評価書及び認定証を交付する。
なお、評価書は、1部を保守協会で保管し、他の1部を保守協会の割印を押して申

請者に交付する。

2 評価書及び認定証の交付は、委員会終了後、速やかに行う。

3 再交付は、別記2「防災センター評価書（認定証）再交付申請書」により、理事長あてに申請するものとする。

なお、評価書及び認定証の再交付に係る手数料は、第2、2の手数料との均衡を考慮して、別に理事長が定める金額とする。

第6 申請資料等の保管方法（規程第8条、9条関係）

保守協会で保管する前第5、1による評価書は、3年を過ぎたものから電子化して保管するものとする。

第7 開示の禁止等（規程第10条関係）

1 委員会又は幹事会の委員及び保守協会は、申請資料等の開示及び申請内容を口外しないものとする。

なお、委員会又は幹事会において使用される申請資料等は、席上配付資料とする。

2 評価書及び認定証の交付後、申請資料（保管するものを除く。）については、裁断、溶解処理又は申請者に返却する等、情報の漏洩に配慮するものとする。

3 前第6による電子化した資料は、情報の漏洩に配慮した管理をするものとする。

附 則

1 この事務処理要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

1 この事務処理要綱は、平成8年4月1日から実施する。(改正)

附 則

1 この事務処理要綱は、平成9年9月1日から実施する。(改正)

附 則

1 この事務処理要綱は、平成13年4月1日から実施する。(改正)

附 則

1 この事務処理要綱は、平成14年4月1日から実施する。(改正)

附 則

1 この事務処理要綱は、平成21年6月1日から実施する。(改正)

附 則

1 この事務処理要綱は、令和2年9月1日から実施する。(改正)

別記 1

年 月 日

一般社団法人 東京防災設備保守協会
理 事 長 殿

届出者（代表者氏名）

印

防 火 対 象 物 名 称 変 更 届

防災センターの評価申請防火対象物の名称を下記のとおり変更したので届けでいたします。

記

1 防火対象物名称

新名称

旧名称

2 防火対象物名称変更年月日

年 月 日

注) 申請時の防火対象物の名称を変更した場合に提出する。

1 ※欄は記入しないこと。
2 名称変更をともなう認定証の再交付の場合は、防火対象物名称変更届を添付すること。

防 災 セ ン タ ー 概 要 表

項 目				
集 中 管 理 の 形 態		防災センター ・ 副防災センター ・ 監視場所		
設 置 場 所	防 災 セ ン タ ー			
	副 防 災 セ ン タ ー	か所		
	監 視 場 所			
防 災 セ ン タ ー の 構 造 ・ 機 能 等	構 造	壁・柱・床の構造		
		窓・出入口の構造		
		室内（壁、柱、天井）の材料		
		水の浸入・浸透防止措置		
		給気口及び排気口等の火煙流入防止装置		
		監視、操作等及び防災活動に必要な広さ		
	機 能 等	総合操作盤の設置（卓式・自立式・併用式・その他）		有 ・ 無
		屋内・屋外消火栓設備の監視、操作等		有 ・ 無
		スプリンクラー設備の監視、操作等		有 ・ 無
		水噴霧消火設備の監視、操作等		有 ・ 無
		＊泡消火設備の監視、操作等		有 ・ 無
		＊不活性ガス消火設備（二酸化炭素・窒素・IG-55・IG-541）の監視、操作等		有 ・ 無
		＊ハロゲン化物消火設備（ハロン1301・HFC-23・HFC-227ea）の監視、操作等		有 ・ 無
		＊粉末消火設備の監視、操作等		有 ・ 無
		移動式消火設備の起動表示装置（泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末）		有 ・ 無
		自動火災報知設備の監視、操作等（受信機・総合操作盤）		有 ・ 無
		ガス漏れ火災警報設備の監視、操作等（受信機・総合操作盤）		有 ・ 無
		消防機関へ通報する火災報知設備		有 ・ 無
		非常警報設備（放送設備）の監視、操作等（操作部・総合操作盤）		有 ・ 無
		誘導灯（自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をするもの）の監視、操作等		有 ・ 無
		連結散水設備（選択弁を設けたもの）の監視、操作等		有 ・ 無
		連結送水管（加圧送水装置を設けたもの）の監視、操作等		有 ・ 無
	排煙設備（消防用設備等に限る。）の監視、操作等		有 ・ 無	
	非常コンセント設備の監視、操作等		有 ・ 無	

項 目		
防 災 セ ン タ ー の 構 造 ・ 機 能 等	機 能 等	無線通信補助設備（増幅器を設けたもの）の監視、操作等及び無線接続端子
		有 ・ 無
		排煙設備（排煙口の作動表示・排煙機の起動表示・電源異常の表示）
		有 ・ 無
		電源別置型の非常用照明装置の非常電源への切替表示及び減液警報
		有 ・ 無
		機械換気設備又は空気調和設備の運転状況表示
		有 ・ 無
		防火・防煙区画の構成機器の作動状況表示及び電源異常表示
		有 ・ 無
		非常錠の状態表示及び電源異常表示
		有 ・ 無
		I T Vに関する情報
		有 ・ 無
		ガス緊急遮断弁の作動状態表示
		有 ・ 無
		非常用エレベーターの制御及び運行表示
		有 ・ 無
		非常用エレベーター以外のエレベーターの制御及び運行表示
		有 ・ 無
		エスカレーターの運行表示
		有 ・ 無
		非常電源の状態監視並びに常用電源及び非常電源の切替状況の表示
		有 ・ 無
		自動火災報知設備と連動する消防用設備等又は特殊消防用設備その他防災に関係する設備の連動停止状態が災害時において復旧される機能
		有 ・ 無
		通常電力の供給遮断時に防災活動拠点として2時間以上稼働できる機能
		有 ・ 無
		防災センター等内の耐震措置
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
備 考		

備考

- ・ 集中管理の形態の欄は、該当するものに○印をすること。
- ・ 設置場所の欄は、当該箇所には○印をし、右の箇所に設置場所を記入すること。
- ・ 構造欄は、右の箇所に該当内容を記入すること。
- ・ 機能等の欄は、「有・無」の該当箇所に○印をし、記載されている機能等以外に付加機能等がある場合は、空白の行に記入すること。なお、不必要な項目は抹消することができる。
- ・ *の消防用設備等は、移動式のを除く。
- ・ 監視、操作等の予定従事者数、委託の有無、その他記載事項がある場合は備考欄に記入すること。
- ・ 複数の防災センター等を設ける場合は、それぞれの防災センター等ごとに「防災センター概要表」を作成すること。

防火対象物概要表（その1）

記 載 事 項	記 載 内 容	
建 物 の 名 称		
管 理 権 原 者 氏 名		
建 築 場 所		
着 工 年 月 日	建物 年 月 日	防災設備 年 月 日
完 成 予 定 年 月 日	建物 年 月 日	防災設備 年 月 日
建築確認申請年月日	年 月 日	建築申請番号 第 号
消 防 同 意 年 月 日	年 月 日	同意番号 第 号
地 域 地 区		
主 要 用 途	〔消防法施行令別表第一（ ）項〕	
敷 地 面 積	m ²	
建 築 面 積	m ²	
延 べ 面 積	m ²	
階 数	地下 階 ・ 地上 階 ・ 塔屋 階	
構 造 種 別		
最 高 軒 高	m	
最 高 高 さ	m	
消防用設備等又は特殊消防用設備等の着工事由	1 建物の新築に伴う新設工事 2 建物の増改築・修繕・模様替えに伴う工事 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の改修に伴う工事 4 その他（ ）	
そ の 他 事 項		

防 火 対 象 物 概 要 表 （ そ の ２ ）

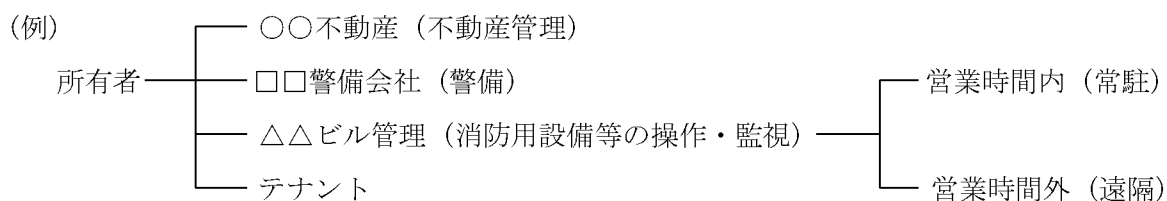
階 区 分	面 積	階 別 の 主 な 用 途
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
階	m ²	
延べ面積	m ²	

防 火 管 理 体 制 概 要 表

項		目
防 火 管 理 の 体 制 等	適 用 法 令	消防法第8条、消防法第8条の2、消防法第8条の2の5
		火災予防条例第55条の2の2、火災予防条例第55条の2の3、火災予防条例第55条の5
	営業時間 及び 従業時間	
	管理体系	所有者
	限界時間	分
	予測結果	

項		目	
防 火 管 理 の 体 制 等	防災センターを中心 とした自衛消防体制	全項目記載 ・ 一部項目未記載 ・ 全項目未記載	
		理由及び 修正時期	
	防火対象物全体の 自衛消防組織	全項目記載 ・ 一部項目未記載 ・ 全項目未記載	
		理由及び 修正時期	
	防災センターを中心 とした自衛消防体制 の維持管理方法	全項目記載 ・ 一部項目未記載 ・ 全項目未記載	
		理由及び 修正時期	
	検証要領等	全項目記載 ・ 一部項目未記載 ・ 全項目未記載	
		理由及び 修正時期	
	備考		

- ・ 適用法令の欄は、該当するものに○印をすること。
- ・ 営業時間及び従業時間の欄は、用途により異なる場合、それぞれ記入すること。
- ・ 管理体系の欄は、所有者を中心にした防火管理体制を体系図にして記入すること。



- ・ 限界時間の欄は、予測に用いた限界時間を記入すること。
- ・ 予測結果の欄は、予測に用いた人数、方法等による結果を記入すること。
- ・ 備考欄には、防災センター管理計画の改善責任者、防災要員の仮眠時間帯等を記入すること。

4 防災センター評価に係る添付図書

添 付 図 書	記 載 項 目
防火対象物案内図	申請防火対象物の所在等を表す地図形式図
防火対象物概要表	① 防火対象物名称、管理権原者氏名、所在地、構造、階層、軒高、建築面積、延面積、着工年月日、各階用途等を記載した一覧表 ② 棟が複数の場合は、棟ごとに作成する。
防火対象物概要図	① 防火対象物の配置図、立面図及び断面図 ② 各階の平面図（各室の主な用途、方位等を記載したもの）
防災センター等配置図（平面図に必要事項を記載した場合は省略可）	① 防災センター、仮眠室、中央管理室等の設置階平面図 ② 複数の防災センター等を設置する場合は、それぞれの設置位置が記載されている図書（副防災センターが設置される場合は、防災センター及び副防災センターそれぞれの受け持ち区域を記載）
防災センター概要表	① 防災センターの概要を記載した一覧表 ② 複数の防災センター等を設置する場合は、防災センター等ごとに作成する。
防災センター構造図等	① 防災センター周り平面図 ② 防災センター等の構造図（防火区画、防水措置等を記載したものを含む。） ③ 防災センター等の主要構造部表、室内仕上表 ④ 排煙、換気、冷暖房設備の風道を設ける場合は、火煙等の流入防止装置等の位置及び構造を記載したダクト図面 ⑤ 電気配線等の貫通部を記載した図面
設備機器の配置図等	① 防災センター等に設置される設備機器の配置図、外観図、詳細図等の図書 ② 設備機器を固定する部分の詳細図書
機能等に関する図書	① 防火対象物に設置する消防用設備等及び防災設備等の種類、階ごとの用途、設備の設置状況及び防災センターで表示、制御、操作並びに記録される項目について記載した図書 ② 前①の各設備の種類ごとに防災センター等での表示、警報、操作、記録方法等を記載した図書 ③ 複数の防災センター等が設置される場合は、総合操作盤及び制御装置等相互間の系統図、関連する機能、優先機能等を記載した図書 ④ 各設備相互間で連動する機能を記載した図書 ⑤ システム構成図 - 防災センター等に設置される消防用設備等、防災設備の表示装置、制御装置等及び連動装置等に関連する範囲の系統図（システム構成の概要がわかるもの） - 各設備名称、配線種別名称（耐火、耐熱電線等の別を明記したもの）

添 付 図 書	記 載 項 目
機能等に関する図書	⑥ 設備機器相互間の接続図等 ・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等と連動装置等が接続する部分の結線図と消防用設備等又は特殊消防用設備等に影響を与えない装置（保護装置等）を記載した図書 ・ 設備機器相互間の接続配線図（防災センター等以外の場所に設置する当該センターの機能に係る装置等を含む。） ・ 接続装置（インターフェイス）の入力記号及び出力信号の種別並びに信号線種別名称（耐火、耐熱電線等の別）を記載した図書 ・ 設備機器相互間の動作内容を記載した図書 ⑦ 総合操作盤に関する図書 ・ 仕様書 ・ 概要図（表示装置、操作装置等の位置及び種別を記載したもの） ・ LCD等のモニターによる表示機能の場合は、その表示できる内容を記載した図書 ・ 消防用設備等ごとの表示、警報、操作内容及び取扱説明を記載した図書 ・ 付属機能がある場合は、その旨の内容を記載した図書 ⑧ 電源に関する図書 ・ 防災センター等に設置される総合操作盤及び制御装置等の電源系統を記載した図書 ・ 予備電源及び瞬時停電対策用電源が設けられている機器種別と当該電源容量を記載した図書 ・ 自家発電設備等の非常電源の仕様について記載した図書
維持管理に関する図書	① 総合操作盤等の維持管理（点検等）のあり方を記載した図書 ② 防災センター等に備え付ける図書について記載した図書
防火管理体制概要表	防火管理体制の概要を記載した一覧表
防災センター管理計画 （資料１）	次の項目について記載した図書 ① 火災発生時の対応行動 ② 自衛消防活動の限界時間及び行動予測 ③ 防災センター等を中心とした自衛消防体制及び維持管理 ④ 防火対象物全体の自衛消防組織 ⑤ 消防計画への反映方法 ⑥ 自衛消防活動の検証要領等
監視場所に関する図書	監視場所の位置、構造、監視盤の機能等を記載した図書 ※ 監視場所の機能等に係る図書は、防災センターの「機能等に関する図書」に準じたものであること。

注）申請図書の目次は、目次作成例（資料２）を参考に作成すること。

防災センター管理計画作成要領

1 共通事項

- (1) 防火管理体制概要表を、防災センター管理計画の前に添付すること。
- (2) 防火管理体制概要表の管理体系は、防災センター管理計画の基本になる部分であることから、所有者を明確にするとともに、予定する業務委託関係や賃貸関係を可能な限り記載すること。
- (3) 事業所個々の使用形態、営業形態及び組織、建物構造、設備等の設置状況等の実状と特異性を加味し作成すること。
- (4) 想定出火時間、想定出火場所は、防災センターにおいて自衛消防活動が最も困難となる時間、場所等をよく検討し決定すること。
- (5) 防災センター管理計画は、消防計画、全体についての消防計画に反映するよう作成すること。
- (6) 副防災センターや監視場所等を設ける場合は、対応行動範囲、どこを中心に自衛消防組織を編成するかを明確にし、計画を作成すること。

2 項目別作成要領

(1) 火災発生時の対応行動

防災センター等に設置された総合操作盤、監視盤等の機能に応じ、防災センター側勤務者と現場駆け付け者とに分け、火災発生時の対応行動を次により定めること。また、自動火災報知設備の移報等により他の場所から駆け付ける応援体制がある場合は、その内容を記載すること。

なお、副防災センターや監視場所の勤務者の対応行動は、それぞれの場所における監視等の項目に合ったものとする。

ア 防災センター側勤務者

- ・ 総合操作盤等の機能に応じた、具体的な火災発生場所の確認方法
- ・ 防災センター責任者等が現場駆け付け者に行う具体的な指示内容等
- ・ 現場駆け付けに使用する非常用エレベーターの呼び戻し等の措置
- ・ 警報設備の作動確認等、現場駆け付け者が現場に到着するまでの間に防災センターがとるべき措置
- ・ 火災を確認し、現場から火災である旨の知らせを受けた場合の措置（消防機関への通報、在館者等へ火災である旨及び避難すべき旨の伝達並びに自衛消防隊員への災害活動指示等）
- ・ 自動火災報知設備等と連動する設備等の確認と必要な措置（空調設備及びエレベーターの停止等）
- ・ 消防隊等に提供するための情報収集
- ・ その他必要な事項

イ 現場駆け付け者

- ・ 総合操作盤等の機能に応じた、具体的な火災発生場所の確認方法
- ・ 現場に駆け付けるために必要となる携行品の準備等
- ・ 現場に駆け付けるための具体的方法
- ・ 現場確認後の防災センターへの状況報告
- ・ 初期消火
- ・ 避難の確認、防火区画の形成及び排煙設備の起動
- ・ その他必要事項

(2) 自衛消防活動の行動予測等

ア 自衛消防活動の予測条件

- (ア) 対応行動終了までの限界時間
「防災センター等の技術上の基準」別紙 1（別記 1）による。
- (イ) 想定出火場所等
 - a 想定出火場所は、次の事項を参考に対応行動終了までに多くの時間を要する

と想定される場所に設定すること。ただし、廊下、階段等の避難施設、不活性ガス消火設備等が設置されている場所、外部の気流が流通し、感知器によって火災を有効に感知できない場所、感知器の設置を要しない場所等で火災の発生のおそれが著しく少ない場所等は、原則として想定出火場所として設定しないこと。

- ・防火対象物の最上階、最下階、基準階の最上階
- ・防火区画の面積が最大となる場所
- ・劇場等特殊な用途が存する階
- ・その他必要と認められる場所

- b 想定出火場所の「標準火源」、「火災成長パラメータ（ α ）」、「限界時間」、「天井高」、「床面積」及び「出火場所とした理由」を一覧表にして記載すること。

(ウ) 数値、数式等

- a 現場駆け付け時の数値等

現場駆け付け時の基本的固定値及び算出方法は、「防災センター等の技術上の基準」別紙1（別記2）による。

- b 消火器による初期消火開始の限界の時間

次のいずれかの式により求めた時間のうち最小となる時間

$$\textcircled{1} \quad T_{PH1} = \alpha^{-1/2} (H/0.23)^{5/4} + T_{fa}$$

T_{PH1} : 消火器による初期消火限界の時間 (sec)

α : 火災成長パラメータ

H : 想定出火場所の天井の高さ(m)、ただし、天井の高さが3.6mを超える場合は3.6mとする。

T_{fa} : 自動火災報知設備の感知器発報から火災成長までの時間差 (sec)

$$\textcircled{2} \quad T_{PH2} = \{5/2 \times \rho_s / k \times A / \alpha^{1/3} [1 / (1.6 + 0.1H)^{2/3} - 1 / H^{2/3}]\}^{3/5} + T_{fa}$$

T_{PH2} : 想定出火場所の活動限界時間

ρ_s : 煙の密度 (kg/m³)

k : プリュームの巻き込み係数 $k = 0.076 (\text{kg/s/m}^{5/3} \text{kw}^{1/3})$

A : 想定出火場所の部屋の面積 (m²)

α : 火災成長パラメータ

H : 想定出火場所の天井の高さ

T_{fa} : 自動火災報知設備の感知器発報から火災成長までの時間差 (sec)

T_{fa} (自動火災報知設備の感知器発報から火災成長までの時間差) は、想定出火場所に設置されている自動火災報知設備等の感知器等の種別により次の数値を使用すること。

なお、共同住宅用自動火災報知設備が設置されている部分は、各住戸に設置されているP型3級受信機（GP型3級受信機）に接続されている感知器が作動後一定の時間経過した場合、防災センター等に設置された住棟受信機（GR型受信機等）に火災表示するシステムとなっていることから、 T_{fa} の値から当該時間（2分以上5分以下）を減ずること。ただし、感知器作動表示機能を有する住宅情報盤等の機能等による場合はこの限りでない。

- ・アナログ式感知器以外の感知器 60秒
- ・アナログ式感知器 120秒
- ・感知器が設置されていない場合 0秒

- c 屋内消火栓設備（補助散水栓）による初期消火開始の限界の時間

前b、②、想定出火場所の活動限界時間で求めた時間とする。

- d 防火区画形成の開始の限界の時間

前b、②、想定出火場所の活動限界時間で求めた時間とする。

- e 消火器による初期消火開始確率

開始確率は、次の式から求めること。

$$F_1(t) = \{1 / [1 + (t/175.95)^{-7.57}]\} \times 100$$

$F_1(t)$: 消火器による初期消火開始確率

t : (消火器による初期消火限界の時間 (T_{PH1})) - (防災要員が現場に駆け付けるま

での時間) (s e c)

- f 屋内消火栓設備（補助散水栓）による初期消火開始確率
開始確率は、次の式から求めること。

$$F_2(t) = \{1/[1 + (t/245.37)^{-8.28}]\} \times 100$$

$F_2(t)$: 屋内消火栓設備（補助散水栓）による初期消火開始確率

t : (屋内消火栓設備等による初期消火限界の時間 (T_{PH2})) - (防災要員が現場に駆け付けるまでの時間) (s e c)

- g 区画形成開始確率

開始確率は、次の式から求めること。

$$F_3(t) = \{1 - \exp[-(t/336.31)^{3.02}]\} \times 100$$

$F_3(t)$: 区画形成開始確率

t : (防火区画形成の開始の限界の時間 (T_{PH2})) - (防災要員が現場に駆け付けるまでの時間) (s e c)

- h 標準火源

標準火源は、建設省総合技術開発プロジェクト防・耐火性能評価技術の開発報告書の収納可燃物の燃焼特性の表を基に、次の表を参考にして決定する。

収納可燃物の燃焼特性と火災成長パラメータ

定 義	出 火 箇 所 の 例	標準火源	火災成長パラメータ(α)
①一般家具、事務用品、紙類などを収容する用途の空間	階段、廊下、ロビー、ホワイエ、待合室、集会室、住宅の居室、ホテル・旅館の宿泊室、病室、事務室、喫茶室、バー、厨房、台所、湯沸し室、展示室	No. 1	0.05
②化学繊維、合成樹脂製品、大型可燃物等を収容する用途の空間(①より燃焼性が高い)	衣料品・寝具店舗、家具店舗、量販店舗、演劇の舞台、化学実験室、資料室、バックヤード	No. 2	0.2
③木製の家具等比較的燃焼性の低い可燃物を収容する用途の空間(①より燃焼性が低い)	体育館、会議室、教室、レストラン、食堂	No. 3	0.0125

- (エ) 想定出火時間は、防災要員が最も少なくなる時間等、防災センター等を中心とした自衛消防活動が困難となる時間帯を選定すること。

- (オ) 防災要員の対応行動は、前(1)火災発生時の対応行動を基に、防災センター側と火災現場側に分けて表形式で記載すること。

- (カ) 防災要員の習熟度、人数を記載すること。

なお、習熟度は、当分の間「標準的」とすること。

- (キ) 防災要員の組織体制を、平日の昼間、夜間、休日等に分けて記載すること。

- (ク) 防火区画を構成する防火戸、防火シャッター等は、正常に作動する旨を記載すること。

- (ケ) その他、自衛消防活動の行動予測を行うための必要事項

イ 想定出火場所における自衛消防活動の予測内容

前ア、(ウ)の数値、数式等を使用し、次に示す事項を表形式で記載すること。

なお、防災センター等から想定出火場所までの駆け付け経路、想定出火場所での区画形成等の対応行動の経路を記載した平面図を添付すること。

- (7) 防災要員の想定出火場所への駆け付け時間

- (イ) 消火器による初期消火開始の限界の時間

- (ウ) 屋内消火栓設備（補助散水栓）による初期消火開始の限界の時間

- (エ) 防火区画形成の開始の限界の時間

ウ 防災要員による自衛消防活動の予測結果

- (7) 想定出火場所等における予測確率

前ア、(ウ)、e、f、gの式を使用し、初期消火開始確率、区画形成開始確率を求めること。

なお、開始確率は、一覧表とし、次の事項に留意して作成すること。

- a 初期消火開始確率、区画形成開始確率は、階ごとに算出すること。
 - b 想定出火場所として選定した階以外の階は、想定出火場所とした基準階を基に、垂直移動時間のみが変化したものとして、開始確率を算出すること。
 - c 基準階を基に開始確率を算出することが困難な階は、想定出火場所に準じて開始確率を算出すること。
 - d 想定出火場所として選定した階を明確にしておくこと。
- (イ) 想定出火場所における防災要員の自衛消防活動終了時間
対応行動シーケンスに基づき防災要員が行動した場合、想定出火場所の自衛消防活動が、限界時間内に終了するか確認した図書を添付すること。

なお、対応行動の予測は、次の表を参考に対応行動シーケンスを基に作成すること。

対 応 行 動 予 測 表

No.	対 応 行 動 項 目 等	対応時間	
1	総合操作盤等の発報表示箇所の確認時間		
2	仮眠室への連絡、行動開始までの時間		
3	仮眠室から防災センターまでの移動時間		
4	役割分担の指示、携行品の準備に要する時間		
5	防災センターから階段、非常用E L V等までの移動時間		
6	非常用E L Vに乗込んでから動き出すまでの時間		
7	階段、非常用E L Vによる目的階までの移動時間		
8	非常用E L Vが停止して降りるまでの時間		
9	階段、非常用E L Vから出火場所付近までの移動時間		
防災要員の現場駆け付け時間（小計）			
以下の行動は 名で分担して行う。		①	②
10	出火場所を探す時間		
11	消火器による初期消火		
12	出火場所から非常電話（屋内消火栓設備）までの移動時間		
13	非常電話で防災センターに連絡する時間		
14	屋内消火栓設備のホース延長準備に要する時間		
15	出火場所まで屋内消火栓設備のホースを延長する時間		
16	屋内消火栓設備（補助散水栓）による初期消火時間		
17	非常電話から防火区画までの移動時間		
18	防火区画の形成及び避難の確認時間		
19	共同住宅の場合の出火室の避難の確認及び出入口の防火戸の閉鎖に要する時間		
20	共同住宅の場合の出火室両隣の室に避難の呼びかけをするのに要する時間		
21	排煙設備の起動に要する時間		
出火場所での対応行動終了時間（小計）			
対応行動終了までの予測時間（合計）			

(3) 防災センター等を中心とした自衛消防体制及び維持管理

ア 災害対応目標

予測結果を基に、当該防火対象物で火災が発生した場合、火災の段階に応じた自衛消防活動の基本となる目標を明記すること。

(7) 初期消火開始確率、区画形成開始確率共に70%以上の場合：

初期消火を優先して防火区画の形成を実施（必要防災要員数：最低2名）

(4) 初期消火開始確率、区画形成開始確率のいずれかが70%未満の場合：

初期消火と並行して防火区画の形成を実施（必要防災要員数：最低3名）

イ 防災センター等を中心とした自衛消防活動項目と対応行動シーケンス

対応行動シーケンスは、防災要員の人数、予測結果及び災害対応目標等を基に、次の事項に留意して、防災センター側の要員と現場側の要員とが行う自衛消防活動の内容を時系列にして作成すること。

(7) 自衛消防活動の中で遅延することにより被害が拡大することが予測される行動は、当該行動を優先すること。

(4) 自衛消防活動で行う内容が不可能と考えられる操作、行動等は、対応行動シーケンスから除外すること。

(9) 同一時期に2以上の行動を設定する場合には、行動に必要な人数が、現存する人数を上回ることがないように定めること。

(5) 次の行動に移るための条件、想定、選択肢等について整理すること。

ウ 防災要員数

(7) 予測結果等を基に、災害対応目標を達成するために必要な防災要員数を担当業務ごとに明記すること。

(4) 監視場所等を設けて防火対象物の監視等を行う場合は、当該場所（基地局、待機場所等を含む。）の防災要員数を役割分担ごとに明記すること。

(9) 防災要員の人数が時間帯等ごとに異なる場合は、それぞれの時間帯等ごとに明記すること。

エ 防災要員の資格

予測結果等を基に、災害対応目標を達成するために必要な防災要員個々に求められる消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災設備等の操作、監視等並びに災害に対する状況判断、活動等、役割分担に応じて求められる資格について、防災要員ごとに明確に示すこと。

オ 防災要員の責務と権限

(7) 防災要員を責任者と隊員とに分け、責任者と隊員とが火災時に行わなければならない事項「責務」と、それを履行するための権限の範囲（自動火災報知設備が作動した場合の対応、火災確認後の119番通報及び防火対象物内への連絡対応、避難誘導に関する対応等）を責任分担表等で明確にすること。

(4) 防災センターと副防災センターとが設置される防火対象物は、前(7)によるほか、防災センターと副防災センターとの主な責任範囲と責務について明確にすること。

(9) 監視場所で消防用設備等、特殊消防用設備等の監視等を行う防火対象物は、公開時間又は従業員時間帯とそれ以外の時間帯について、防災センター等ごとに防災要員を責任者と隊員とに分け、前(7)に準じて作成すること。

カ 防災センター等を中心とした自衛消防体制の維持管理

前アからオによる自衛消防体制の維持管理方法等を明確にすること。

(4) 防火対象物全体の自衛消防組織

ア 自衛消防組織編成

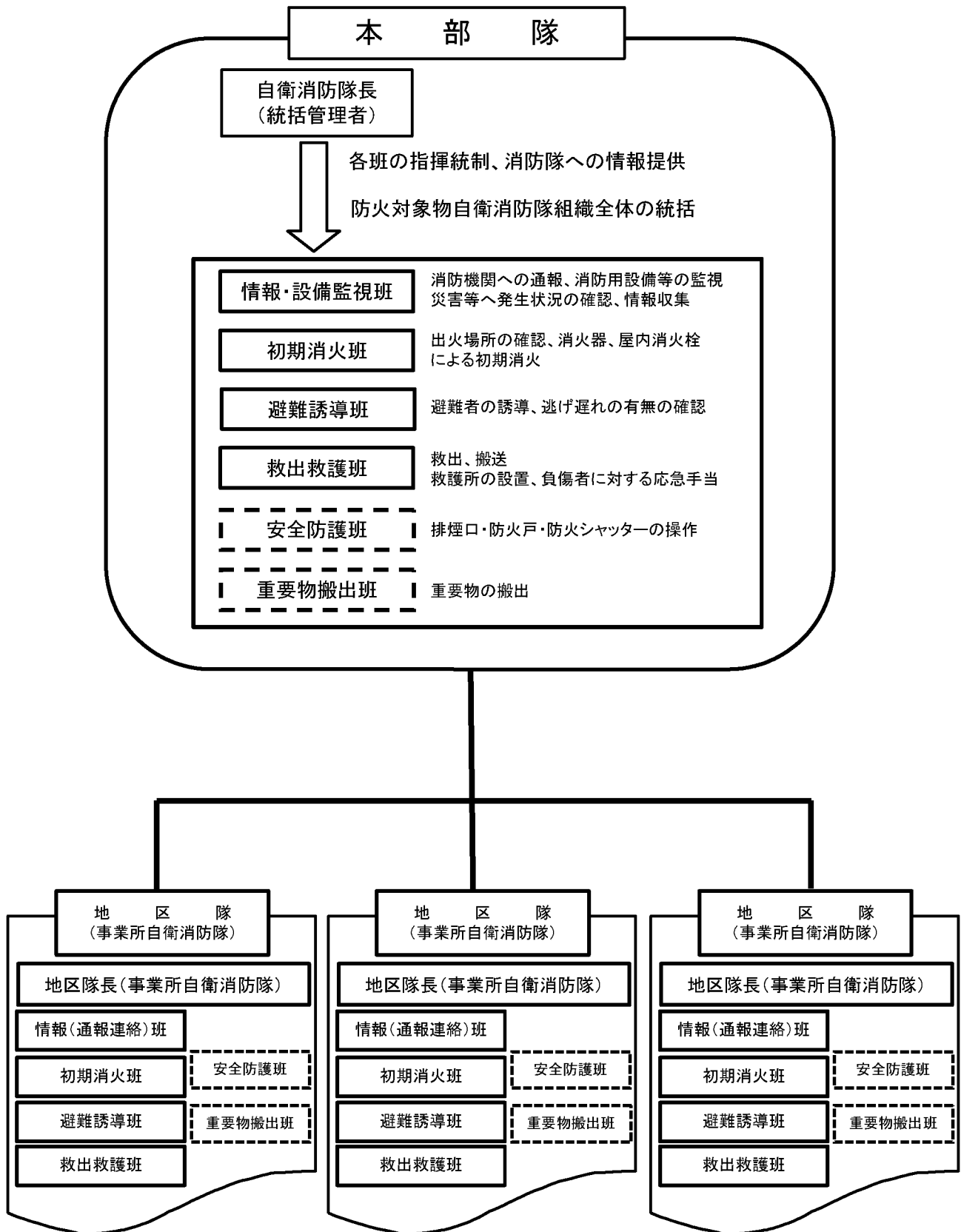
自衛消防組織は、次の事項を踏まえ関係者及び防火管理業務の一部受託業者から編成し、その組織を編成図等により明確にすること。

(7) 防災センターを自衛消防活動の中心として位置付け、防火対象物全体の自衛消防組織を編成すること。

(4) 防災センターを中心とした自衛消防活動のための指揮、主要活動等を行う本部

- 隊と主として階を単位として活動を行う地区隊とに分けて編成すること。
- (ウ) 本部隊は、防災要員及び所有者側の事業所の管理業務に携わる者等により編成すること。
 - (エ) 本部隊には、統括管理者を置き自衛消防組織を統括させるとともに、情報・設備監視、初期消火、避難誘導及び救出救護の各班を設けること。
 - (オ) 地区隊は、原則として事業所単位に階ごとに編成すること。ただし、同一階に複数の事業所がある場合は、各事業所が協力して階単位に編成する等、実態に応じて編成すること。
 - (カ) 地区隊には、地区隊長を置き、情報・設備監視、初期消火、避難誘導及び救出救護等の各班を設けること。
- イ 自衛消防組織内での役割分担
- (ア) 本部隊と地区隊の自衛消防活動上の主な役割と責任範囲を明確に定めること。
 - (イ) 統括管理者の任務と権限及び本部隊各班の役割を明確に定めること。
 - (ウ) 本部隊が地区隊に対して行わなければならない指示事項等を明確に定めること。
 - (エ) 地区隊が本部隊に対して報告しなければならない事項等を明確に定めること。
- (5) 消防計画及び全体についての消防計画への反映方法
- ア 消防計画及び全体についての消防計画への反映
- 防災センター管理計画の内容を法第8条（法第36条による読み替えを含む）に基づく消防計画及び法第8条の2（法第36条による読み替えを含む）に基づく全体についての消防計画へ反映する方法を定めること。
- イ 全体についての消防計画の実効性の確保
- 法第8条の2（法第36条による読み替えを含む）が適用される防火対象物は、全体についての消防計画の実効性を確保するため、建物全体の管理権原者が、賃貸契約、館内規則等に全体についての消防計画の内容を盛り込み、入居したテナントに当該内容を遵守させる旨を明確に定めておくこと。
- (6) 防災センター等を中心とした自衛消防活動の検証要領等
- 防災センター等を中心とした自衛消防活動の実効性を確認するために次の事項を含んだ検証方法が明確にされていること。
- ア 対応に係る行動の評価項目等
 - イ 対応時間の測定方法等
 - ウ 検証結果に対する改善方法等
 - エ その他検証に必要な事項

自衛消防隊組織編成図（例）



防災センター設置対象物の検証実施結果記録表（例）

1 検証対象物概要

名 称				所 在		
検証実施 年月日時間		年 月 日 時 分～ 時 分		検証責任者 連絡電話	氏名 TEL	
検証確認者		職・氏名				
防災センター勤務体制		昼 間		名		夜 間
						名
防災センター 勤務員	氏 名	資 格	年数	勤務年数	備 考	
想 定 出 火 階 及 び 出 火 場 所		階	出 火 場 所			

2 想定出火場所及び限界時間

想 定 出 火 階 及 び 出 火 場 所		限 界 時 間
階	出 火 場 所	

検 証 結 果 対 応 時 間 チ ェ ッ ク 表 （ 例 ）

（防災センター1名、現場駆け付け2名（A、B）の場合）

測 定 項 目	測 定 方 法	自動火災報知設備鳴動からの経過時間		
		防災センター勤務者	駆け付け者A	駆け付け者B
総合操作盤による出火場所の確認	防災LCD表示又は受信機により自動火災報知設備の発報箇所を確認して指差呼称するまでの時間	分 秒	分 秒	分 秒
仮眠室への連絡	防災センターからインターホン等で仮眠室へ連絡を完了する時間	分 秒	分 秒	分 秒
	仮眠の場合は 15 秒経過後行動を開始する		分 秒	分 秒
	仮眠室から防災センターまでの移動に要する時間		分 秒	分 秒
現場確認指示	非常放送、電話等で、他の隊員に対する現場確認の指示が終了するまでの時間	分 秒	分 秒	分 秒
非常放送（階選択・一斉放送）	在館者に対する、現場確認している旨の非常放送が終了するまでの時間	分 秒	分 秒	分 秒
防災センターから非常用エレベーターまで	現場駆け付け者が防災センターから非常用エレベーターまでの移動に要する時間		防災センター出発 分 秒 エレベーター到着 分 秒	防災センター出発 分 秒 エレベーター到着 分 秒
	非常用エレベーターに乗込んでから動き出すまでの時間		分 秒	分 秒
避難階から火災階まで	非常用エレベーターの扉が閉じて動き出し、火災階に到着して扉が開くまでの時間		分 秒	分 秒
	非常用エレベーターが目的階に止まって降りるのに要する時間		分 秒	分 秒
非常用エレベーターの附室から火点まで	非常用エレベーターの扉が開いてから火点を検索して火災と断定するまでの時間		分 秒	分 秒
火点から非常電話まで	現場駆け付け者が火災と断定し、防災センターに連絡するため、直近の非常電話等まで移動する時間		分 秒	分 秒

測定項目	測定方法	自動火災報知設備鳴動からの経過時間		
		防災センター勤務者	駆け付け者A	駆け付け者B
非常電話による火災報告等	現場駆け付け者が火災と断定し、防災センターに非常電話を使用して報告が終了するまでの時間	分 秒	分 秒	分 秒
非常電話から火点まで	現場駆け付け者が防災センターに火災の報告をし、火点に戻るまでの時間	分 秒	分 秒	分 秒
119番通報	防災センター要員が、119番通報を終了するまでの時間	分 秒	分 秒	分 秒
非常放送（階選択・一斉放送）	防災センター要員が在館者に対して非常放送を使用し、火災放送が終了するまでの時間	分 秒	分 秒	分 秒
空調停止	防災センター要員が空調停止を機械室等に依頼する電話等が終了するまでの時間	分 秒	分 秒	分 秒
初期消火（消火器）	消火器を火点に搬送し、放火のための動作を行った上で放水体勢をとり15秒間維持する		分 秒	分 秒
初期消火（屋内消火栓設備）	屋内消火栓設備のホース延長準備ができるまでの時間		分 秒	分 秒
	屋内消火栓設備のホースを火点まで延長する時間		分 秒	分 秒
	放水のための動作を行った上で放水体勢をとり30秒間維持する		分 秒	分 秒
排煙	排煙設備を現場で起動させるのに要する時間		分 秒	分 秒
区画形成	出火区画の防火戸、防火シャッター等により区画形成を完了するまでの時間	分 秒	分 秒	分 秒
避難確認	出火区画内に逃げ遅れがいないか確認に要する時間	分 秒	分 秒	分 秒
状況報告	現場から防災センターに活動状況等を連絡し終わるまでに要する時間	分 秒	分 秒	分 秒

対 応 行 動 の チェ ッ ク 項 目 （ 例 ）

			対象	チ ャ ッ ク 項 目
A	検 証 前 の 事 前 チ ェ ッ ク	共 通	自己	1 防災センター勤務者の勤務体制は、昼間・夜間、平日・休日とも計画どおりの人員で実施されているか。
			自己	2 検証する出火場所の想定は、予測時の条件と変更がないか。
			自己	3 建物使用后、予測時よりも条件の悪くなっている想定出火場所はないか。
			自己	4 想定出火場所の限界時間に変更はないか。
			自己	5 火災対応時（基本パターンと特殊パターン）のシーケンスが作成されているか。
			自己	6 建物使用后、予測時の対応シーケンスでは対応しきれない場合が生じていないか。
			自己	7 防災センター勤務者の待機場所・仮眠場所は、災害時支障がない場所か。
			隊長 隊員	8 防災センター勤務者は、防災センター管理計画及び消防計画の内容を的確に把握しているか。
B	火 災 の 発 見 と 現 場 確 認	自 動 火 災 報 知 設 備 の 覚 知 等	隊長 隊員	1 注意報、蓄積機能のある受信機での対応は、その時点で火災確認等の対応を実施しているか。
			隊長 隊員	2 総合操作盤等の発報場所の確認（防災LCDの表示等による現場平面図の確認）を行っているか。
			隊長 隊員	3 隊長を中心とし、各自の役割分担の指示・確認ができていないか。
			隊員	4 現場駆け付け者は、的確な携行品を所持したか。
			隊員	5 防災センター担当者は、現場を確認している旨の非常放送を実施したか。
			隊員	6 防災センター担当者は、非常用エレベーターを火災管制運転にする時に、かご内等にインターホン等でその旨を伝えたか。
			隊員	7 出火場所に行き火災の有無を確認したか。そのとき「火事だー」と2回以上叫んだか。
			隊員	8 火災を確認した者は、防災センター等へ報告したか。
C	消 防 機 関 へ の 通 報 等	電 話 及 び 火 災 通 報 装 置 等	隊員	1 防災センター勤務者は、現場からの火災の確認等の連絡により適切な時期に通報したか。
			隊員	2 通報内容は、良好だったか。
			隊員	3 火災通報装置による通報の場合、ボタンを押す時期は適切だったか。
			隊員	4 非常放送を使用し、火災である旨を在館者に知らせたか。
			隊員	5 非常放送の内容は、良好だったか。（エレベーターの使用禁止等、2回以上繰り返したか。）
D	初 期 消 火	消 火 器	隊員	1 消火器による初期消火の時期と場所は適切だったか。 また、操作手順は正しかったか。
			隊員	2 消火器の放出時間は適切だったか。（15秒）
		屋 内 消 火 栓 設 備	隊員	3 屋内消火栓設備による初期消火の時期と場所は適切だったか。 また、操作手順は正しかったか。
			隊員	4 屋内消火栓設備の放水時間は適切だったか。（30秒）
			隊員	5 屋内消火栓設備の延長ホースが障害となり、防火区画を構成する防火戸が閉鎖できないようなことはなかったか。

D	初期消火	共通	隊員	6 初期消火の状況或いは応援要請が必要かどうか防災センター等への確な報告をしていたか。
E	区画の形成	共通	隊員	1 出火区画を形成する防火戸及びシャッターの閉鎖状況を確認し、閉鎖していないものにあつてはただちに閉鎖されたか。
			隊員	2 逃げ遅れの有無を確認後に区画形成をしたか。
			隊員	3 訓練・検証の際に使用できないとした階段を避難のために使用しなかったか。
		エスカレーター	隊員	4 エスカレーター利用者の逃げ遅れを確認したか。
			隊員	5 区画内の残留者の有無を確認後にただちに防火シャッターの降下を完了したか。
		エレベーター	隊員	6 防災センター勤務者は、常用エレベーターを火災発生後の早い時点で火災管制をする旨非常放送又はかご内インターホンを使用して周知した後停止させたか。また、エレベーターは、出火階以外の階に停止させたか。
		共通	隊員	7 区画の形成確認後、その旨防災センター等へ報告したか。
F	情報伝達及び避難誘導	共通	隊員	1 自衛消防隊員への「火災発生」の情報伝達は、火災の発生によって在館者等の行動に混乱が生じる前に行われたか。
			隊員	2 在館者等への「火災発生」の情報伝達は適切に行われたか。
			隊長 隊員	3 避難指示放送は、防災センター責任者の指示により行われたか。
		共通	隊員	4 避難誘導は、事前計画通りに〔順次避難：一斉避難〕を行ったか。
			隊員	5 現場駆け付け者は、避難が的確に実施されているか確認したか。
			隊員	6 出火点の直近の排煙設備及び特別避難階段がある場合の附室の排煙設備を、出火後速やかに起動したか。
			隊員	7 防災センター勤務者は、出火後、ただちに空調設備等の停止を中央管理室等に指示したか。
			隊員	8 避難の確認後、その旨防災センター等へ報告したか。
G	消防隊への情報提供		隊長	消防隊への情報提供の内容は適切か。
H	その他	隊長 隊員	1	情報が防災センターを中心として一元化されていたか。
		隊長 隊員	2	防災センター要員の相互間の連絡が十分なされていたか。
		隊長 隊員	3	建物特有の必要とされる行動が適切に行われたか。

備考：1 検証確認者は、検証実施時に防災センター勤務員一人一人の行動についてチェック項目を参考にしてチェックすること。

2 F欄4の〔 〕内は、該当するものを選択すること。

3 H欄には、A～G欄以外で必要と認めるチェック事項を記載し活用すること。

防災センター評価申請添付図書目次（防災センター 1 箇所の場合 例）

第 1 章 防災センターの機能等に関する図書

- 第 1 防火対象物概要
 - 1 案内図
 - 2 防火対象物概要表
- 第 2 防火対象物概要図
 - 1 配置図
 - 2 立面図
 - 3 断面図
 - 4 各階平面図等
- 第 3 防災センター概要表
- 第 4 防災センターの構造等
 - 1 防災センター周り平面図
 - 2 防災センター防火区画図及び室内仕上表
 - 3 防災センター防水措置図
- 第 5 設備機器の配置図等
 - 1 防災センター設置機器配置図
 - 2 防災センター設置機器外観図及び詳細図
 - 3 防災センター設置機器耐震措置図
- 第 6 機能等に関する図書
 - 1 消防・防災設備等設置一覧表及び表示項目
 - 2 総合操作盤等の機能表
 - 3 総合操作盤等の機能部表
 - 4 防災センターシステム構成図
 - 5 連動制御システムフロー図
- 第 7 総合操作盤等に関する図書
 - 1 総合操作盤の機器仕様書
 - 2 防災LCDの機能
 - 3 防災LCDシンボル一覧表
 - 4 防災LCDパターン図例
 - 5 受信機プリンター等の印字内容、印字例
 - 6 火災受信盤、放送設備等の警報音及び音声警報音
 - 7 消防用設備等別機能一覧表及び取扱い説明
 - 8 付属機能一覧表
- 第 8 電源及び維持管理に関する図書
 - 1 防災センター内電源系統図
 - 2 バックアップ電源の時間的容量
 - 3 維持管理（機器の維持管理計画・精密点検・法定点検・点検資格）
 - 4 防災センター等に備え付ける図書

第2章 防災センター管理計画

- 第1 防火管理体制概要表
- 第2 火災発生時の対応行動
 - 1 防災センター側勤務者
 - 2 現場駆け付け者
- 第3 自衛消防活動の行動予測等
 - 1 対応行動終了までの限界時間
 - 2 想定出火場所及び標準火源
 - 3 予測方法
 - (1) 移動速度
 - (2) 出火時間
 - (3) 防災要員の人数
 - (4) 防災要員の組織体制
 - (5) 防火区画を構成する防火戸、防火シャッター等の不作動確率
 - (6) 火災発生場所及び現場確認に係る行動
 - 4 予測内容
 - (1) 火災拡大状況に合わせた初期消火に係る行動
 - ア 初期拡大段階
 - イ 室内拡大段階
 - ウ 火災の拡大段階における対応行動の確率
 - (2) 各階の予測確率と災害対応
 - 5 予測結果（前3に包含しても可）
- 第4 防災センターを中心とした自衛消防体制及び維持管理
 - 1 災害対応目標
 - 2 防災センターを中心とした自衛消防活動項目と対応行動シーケンス
 - 3 防災要員数
 - 4 防災要員の資格
 - 5 防災要員の責務と権限
 - 6 防災センターを中心とした自衛消防体制の維持管理
- 第5 防火対象物全体の自衛消防組織
 - 1 自衛消防組織の編成
 - (1) 自衛消防組織
 - (2) 本部隊と地区隊の連携
 - (3) 本部隊の構成
 - (4) 地区隊の構成
 - 2 自衛消防組織内での役割分担
 - (1) 本部隊と地区隊の役割と責任範囲
 - (2) 統括管理者の任務と権限及び本部隊各班の役割
 - (3) 本部隊が地区隊に行う指示事項
 - (4) 地区隊が本部隊に行う報告事項
- 第6 消防計画及び全体についての消防計画への反映方法
 - 1 消防計画及び全体についての消防計画への反映
 - 2 全体についての消防計画の実効性の確保
- 第7 防災センターを中心とした自衛消防活動の検証要領等

注1）委員会委員長、幹事会座長の要請により、上記以外に図書の作成をする場合がある。

注2）原則としてA4版で作成し、記入する文字等は努めて大きくすること。

防災センター評価制度についての問い合わせ先

一般社団法人 東京防災設備保守協会【略称】保守協会
防火安全部 防災センター評価室

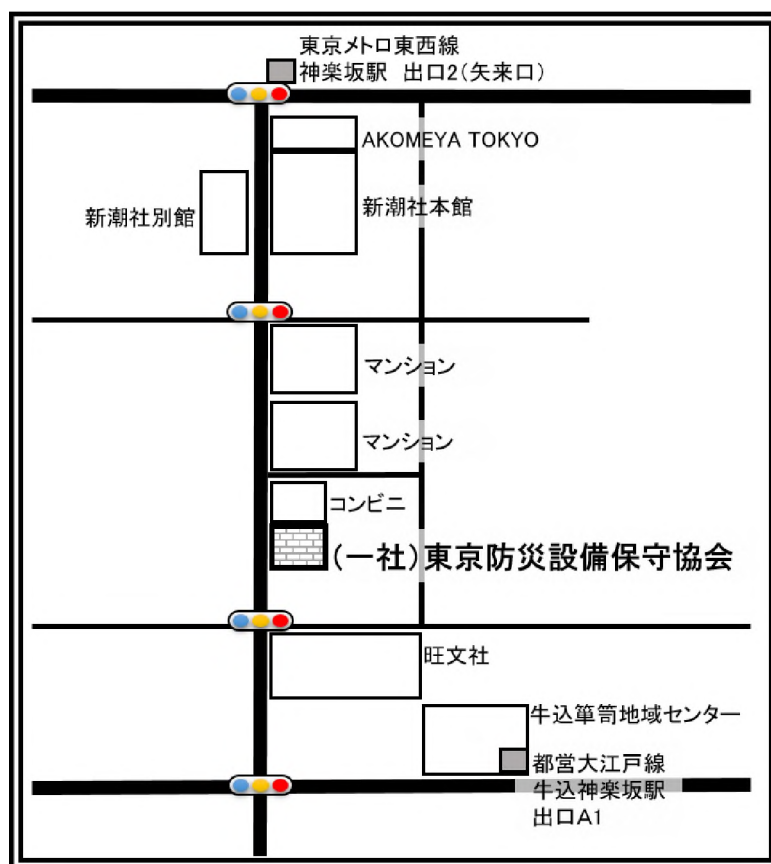
〒162-0805 東京都新宿区矢来町 8 1 番地の 3

TEL 03-5261-4181

FAX 03-5261-8336

(URL <http://www.hosyu-kyokai.or.jp>)

ご案内



東京メトロ東西線 神楽坂駅 出口 2 (矢来口) より徒歩 5 分

都営地下鉄大江戸線 牛込神楽坂駅 出口 A 1 より徒歩 5 分

防災センター評価制度の手引き

発	行	平成 5 年 4 月	発	行
		平成 6 年 1 0 月	第 1 回更新	
		平成 1 0 年 1 2 月	第 2 回更新	
		平成 1 3 年 6 月	第 3 回更新	
		平成 1 4 年 7 月	第 4 回更新	
		平成 1 5 年 7 月	第 5 回更新	
		平成 1 6 年 1 0 月	第 6 回更新	
		平成 1 8 年 1 0 月	第 7 回更新	
		平成 2 1 年 7 月	第 8 回更新	
		平成 2 3 年 6 月	第 9 回更新	
		平成 2 4 年 4 月	第 1 0 回更新	
		令和 2 年 9 月	第 1 1 回更新	

編集発行 一般社団法人 東京防災設備保守協会
Tokyo DSEM Association
〒162-0805 東京都新宿区矢来町 81 番地の 3
電話（代表）03-5261-4155
ファックス 03-5261-8336

無断転載禁ずる